

# 栗原市立地適正化計画

令和4年3月



# 目次

<b>第1章 立地適正化計画の概要</b>	<b>1</b>
はじめに	1
1. 背景・目的	1
2. 立地適正化計画において定めるべき事項	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 対象区域	3
5. 目標年次	3
<b>第2章 本市の現状分析</b>	<b>4</b>
1. 市の現状分析	4
1.1 位置・地勢	4
1.2 沿革	4
1.3 都市計画区域の経緯	4
1.4 人口、世帯数	5
1.5 土地利用現況	9
1.6 都市基盤整備の状況	11
1.7 法規制状況	13
1.8 公共交通の状況	17
1.9 財政状況	20
1.10 都市機能増進施設の整理	22
2. 上位・関連計画等の把握	46
2.1 第2次栗原市総合計画	46
2.2 第2次栗原市国土利用計画	47
2.3 栗原市都市計画マスタープラン（改定中）	48
2.4 栗原市公共施設等総合管理計画	49
2.5 栗原市地域公共交通網形成計画	50
2.6 栗原市中核機能地域の整備の基本構想	51
2.7 立地適正化計画におけるまちづくりの方針の整理	52
3. 将来見通し	55
3.1 将来人口の見通し	55
3.2 地域別の将来人口の比較	57
<b>第3章 まちづくりの課題整理</b>	<b>60</b>
1. まちづくりの課題整理	60

1. 1	分野別の課題の整理	60
1. 2	解決すべき課題の抽出	64
<b>第4章 まちづくりの基本方針</b>		<b>65</b>
1.	まちづくりの基本方針	65
1. 1	都市づくりのテーマ（将来都市像）	65
1. 2	立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針	65
2.	将来都市構造	67
3.	課題解決のための施策・誘導方針	72
<b>第5章 居住誘導区域の設定</b>		<b>74</b>
1.	居住誘導区域の基本的な考え方	74
2.	居住誘導区域の設定	75
2. 1	区域設定の流れ	75
2. 2	居住誘導区域の設定	76
<b>第6章 都市機能誘導区域の設定</b>		<b>78</b>
1.	都市機能誘導区域の基本的な考え方	78
2.	都市機能誘導区域の設定	79
2. 1	区域設定の流れ	79
2. 2	都市機能誘導区域の設定	80
3.	誘導施設	82
3. 1	誘導すべき機能（誘導施設）の設定の考え方	82
3. 2	誘導すべき機能（誘導施設）の整備方針の検討	83
3. 3	誘導施設の設定	87
<b>第7章 誘導施策</b>		<b>88</b>
1.	居住誘導区域内に居住を誘導するために講ずべき施策	88
2.	都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策	89
2. 1	法に基づく施策	89
2. 2	都市機能の維持・誘導をするための施策	89
2. 3	公共交通の利便性やサービスの向上	90
2. 4	中心市街地の活性化によるにぎわいの創出と魅力の向上	90
2. 5	市有不動産の有効活用施策	91
<b>第8章 防災指針の検討</b>		<b>92</b>
1.	居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出	93
1. 1	居住誘導区域等の災害ハザード情報等の収集、整理	93
1. 2	地区ごとの防災上の課題の整理	94

2.	防災まちづくりの将来像、取組方針	96
2. 1	防災まちづくりの将来像	96
2. 2	取組方針	96
3.	具体的な取組、スケジュール、目標値	99
3. 1	防災に関する具体的な取組とスケジュール	99
3. 2	目標値	100

## 第9章 実現化方策及び評価・見直し等の方針 101

1.	実現化方策の検討	101
1. 1	法に基づく届出制度	101
2.	目標値の設定	103
3.	計画の評価・見直し	104

# 第1章 立地適正化計画の概要

## はじめに

人口減少や少子高齢化が進行する中で、栗原市の人口は平成 27 年時点での約 7 万人から、概ね 20 年後には約 4 万 8 千人、老年人口の割合は約 46%になると推計されています。

この中で、人々の住まいや、医療・福祉・商業、公共交通などの生活サービスを、利用しやすい場所に誘導し安全で暮らしやすく、将来にわたって市民が安定した生活に必要な施設や、公共交通機関を継続して利用できるようにするために、どのようなまちを目指していくのかを示した計画が立地適正化計画です。

## 1. 背景・目的

国では、現在急速な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地方都市をはじめとした多くの都市において空き地・空き家等の低未利用地が発生する「都市のスポンジ化」が進行しています。そのため、日常生活に必要な医療・福祉・商業等といった生活利便機能の低下、治安景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じています。

このため、国は地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため、平成 26 年（2014 年）に都市再生特別措置法（平成 14 年（2002 年）法律第 22 号）を改正し、立地適正化制度を創設しました。

本市においても、財政運営が厳しくなると予測されるなか、人口減少や少子高齢化が進行し、特に高齢者人口が増加するなど、取り巻く環境が大きく変化しています。誰もが安心して暮らせ、豊かで活力ある「持続可能な都市経営」を実現することが大きな課題となっております。

こうした背景を踏まえ、栗原市都市計画マスタープランの将来都市像である「自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 くりはら」を目指すため立地適正化計画を策定します。

栗原市都市計画マスタープランが示す将来都市像



## 2. 立地適正化計画において定めるべき事項

立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項に係る上位・関連計画との調整及び整合を図り、現況把握などを考慮し策定するものです。

立地適正化計画では次の内容を定める必要があります。なお、区域を定めるほか、その他必要な誘導施策等についても記載します。

- ・立地適正化計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域）
- ・都市機能誘導区域（誘導施設の立地を誘導すべき区域）
- ・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設
- ・誘導のために講ずべき施策
- ・都市の防災に関する機能の確保に関する指針
- ・その他、必要な事項（公共交通等に関する施策など）

[都市再生特別措置法 第81条第2項]

### 【立地適正化計画の区域イメージ】



#### 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を定める

#### 誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設を定める

#### 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を定める

#### 公共交通

都市機能誘導区域にアクセスしやすくする公共交通のあり方を定める

### 3. 計画の位置づけ

立地適正化計画は、県及び市の上位計画に即すとともに、各種のまちづくりに関連する計画との整合・連携を図るものです。

また、都市計画分野においては、栗原市都市計画マスタープランとの整合を図るとともに、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の具体的取り組み方策を示し、将来都市構造や土地利用方針の実現化を推進するものです。

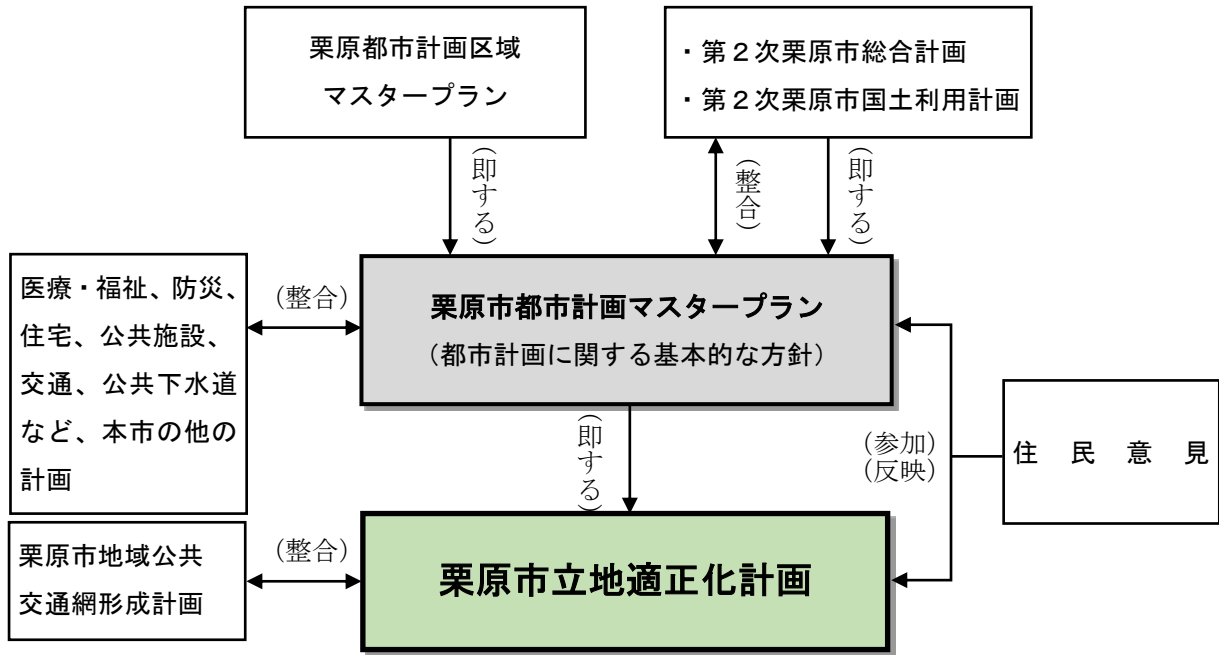


図 立地適正化計画の位置づけ

### 4. 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体に定めることが基本となります。このため、栗原市立地適正化計画の区域は、本市に指定されている「都市計画区域の全域」を対象とします。

### 5. 目標年次

本立地適正化計画が目指す目標年次は、令和4年度より概ね20年後とします。

ただし、各種統計データを用いる推計については、栗原市都市計画マスタープランと整合を図るため平成27年(2015年)の国勢調査結果を基準としており、令和22年(2040年)を将来目標として算出しています。なお、5年ごとに計画の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 第2章 本市の現状分析

---

## 1. 市の現状分析

---

### 1. 1 位置・地勢

栗原市は宮城県の北西部に位置し、北は岩手県一関市及び秋田県湯沢市に、東は登米市に、南は大崎市に接する約 805 平方キロメートルの面積を有する県内最大の市となっています。

一般国道 4 号、東北縦貫自動車道が南北に、一般国道 398 号が東西を貫き、東北新幹線や JR 東北本線により、仙台市や首都圏等への移動が容易な公共交通ネットワークを有しています。

市の北部には国定公園栗駒山があり、そこから南東に向かって迫川、二迫川、三迫川、夏川、金流川、長崎川、小山田川などが流れています。

南東部にはラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼があります。

### 1. 2 沿革

栗原市は平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に 10 町村が合併して新たに誕生しました。合併まで約 50 年間にわたって 10 町村によって運営されており、それぞれの地区に固有の長い歴史があります。また、弥生時代に始まった稲作農業が田園景観の礎を築き、現代に継承されています。

迫川、二迫川、三迫川、長崎川や小山田川などの河川が奥羽山脈の山岳地帯からゆるやかな台地へと流れ河岸段丘、扇状地をつくり、旧石器時代からこの地に人々が住んでいたことが遺跡から明らかになっています。

### 1. 3 都市計画区域の経緯

本市にはかつて旧築館都市計画区域、旧若柳都市計画区域、旧栗駒都市計画区域、旧鶯沢都市計画区域の 4 つの都市計画区域が存在していました。平成 17 年の町村合併により栗原市が誕生し、都市計画区域は平成 22 年に旧築館都市計画区域、旧若柳都市計画区域の一体化、旧鶯沢都市計画区域の廃止などの再編が行われ、現在の栗原都市計画区域となりました。



## 1. 4 人口、世帯数

### (1) 総人口

■本市の人口は減少傾向が続いています。

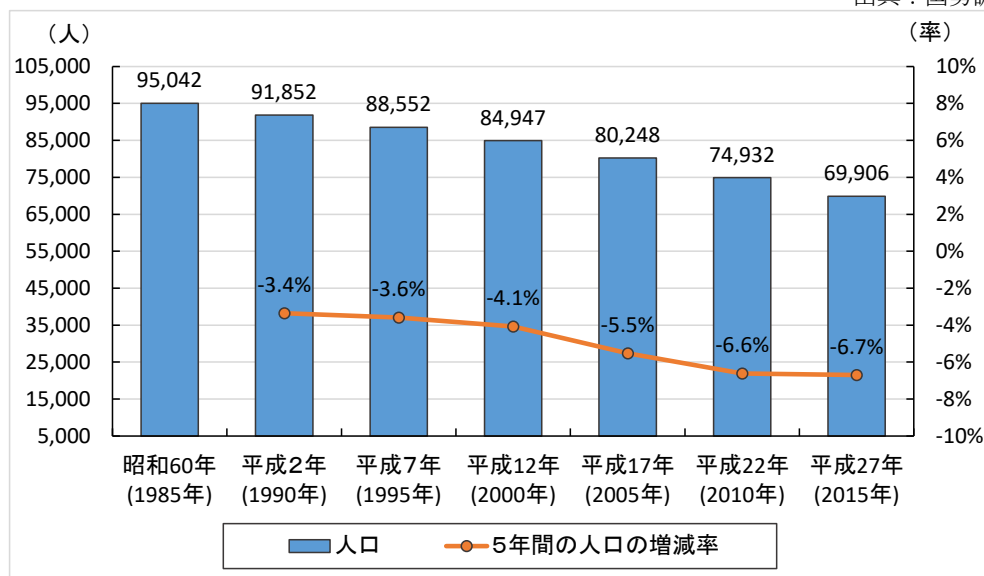
○本市の人口は減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）国勢調査における総人口は 69,906 人で、平成 2 年（1990 年）では 90,000 人台であったものが、60,000 人台となっています。

○5 年間の人口の増減率は、平成 2 年（1990 年）で-3.4%、平成 27 年（2015 年）で-6.7%と、近年、急速に人口減少が進んでいることがうかがえます。

図表 人口の推移

	人口（人）						
	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
栗原市	95,042	91,852	88,552	84,947	80,248	74,932	69,906
5年間の増減率	—	-3.4%	-3.6%	-4.1%	-5.5%	-6.6%	-6.7%

出典：国勢調査（総務省）



<参考：都市計画区域及び用途地域の人口>

○平成 22 年から平成 27 年の 5 年間で都市計画区域内人口は約 1,000 人増加しています。

○平成 22 年から平成 27 年の 5 年間で用途地域内人口は約 500 人増加しています。

表 都市計画区域と用途地域の人口の推移

区 域	人口（人）	
	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
都市計画区域	32,350	33,296
用途地域	12,483	12,908

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 1.2 及び 2.1）より集計  
 ※集計方法：国勢調査の小地域を同じ大きさのメッシュ（ここでは 100m 四方の区域）に区切ったデータから都市計画区域と用途地域に該当するメッシュ人口を算出。

## (2) 年齢別人口

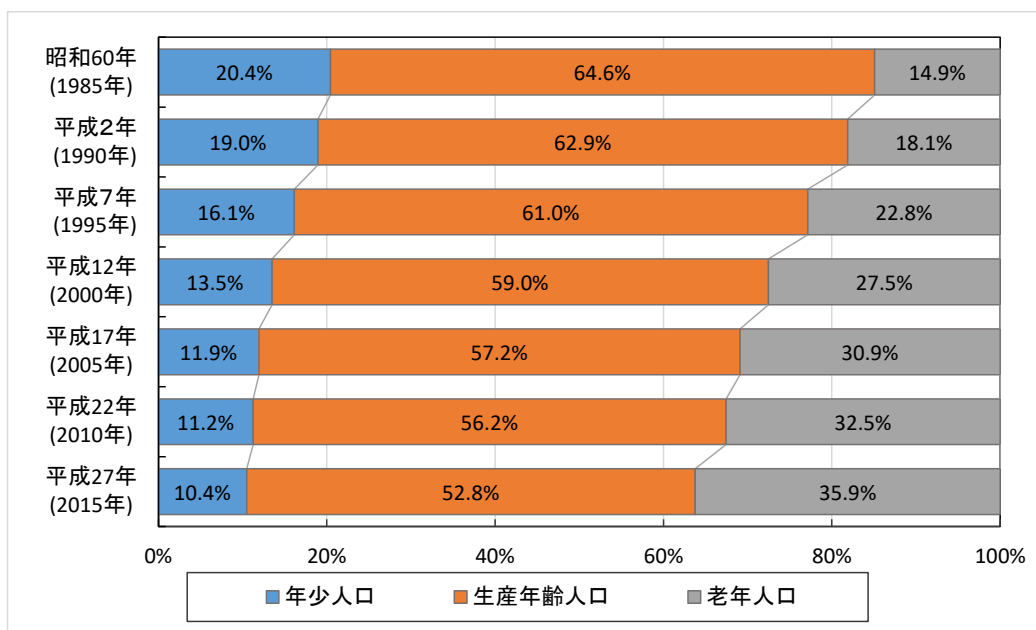
- 年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進展しています。
- 高齢化率（老年人口の構成比）は宮城県平均を大幅に上回っています。

- 平成 27 年（2015 年）の年少人口(15 歳未満)は 7,255 人、構成比は 10.4%となっており、人数、比率とも減少傾向にあります。
- 平成 27 年（2015 年）の生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)は 36,888 人、構成比は 52.8%となっており、人数、比率とも減少傾向にあります。
- 平成 27 年（2015 年）の老年人口(65 歳以上)は 25,064 人、構成比は 35.9%となっており、人数、構成比ともに増加傾向にあります。構成比は県平均の 25.2%を 10 ポイント以上上回っています。

図表 年齢別人口の推移

	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	15歳未満 (人)	構成比 (%)	15歳以上 65歳未満 (人)	構成比 (%)	65歳以上 (人)	構成比 (%)
昭和60年（1985年）	19,428	20.4%	61,426	64.6%	14,188	14.9%
平成2年（1990年）	17,410	19.0%	57,814	62.9%	16,624	18.1%
平成7年（1995年）	14,282	16.1%	54,036	61.0%	20,234	22.8%
平成12年（2000年）	11,466	13.5%	50,099	59.0%	23,382	27.5%
平成17年（2005年）	9,576	11.9%	45,866	57.2%	24,804	30.9%
平成22年（2010年）	8,427	11.2%	42,079	56.2%	24,383	32.5%
平成27年（2015年）	7,255	10.4%	36,888	52.8%	25,064	35.9%
宮城県（平成27年）	286,003	12.3%	1,410,322	60.4%	588,240	25.2%

出典：国勢調査（総務省）



### (3) 世帯数

- 世帯数は平成12年(2000年)まで増加傾向、以降は減少に転じています。
- 世帯当たり人員は減少傾向にあり、高齢化の進展が影響していると考えられます。

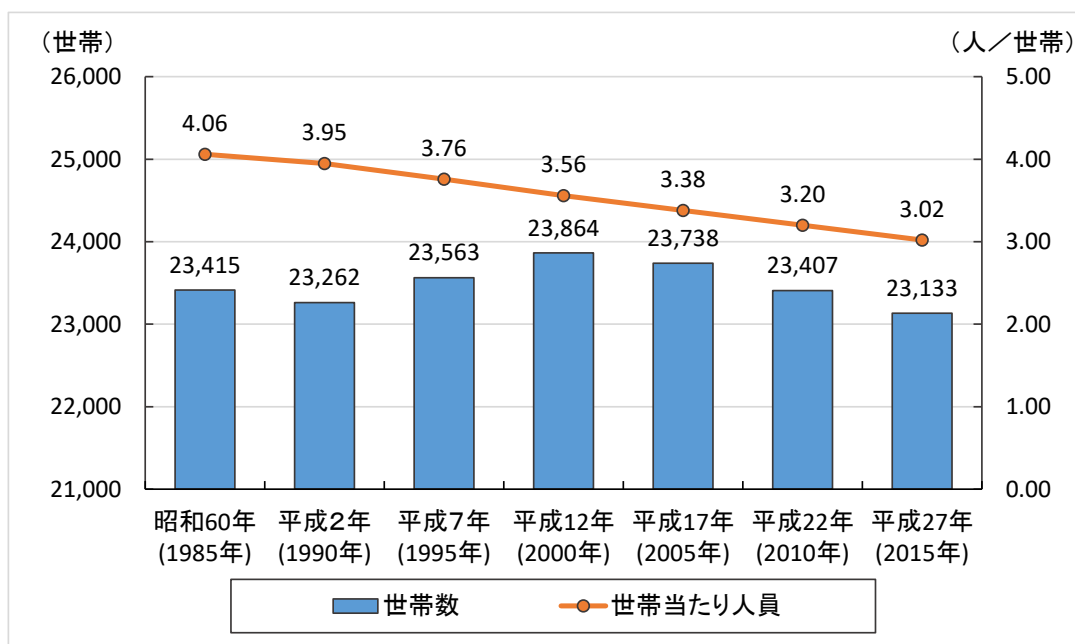
○平成27年(2015年)における世帯数は23,133世帯であり、平成12年(2000年)までは増加傾向にありましたが、それ以降は微減傾向であり、23,000世帯台を維持しています。

○世帯当たり人員は平成27年(2015年)で3.02人/世帯と減少傾向が続いており、人口減少とともに、高齢化の進展による高齢単身者または高齢夫婦のみ世帯、若年層の単身世帯などが増加していると推測されます。

図表 世帯数、世帯当たり人員の推移

	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世帯数(世帯)	23,415	23,262	23,563	23,864	23,738	23,407	23,133
世帯当たり人員 (人/世帯)	4.06	3.95	3.76	3.56	3.38	3.20	3.02

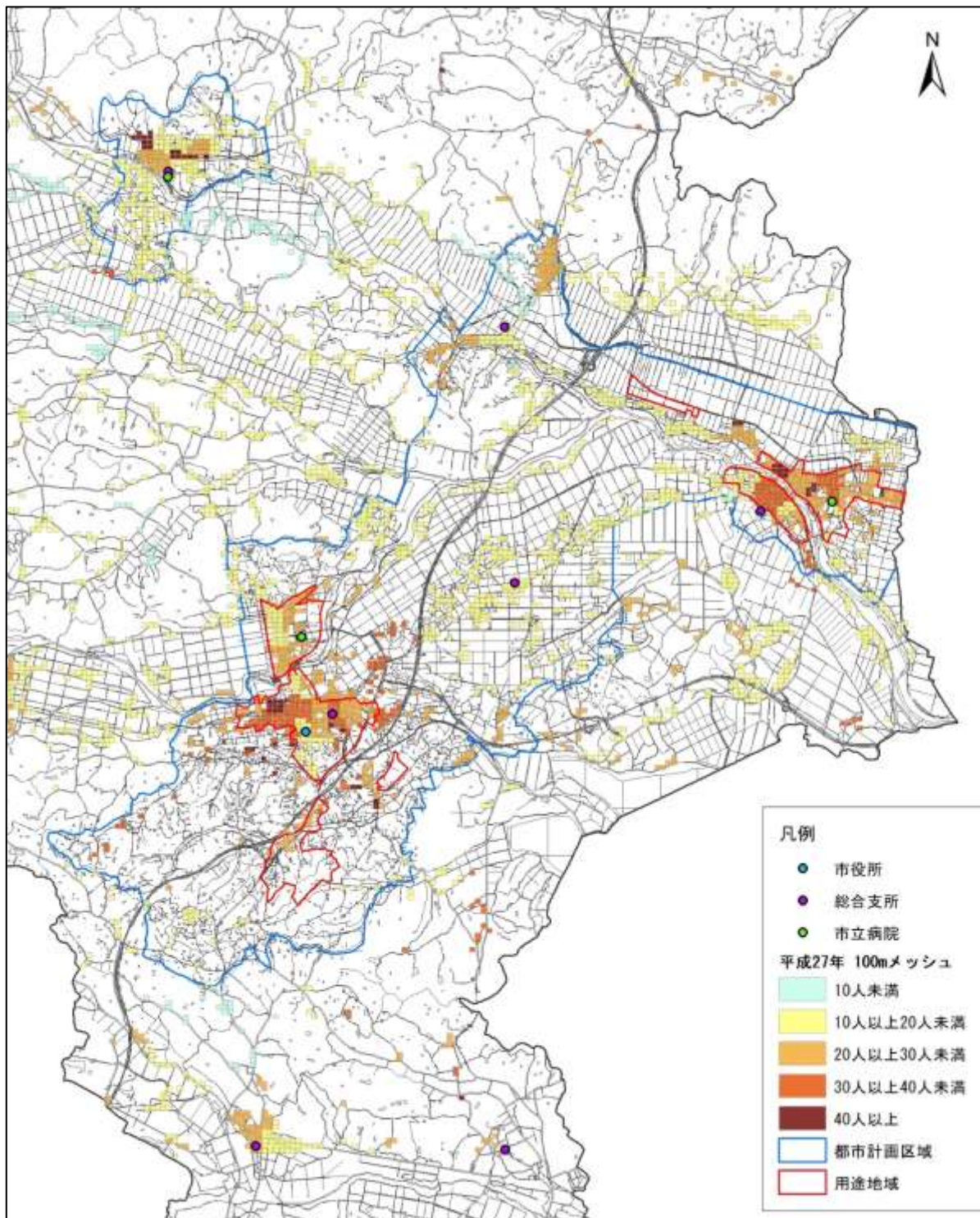
出典：国勢調査(総務省)



#### (4) 100mメッシュ人口密度

■将来的には用途地域内の人口も減少すると見込まれています。

○人口メッシュによる将来推計の状況をみると、都市計画区域の白地地域（用途地域の指定のない地域）の人口は、ほとんどの地域で減少すると見込まれ、用途地域内においても人口が集積している地域では増加すると見込まれている部分もありますが、その他の大部分は減少すると見込まれています。



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン2.1）

図 人口密度（平成27年）

## 1. 5 土地利用現況

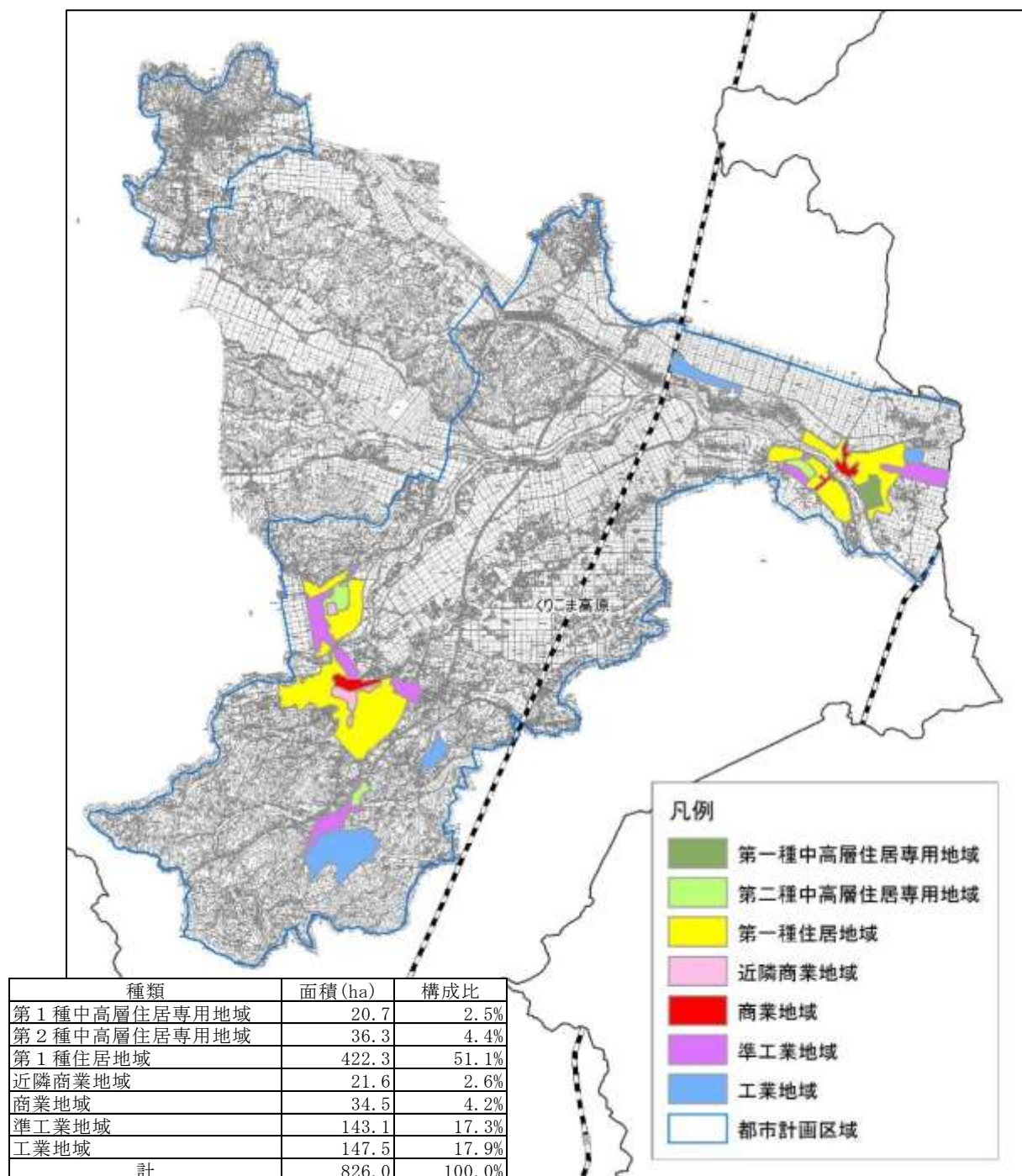
### (1) 都市計画の指定状況

■本市の都市計画区域内には用途地域が定められ、住居系、工業系用途地域の割合が高くなっています。

○本市の都市計画区域は 8,997ha で行政区域面積（80,497ha）の約 11%を占めています。

○都市計画区域内には用途地域が指定されており、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域の住居系用途地域が 58%、準工業地域、工業地域の工業系用途地域が約 35%となっています。

図表 用途地域の指定状況



## (2) 土地利用状況

■森林、農地などの自然的土地利用が市全体の7割以上を占めています。

○市全体の土地利用状況については、田、畑、森林、原野などの自然的土地利用が大部分を占め、あわせて市全体の7割以上を占めています。

○住宅地や工業地などの宅地は3.9%となっています。

表 土地利用状況

	総面積	農地			森林	原野等	水面・河川	道路	宅地			その他	
		田	畑						住宅地	工業用地	その他の宅地		
令和元年 (ha)	80,497	17,660	15,300	2,360	44,157	414	3,702	3,150	3,101	2,160	194	747	8,313
(構成比)	100.0%	21.9%	19.0%	2.9%	54.9%	0.5%	4.6%	3.9%	3.9%	2.7%	0.2%	0.9%	10.3%

出典：利用区分別土地利用の現況（宮城県）

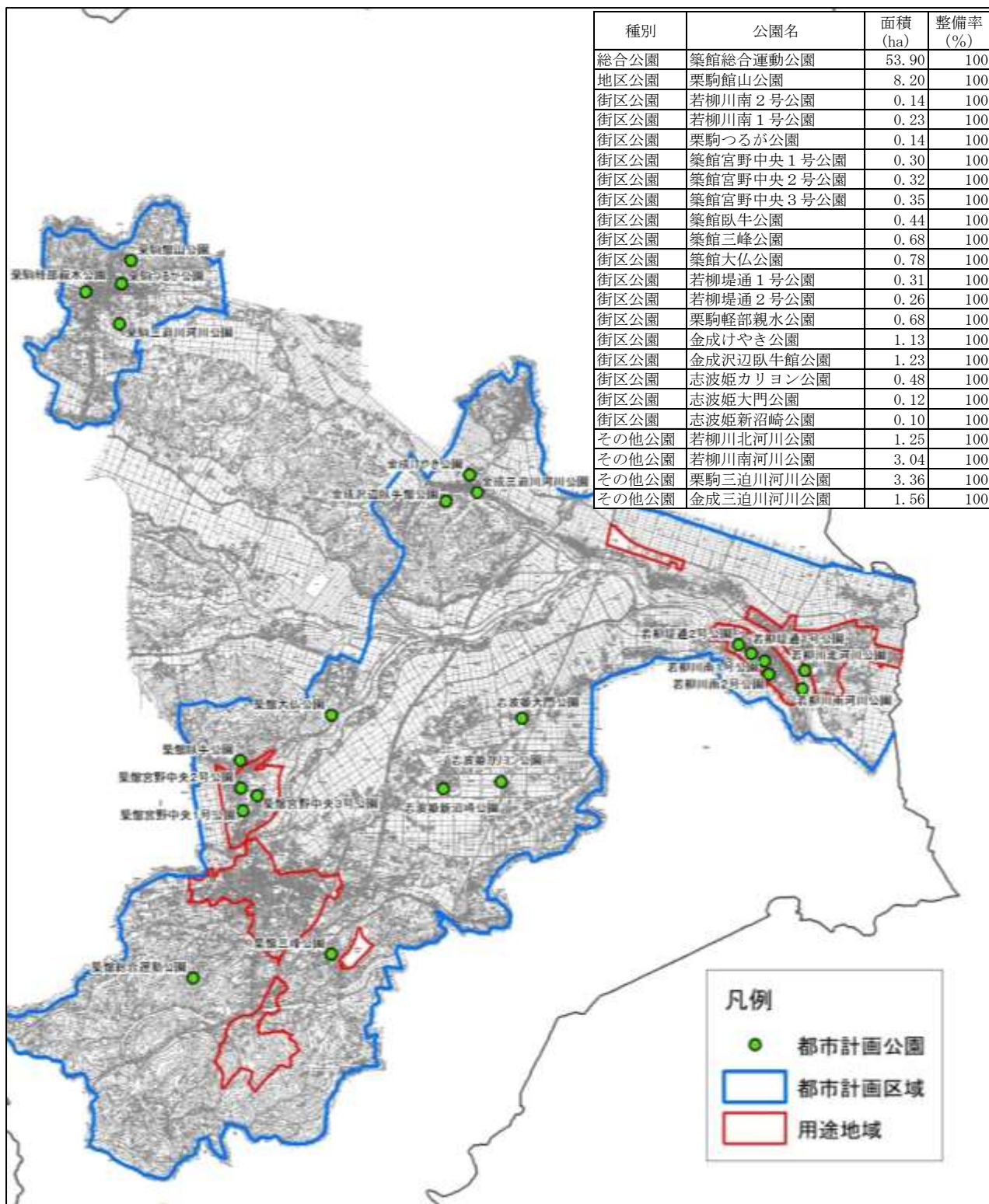
## 1. 6 都市基盤整備の状況

### (1) 公園

■都市計画公園はすべて整備済みとなっています。

○都市計画区域内には総合公園、街区公園など数多くの都市計画公園が位置し、全ての公園が整備済みとなっています。

図表 都市計画公園の状況



## (2) 公共下水道

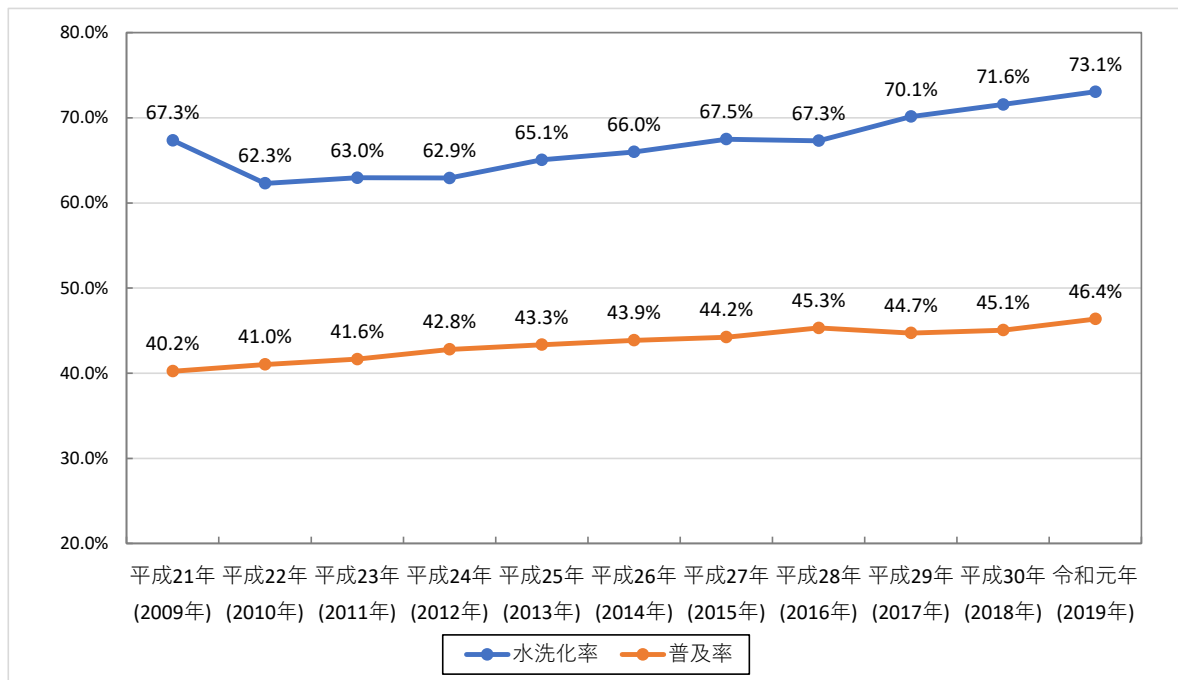
■下水道事業は年々進められており、普及率、水洗化率が増加しています。

〇年々、下水道事業が進められており、本市の下水道普及率は令和元年（2019年）で46.4%、水洗化率は73.1%となっています。

図表 下水道の状況

年次	総人口 (A)	処理区域人口 (B)	水洗化人口 (C)	普及率 (B/A)	水洗化率 (C/B)
平成21年 (2009年)	77,340	31,111	20,953	40.2%	67.3%
平成22年 (2010年)	76,202	31,267	19,478	41.0%	62.3%
平成23年 (2011年)	75,296	31,359	19,743	41.6%	63.0%
平成24年 (2012年)	74,467	31,873	20,054	42.8%	62.9%
平成25年 (2013年)	73,355	31,799	20,687	43.3%	65.1%
平成26年 (2014年)	72,234	31,688	20,912	43.9%	66.0%
平成27年 (2015年)	71,222	31,507	21,265	44.2%	67.5%
平成28年 (2016年)	70,059	31,745	21,364	45.3%	67.3%
平成29年 (2017年)	68,946	30,835	21,628	44.7%	70.1%
平成30年 (2018年)	67,829	30,557	21,867	45.1%	71.6%
令和元年 (2019年)	66,618	30,887	22,563	46.4%	73.1%

出典：みやぎの下水道（宮城県）





## 1. 7 法規制状況

### (1) 農業振興地域

■用途地域を除く都市計画区域の大部分が農業振興地域となっています。

○都市計画区域内の用途地域を除く平野部の大部分には農業振興地域が指定されています。

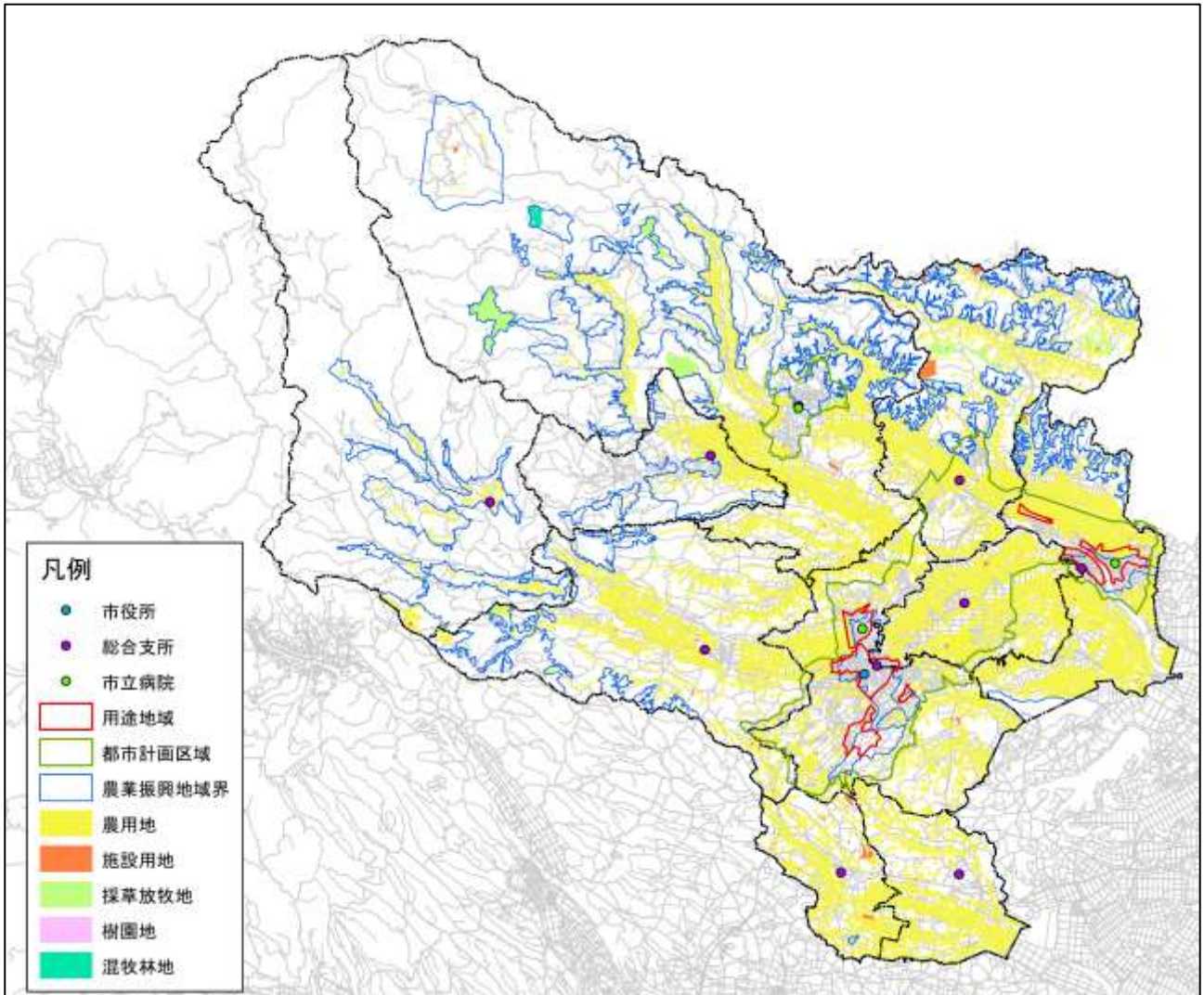


図 農業振興地域の状況

出典：栗原市農業振興地域整備計画 土地利用計画図

## (2) 土砂災害危険箇所

■都市計画区域内の一部に土砂等による災害危険箇所がみられます。

○土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などの災害危険箇所は、山間部に多くみられ、都市計画区域内には一部のみとなっています。

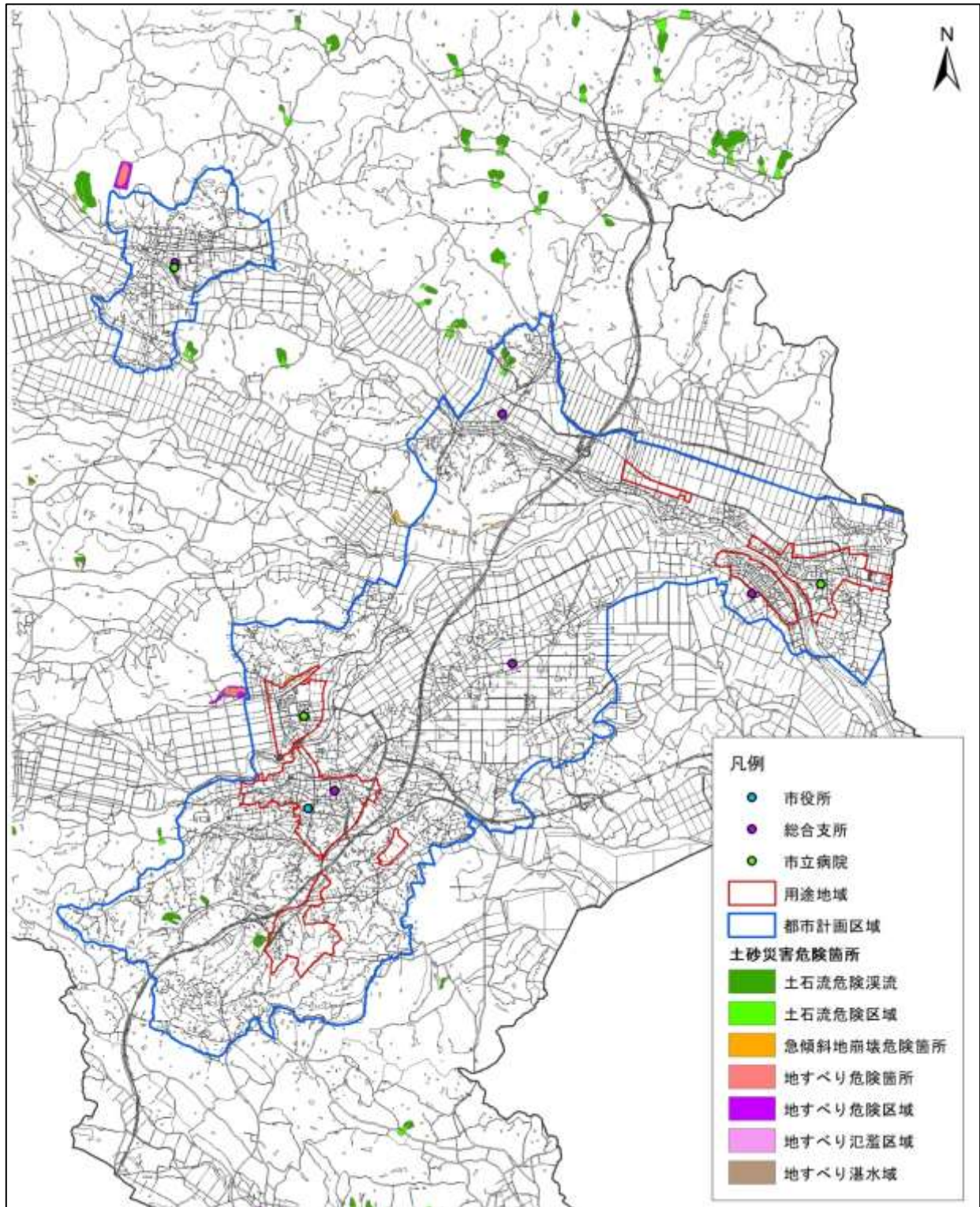


図 土砂災害危険箇所

出典：栗原市洪水・土砂災害ハザードマップ

### (3) 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

■市街地を含む都市計画区域内に洪水浸水想定区域が指定されています。

○迫川の氾濫による洪水浸水想定区域として、迫川流域の築館地域及び若柳地域の用途地域内に洪水浸水想定区域（想定最大規模）※が指定されています。

※洪水浸水想定区域（想定最大規模）：宮城県が作成した1000年に1度程度の降雨量を上回る規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域

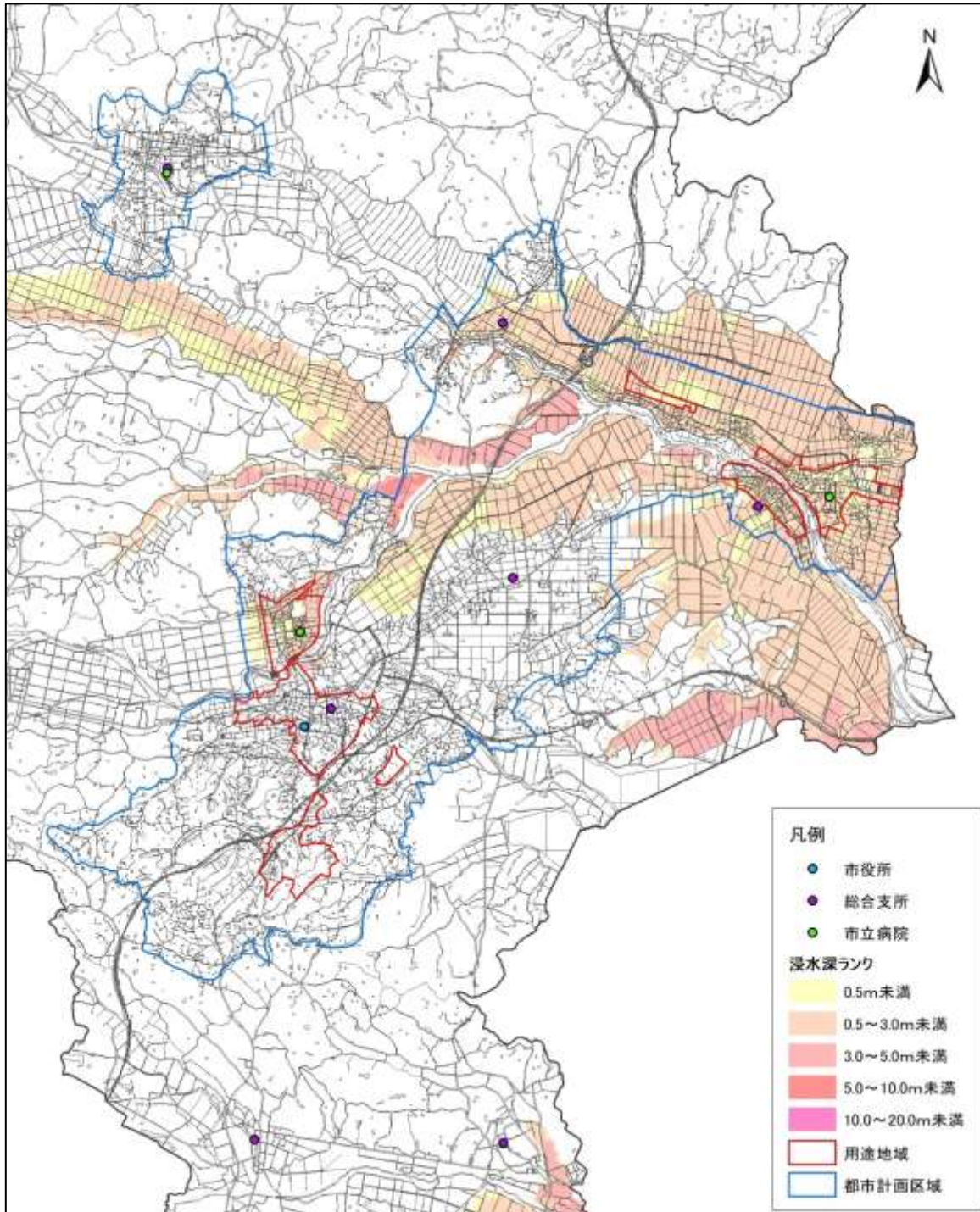


図 迫川の氾濫による洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：栗原市洪水・土砂災害ハザードマップ

#### (4) 洪水浸水想定区域（計画規模）

■市街地の一部と都市計画区域内に洪水浸水想定区域が指定されています。

○迫川の氾濫による洪水浸水想定区域として、迫川流域の築館地域及び若柳地域の用途地域内の一部に洪水浸水想定区域（計画規模）※が指定されています。

※洪水浸水想定区域（計画規模）：宮城県が作成した迫川の築館地域で50年に1度程度、若柳地域で100年に1度程度の規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域

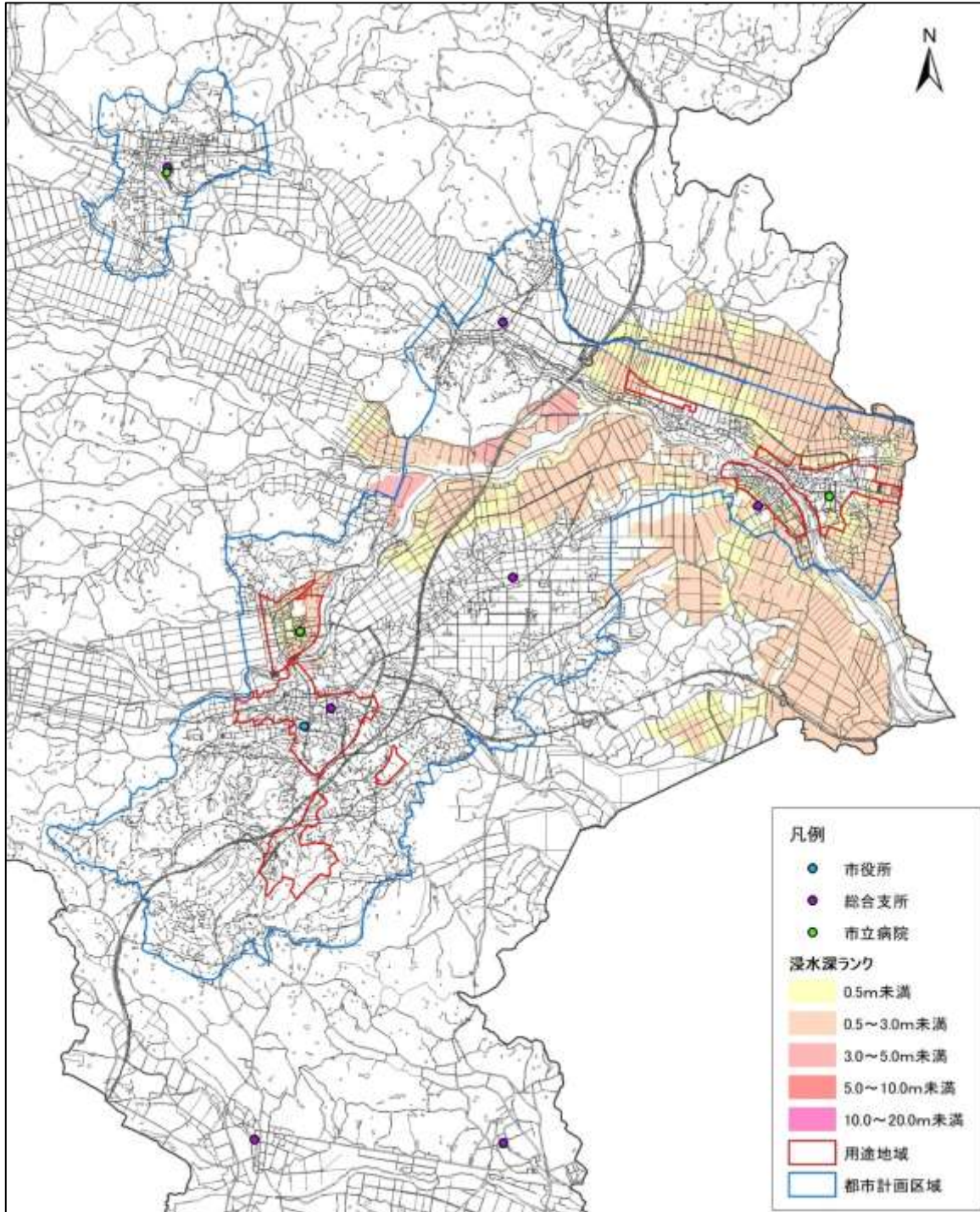


図 迫川の氾濫による洪水浸水想定区域（計画規模）

出典：宮城県 洪水浸水想定区域図

## 1. 8 公共交通の状況

### (1) 鉄道

■くりこま高原駅の近年の利用者数は横ばいから、減少傾向にあります。

○本市には東北新幹線のくりこま高原駅、東北本線の瀬峰駅、有壁駅が位置しています。

○くりこま高原駅の近年の利用者数（乗車人員）は横ばいから減少傾向にあり、令和元年（2019年）で1日平均1,010人となっています。

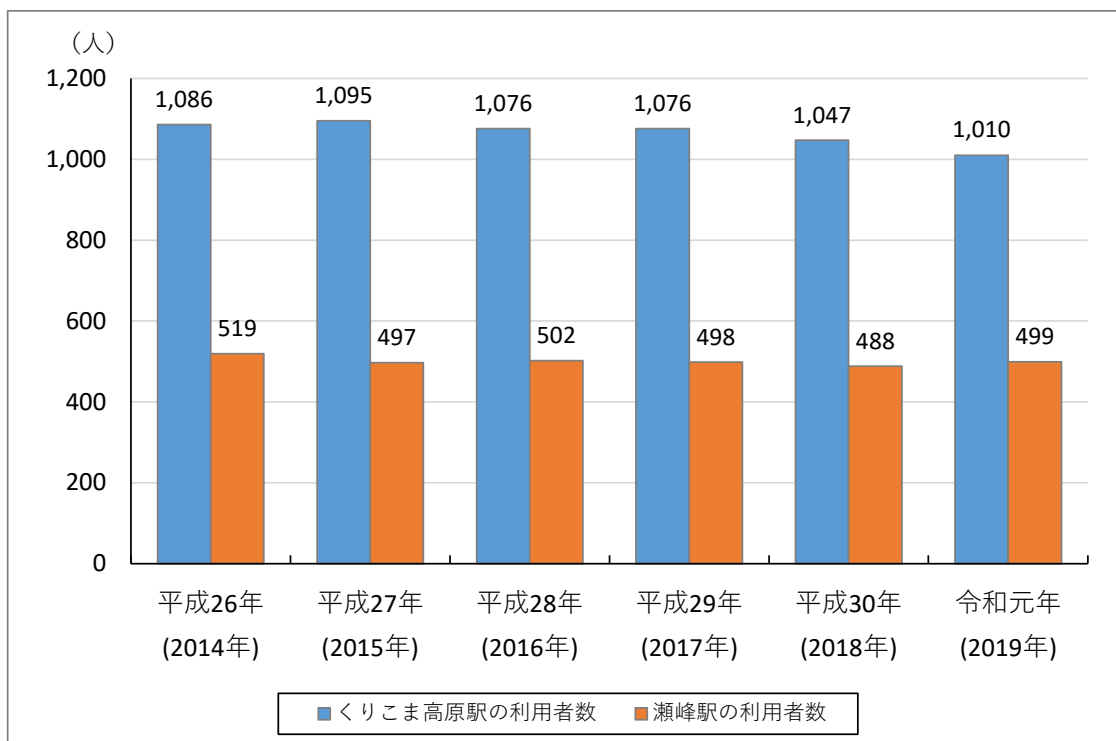
○瀬峰駅の利用者数（乗車人員）はほぼ横ばいの状況にあり、令和元年（2019年）で1日平均499人となっています。

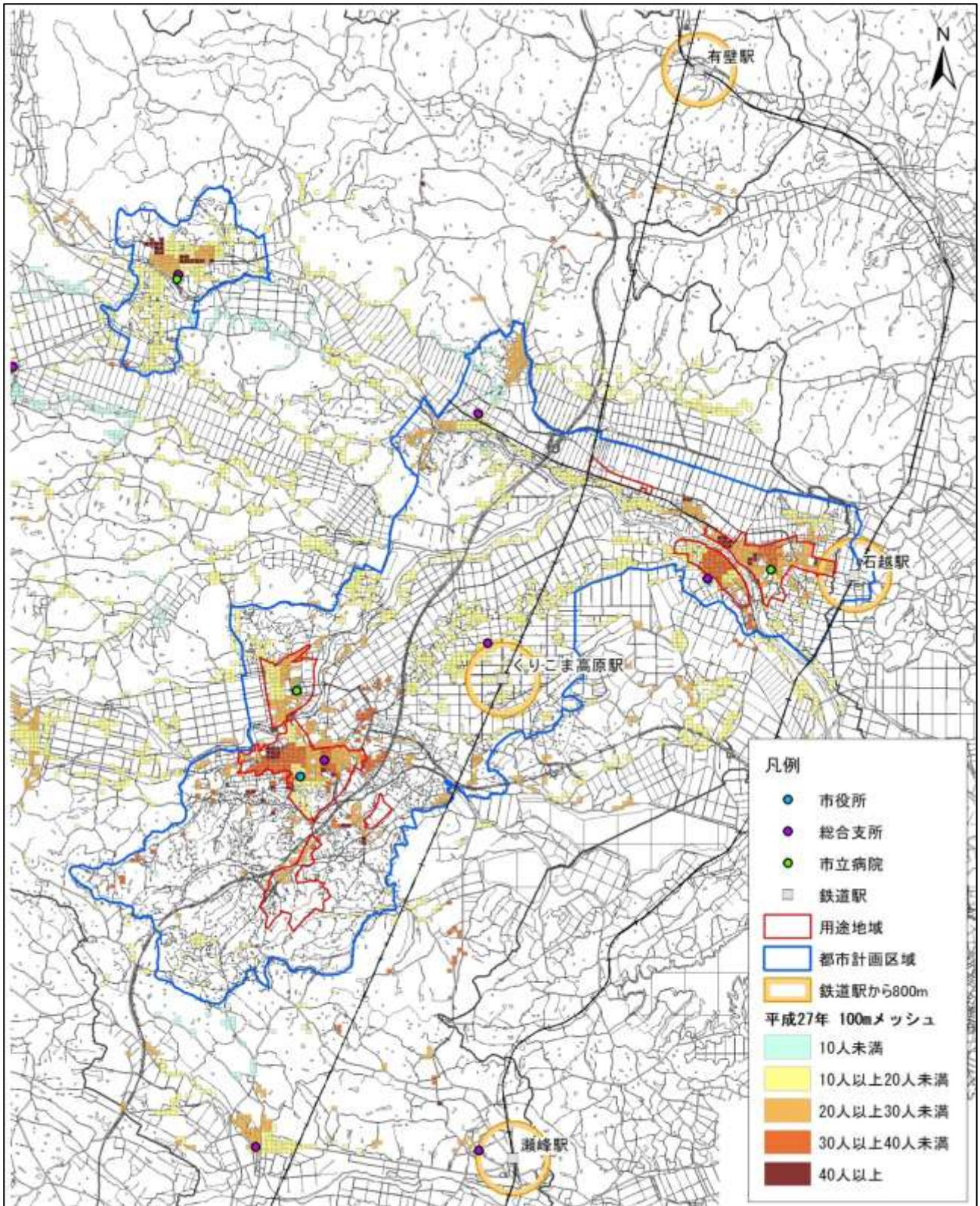
図表 駅の利用状況（1日平均）

	くりこま高原駅			瀬峰駅		
	普通(人)	定期(人)	総数(人)	普通(人)	定期(人)	総数(人)
平成26年 (2014年)	555	531	1,086	113	406	519
平成27年 (2015年)	562	533	1,095	111	386	497
平成28年 (2016年)	570	506	1,076	109	393	502
平成29年 (2017年)	569	507	1,076	108	390	498
平成30年 (2018年)	566	481	1,047	104	384	488
令和元年 (2019年)	522	488	1,010	96	403	499

出典：JR 東日本「各駅の乗車人員」

※有壁駅は無人駅であるため、利用状況を把握していません





出典：国土数値情報（平成 22 年、国土交通省）より作成

図 鉄道駅から 800m<sup>\*</sup>圏域の状況

※都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月：国土交通省都市局）より鉄道駅の徒歩圏は鉄道駅から 800m とされている

## (2) バス

- 市内のバス交通は広域路線、市内連携路線、地域内路線によって運行されています。
- 築館から花山までのすべての地区で市民バスが運行されています。
- バス停の人口カバー率は約5割となっています。

○市内のバス路線網は、広域路線4路線、市内連携路線8路線、各地区内を運行する地域内路線によって運行されています。

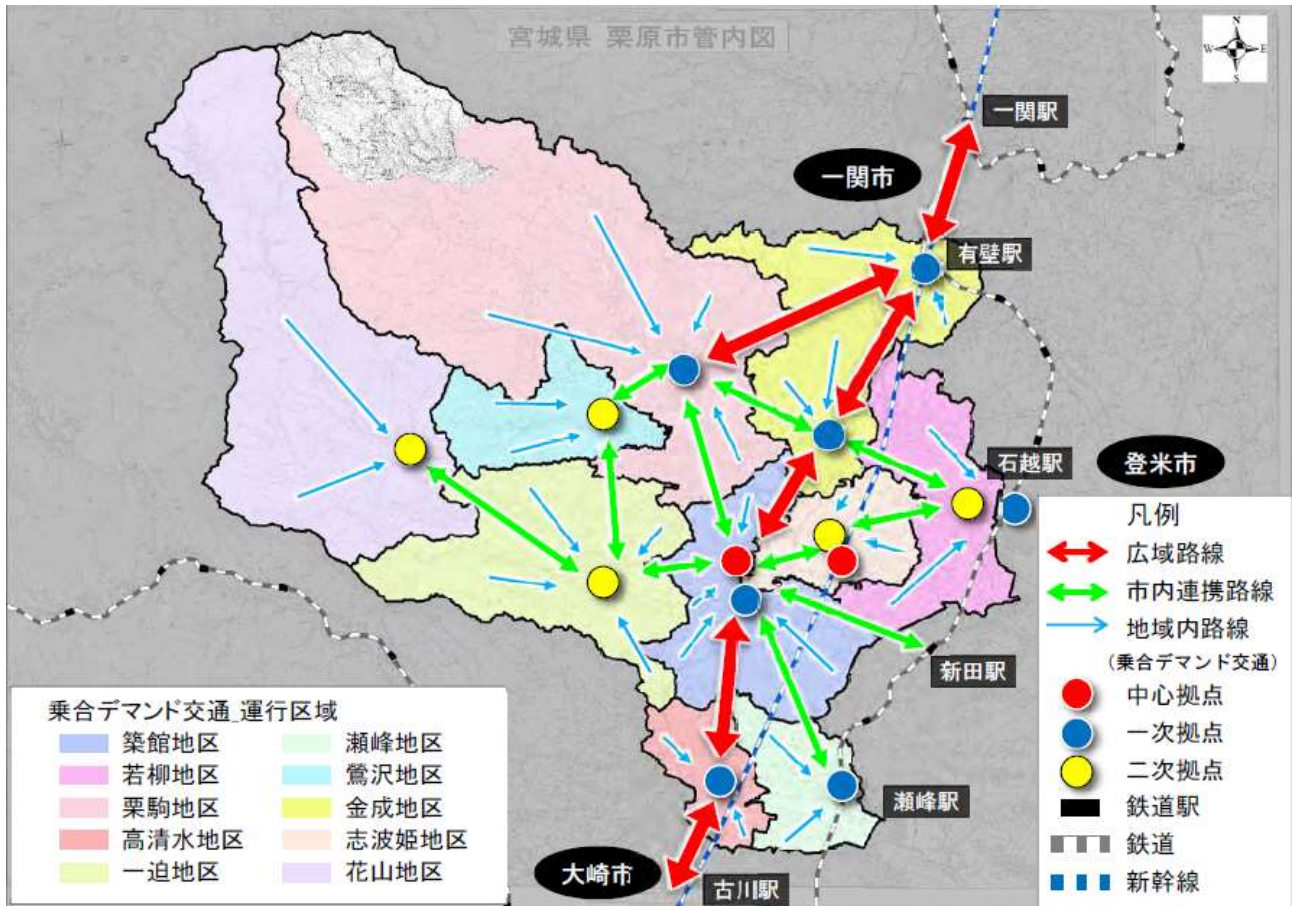


図 市内のバス路線

出典：栗原市地域公共交通再編実施計画

## 1. 9 財政状況

### (1) 歳入

■今後も厳しい財政運営を迫られることが想定されます。

○本市の歳入決算を平成 24 年度(2012 年度)から令和元年度(2019 年度)でみると、平成 24 年度(2012 年度)の 518 億円から増減を繰り返し、令和元年度(2019 年度)では総額 460 億円となっています。

○令和元年度(2019 年度)の内訳をみると、地方交付税が 188 億円で最も多く、市税は全体の約 16%にあたる 73 億円を占めています。

○人口減少に伴い税収の減少が見込まれるなど、財源を確保することが難しくなると想定されます。

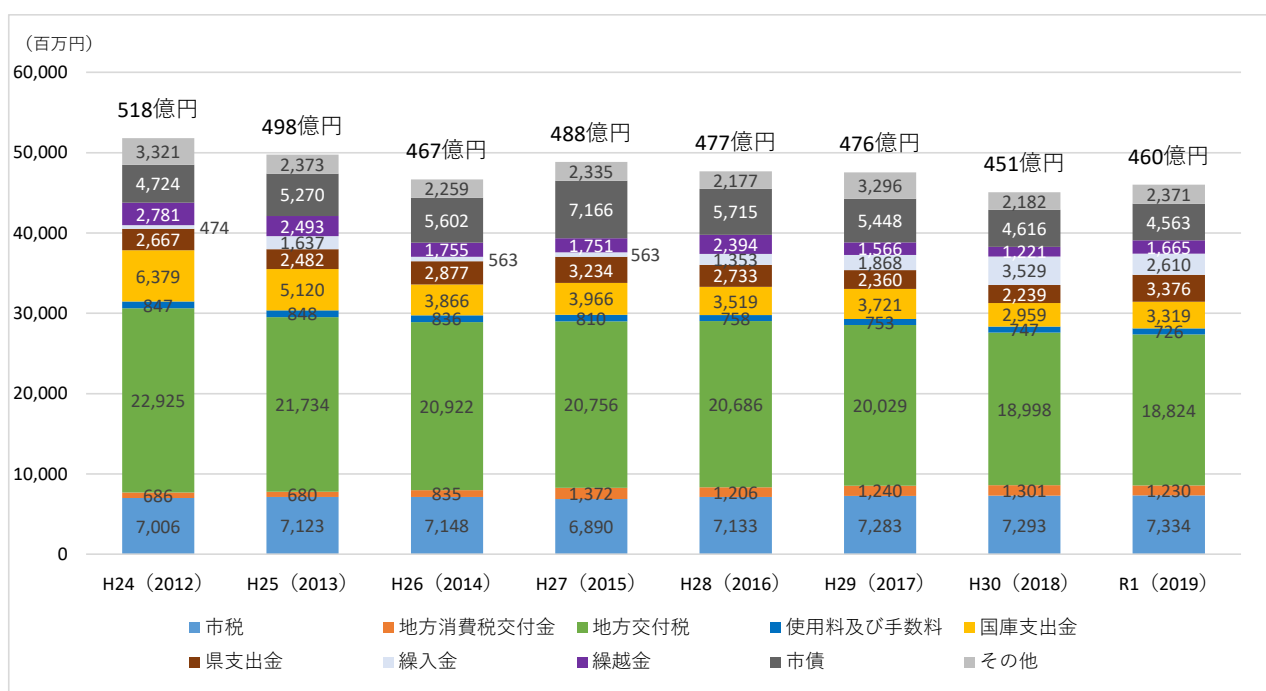


図 歳入の推移

出典：総務省 市町村別決算状況



## (2) 歳出

■ 投資的経費は長期的に減少傾向となっています。

○ 本市の歳出決算は、平成 24 年度(2012 年度)の 493 億円から増減を繰り返し、令和元年度(2019 年度)では 441 億円となっています。

○ 内訳をみると、投資的経費は平成 24 年度(2012 年度)の 108 億円から、令和元年度(2019 年度)の 65 億円と長期的には減少傾向にあります。

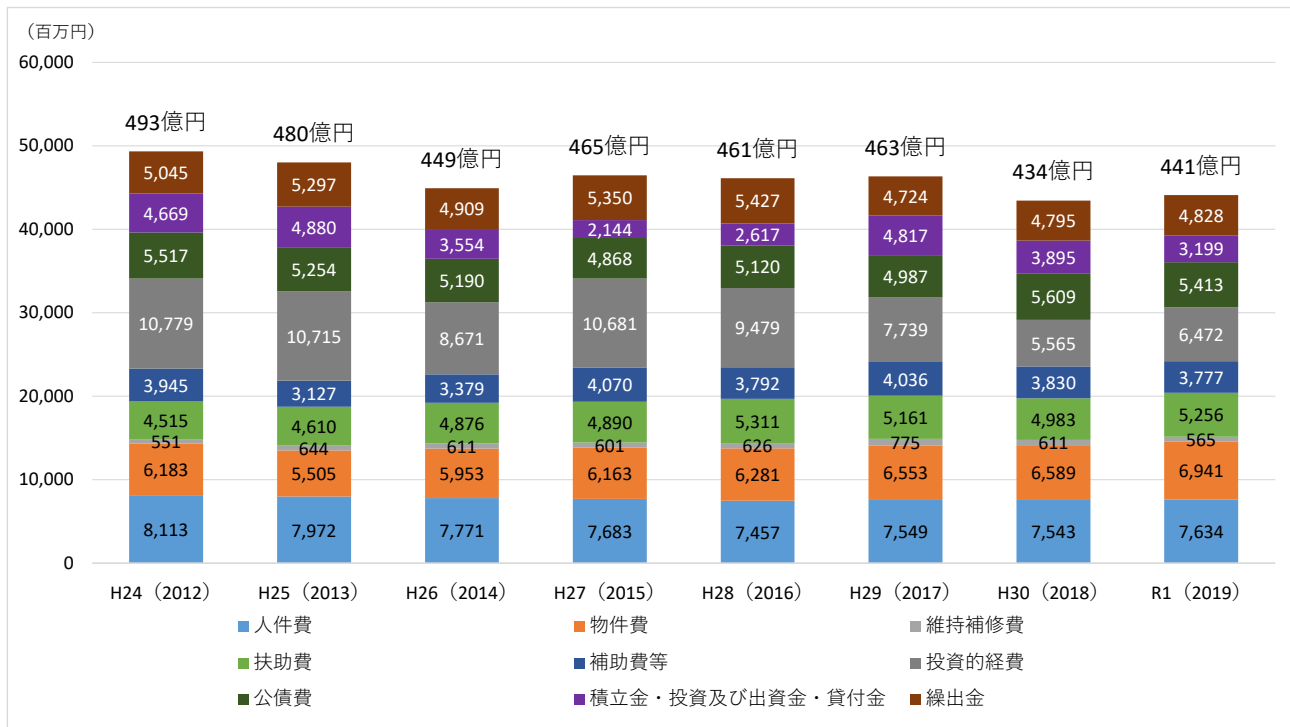


図 歳出の推移

出典：総務省 市町村別決算状況

## 1. 10 都市機能増進施設の整理

### (1) 都市機能増進施設の立地状況

コンパクトシティの形成を目指すにあたっては、人口減少社会においても市民生活、都市活動等の持続性が確保される都市構造を目指していくことが重要になります。

ここでは現在の日常生活の利便性に貢献する都市機能増進施設について立地状況を把握します。

表 対象とした都市機能施設

分類	該当施設
1. 行政施設	市役所、総合支所、出張所
2. 介護福祉施設	福祉センター
	介護施設（老人ホーム、デイサービスセンター等）
	障がい者施設（障がい者支援施設、共同作業所等）
3. 子育て支援施設	幼稚園
	保育所
	認定こども園
	子育て支援センター
4. 商業施設	スーパーマーケット
	コンビニエンスストア
	ドラッグストア
5. 医療施設	病院
	診療所
6. 金融施設	銀行
	共同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、農業協同組合）
	郵便局
7. 教育・文化施設	学校（小学校、義務教育学校、中学校）
	スポーツ施設（体育館を含む複合施設）
	集会・地域活動施設（公民館、文化施設）

#### <都市機能増進施設>

都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものである。

- ・病院・診療所の医療施設、デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（国土交通省）

対象とした都市機能増進施設の大分類と中分類ごとの施設数を下記に示します。

表 対象とした都市機能施設数

大分類	中分類	中分類施設数	大分類施設数
1. 行政施設	市役所	1 件	12 件
	総合支所	10 件	
	出張所	1 件	
2. 介護福祉施設	高齢者福祉施設等	174 件	181 件
	障害児福祉施設	1 件	
	障害者福祉施設	6 件	
3. 子育て支援施設	幼稚園	10 件	37 件
	保育所	17 件	
	認定こども園	1 件	
	子育て支援センター	9 件	
4. 商業施設	スーパーマーケット	14 件	99 件
	コンビニエンスストア	30 件	
	ドラッグストア	55 件	
5. 医療施設	医院・診療所	36 件	40 件
	病院	4 件	
6. 金融施設	銀行	4 件	51 件
	信用金庫	2 件	
	信用組合	3 件	
	労働金庫	1 件	
	農業協同組合	12 件	
	郵便局	29 件	
7. 教育・文化施設	小学校	11 件	45 件
	義務教育学校	1 件	
	中学校	6 件	
	公民館	18 件	
	スポーツ施設	6 件	
	文化施設	3 件	
合 計			465 件

## (2) 都市機能増進施設のサービス圏域

本市における都市機能増進施設の立地状況を踏まえ、各都市機能増進施設のサービス圏域（徒歩圏域※に居住する人口及びカバー率）を把握します。

各都市機能増進施設のサービス圏域は、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月：国土交通省都市局）」に示す各評価指標の考え方にに基づき施設からのサービス圏の範囲を設定し、サービス圏域内に位置するメッシュ人口※を集計します。

都市機能増進施設別のサービス圏域内の居住人口※及びカバー率※は以下の表のとおりです。用途地域内においては、行政施設を除き、概ね各種の都市機能増進施設の人口カバー率が6割を超えています。

※徒歩圏域は一般的な徒歩圏である半径800mを採用。

※メッシュ人口とは、国勢調査の小地域を同じ大きさのメッシュ（ここでは100m四方の区域）に区切って表現したものを。

※居住人口とは、その施設の徒歩圏内に居住する人口。カバー率は都市計画区域内人口、用途地域内人口に対する居住人口の割合。ともにメッシュ人口、施設の誘致圏をもとにGIS（地理情報システム）により集計

表 都市機能増進施設のサービス圏域内の居住人口、カバー率の集計結果（都市計画区域）

分類		現状	将来
		平成27年（2015年）	令和22年（2040年）
都市計画区域内人口		33,296人(100.0%)	24,400人(100.0%)
都市計画区域	1. 行政施設	12,065人(36.2%)	10,345人(42.4%)
	2. 介護福祉施設	25,985人(78.0%)	19,946人(81.7%)
	3. 子育て支援施設	16,433人(49.4%)	13,591人(55.7%)
	4. 商業施設	24,638人(74.0%)	19,369人(79.4%)
	5. 医療施設	19,897人(59.8%)	16,317人(66.9%)
	6. 金融施設	20,552人(61.7%)	16,365人(67.1%)
	7. 教育・文化施設	18,236人(54.8%)	13,985人(57.3%)

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン2.1）より集計

表 都市機能増進施設のサービス圏域内の居住人口、カバー率の集計結果（用途地域）

分類		現状	将来
		平成27年（2015年）	令和22年（2040年）
用途地域内人口		12,908人(100.0%)	11,087人(100.0%)
用途地域	1. 行政施設	6,867人(53.2%)	6,617人(59.7%)
	2. 介護福祉施設	12,720人(98.5%)	11,031人(99.5%)
	3. 子育て支援施設	8,715人(67.5%)	7,951人(71.7%)
	4. 商業施設	12,737人(98.7%)	11,041人(99.6%)
	5. 医療施設	12,103人(93.8%)	10,613人(95.7%)
	6. 金融施設	10,417人(80.7%)	9,499人(85.7%)
	7. 教育・文化施設	8,837人(68.5%)	7,554人(68.1%)

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン2.1）より集計

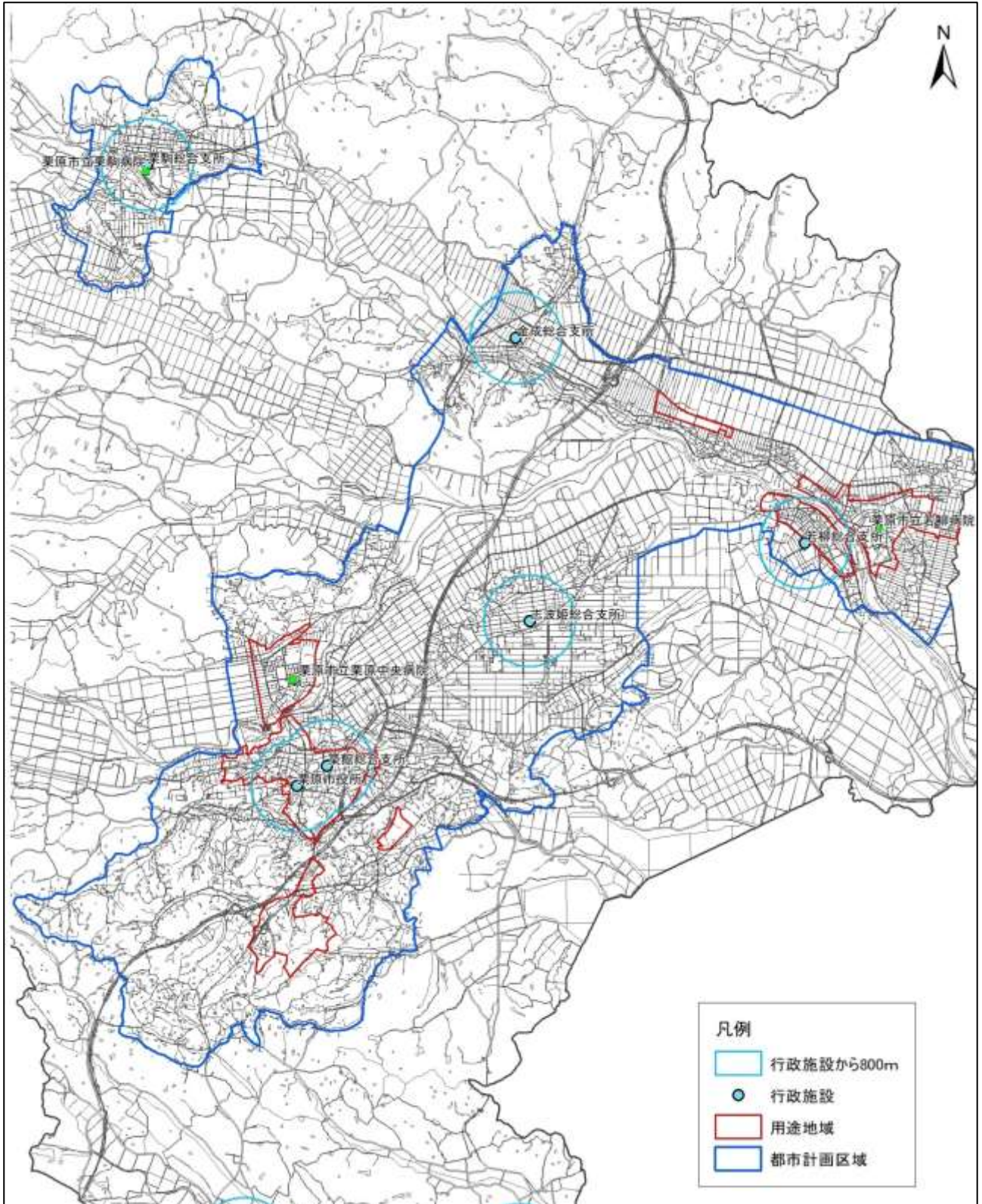


図 行政施設（都市計画区域）

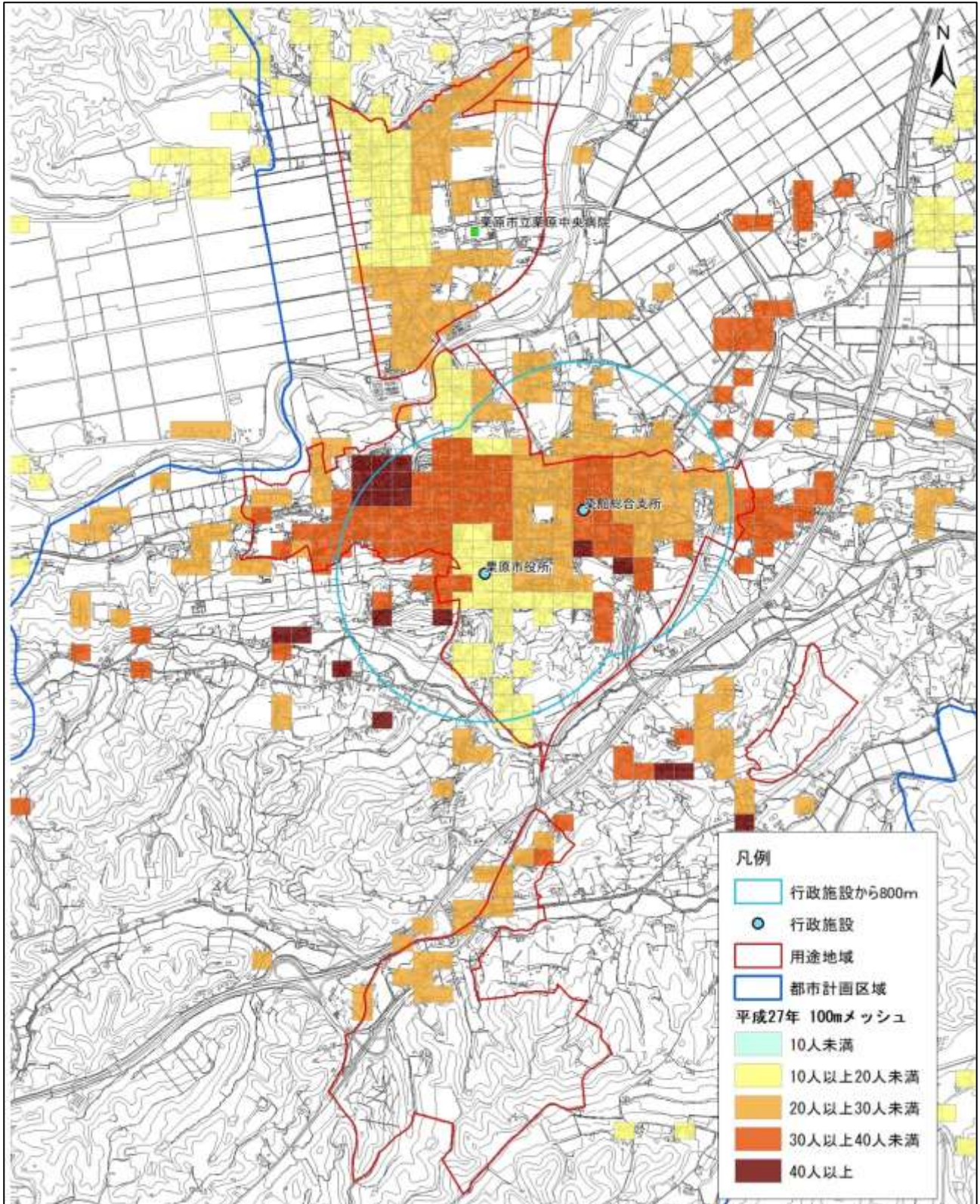


図 行政施設 用途地域（築館地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

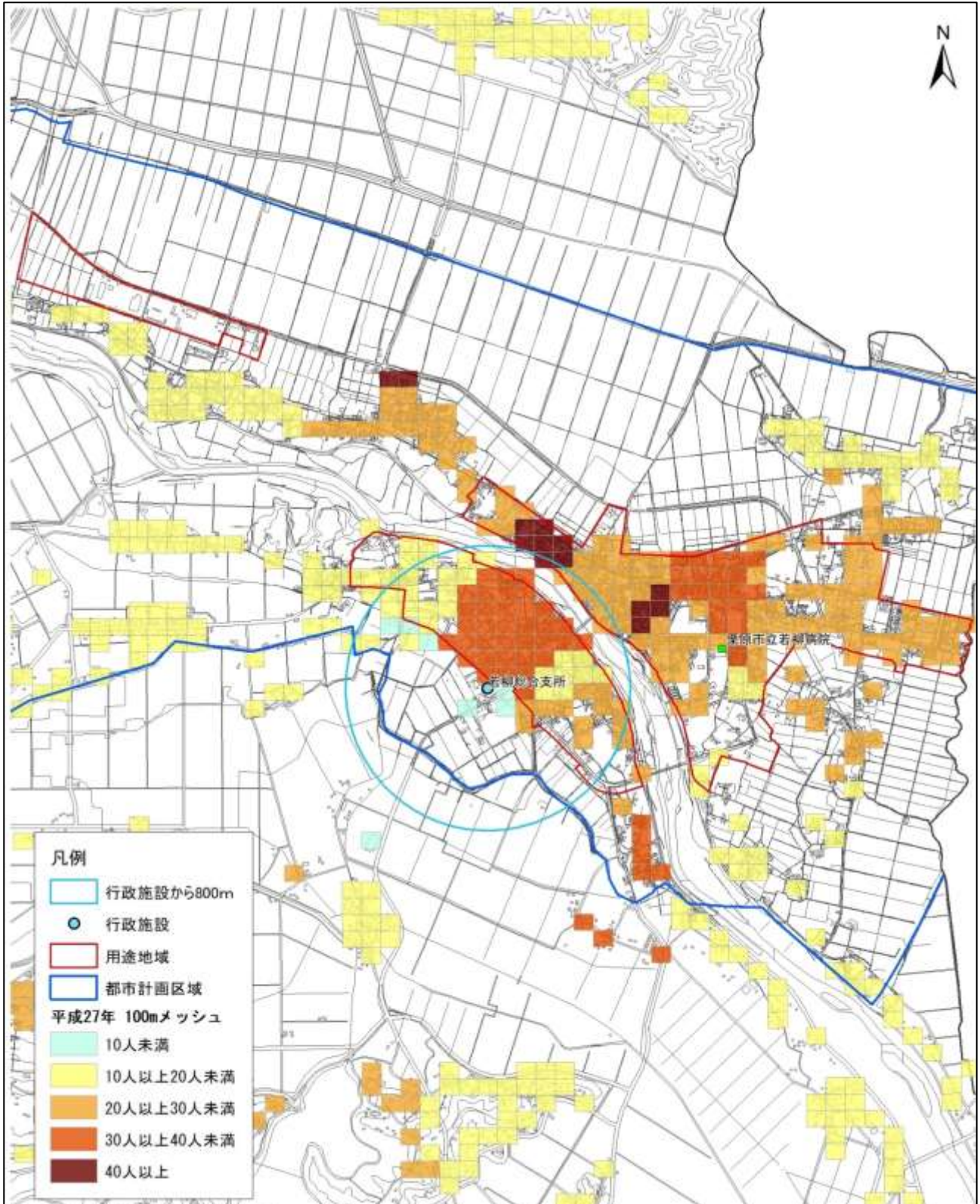


図 行政施設 用途地域（若柳地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

・行政施設 人口カバー率（用途地域）  
平成 27 年（2015 年）：6,867 人（53.2%）

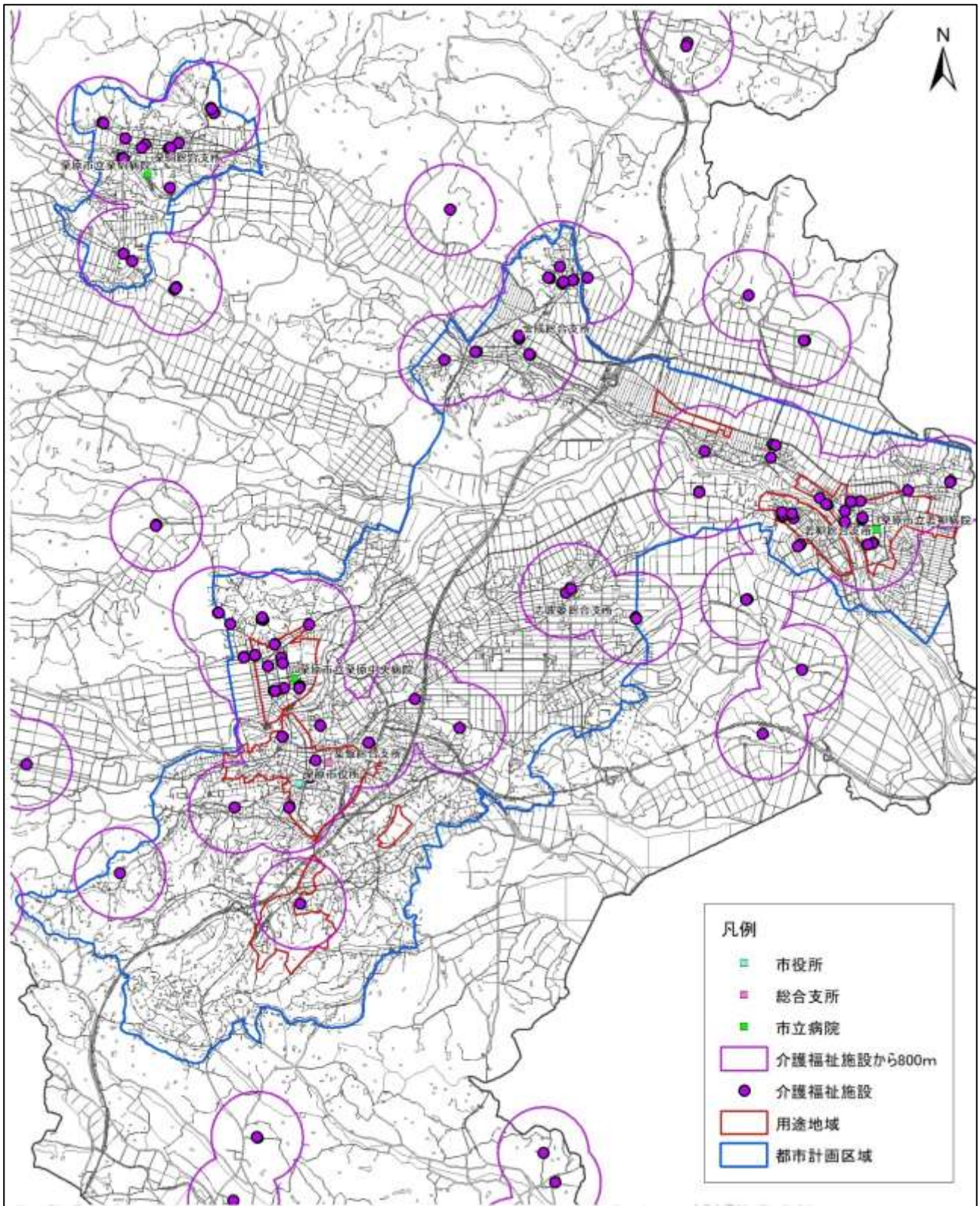


図 介護福祉施設（都市計画区域）



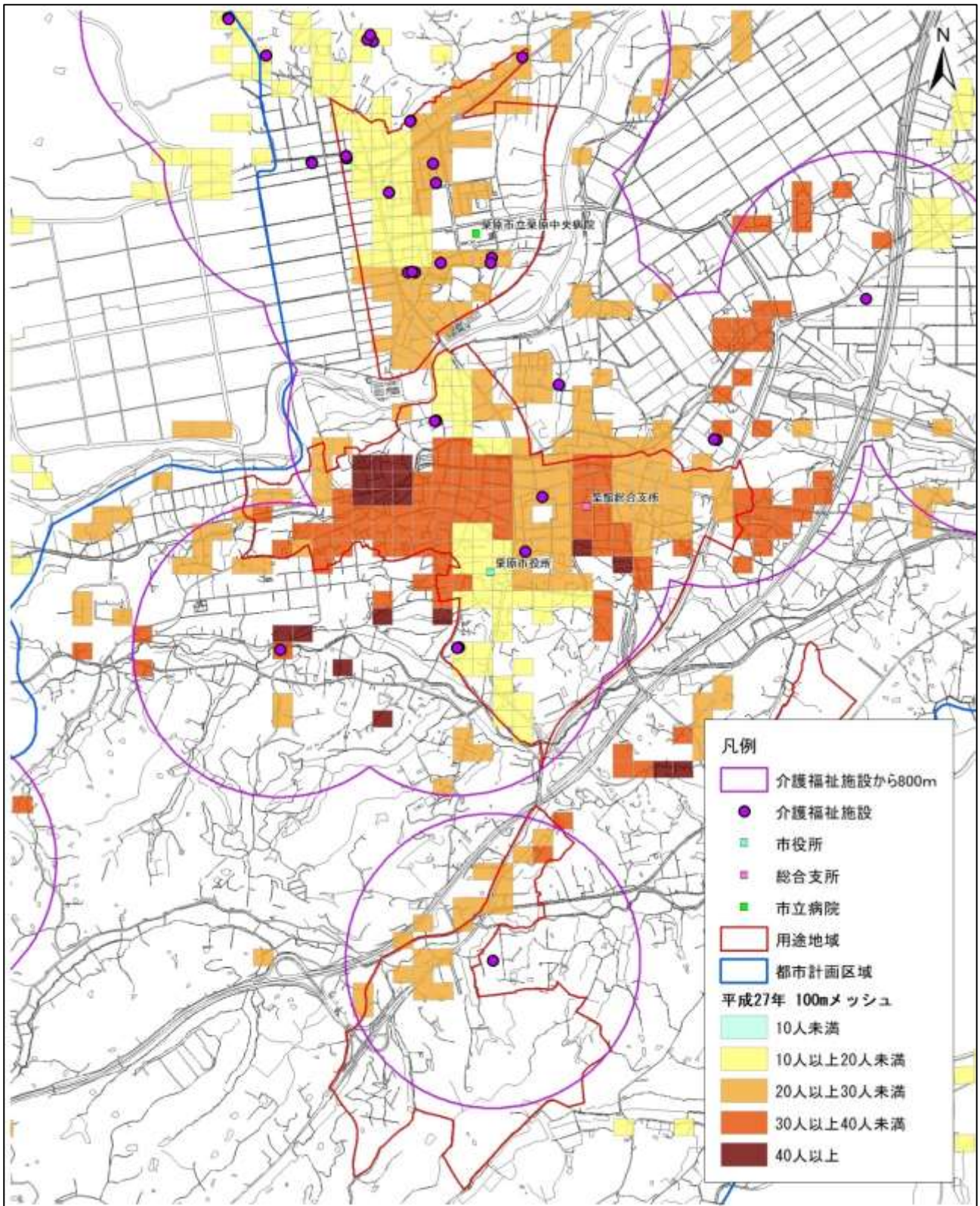


図 介護福祉施設 用途地域（築館地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

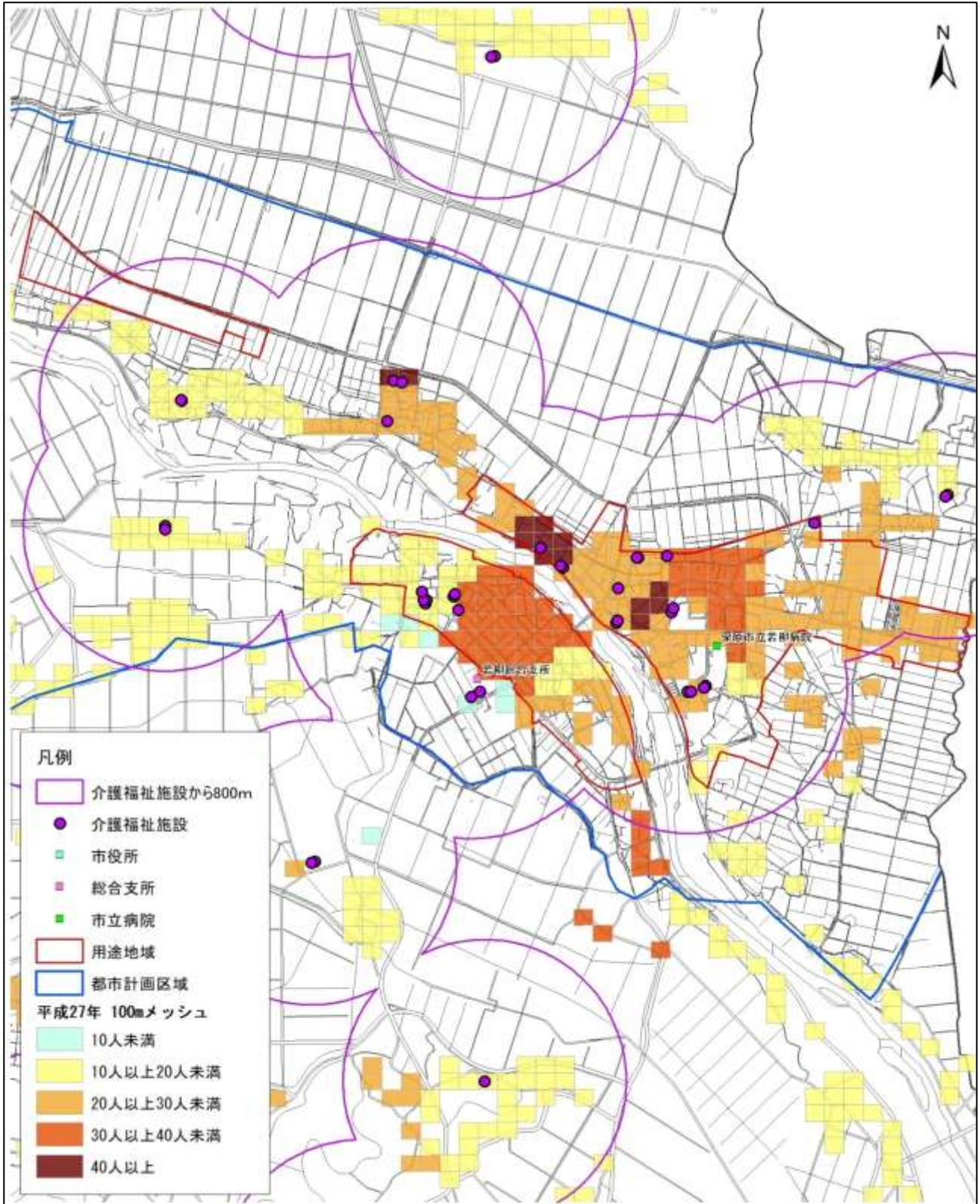


図 介護福祉施設 用途地域（若柳地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

・介護福祉施設 人口カバー率（用途地域）  
平成 27 年（2015 年）：12,720 人（98.5%）

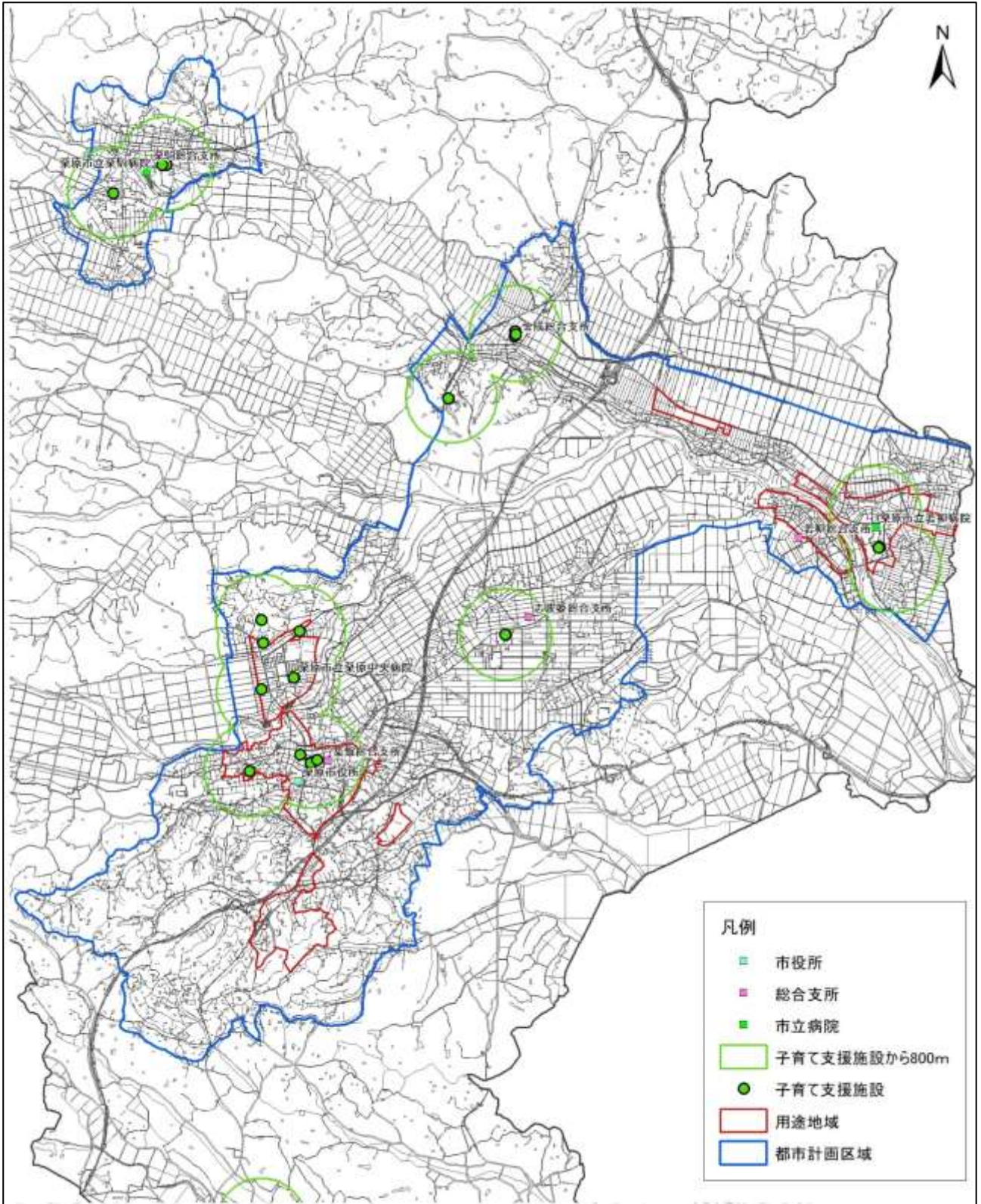


図 子育て支援施設（都市計画区域）

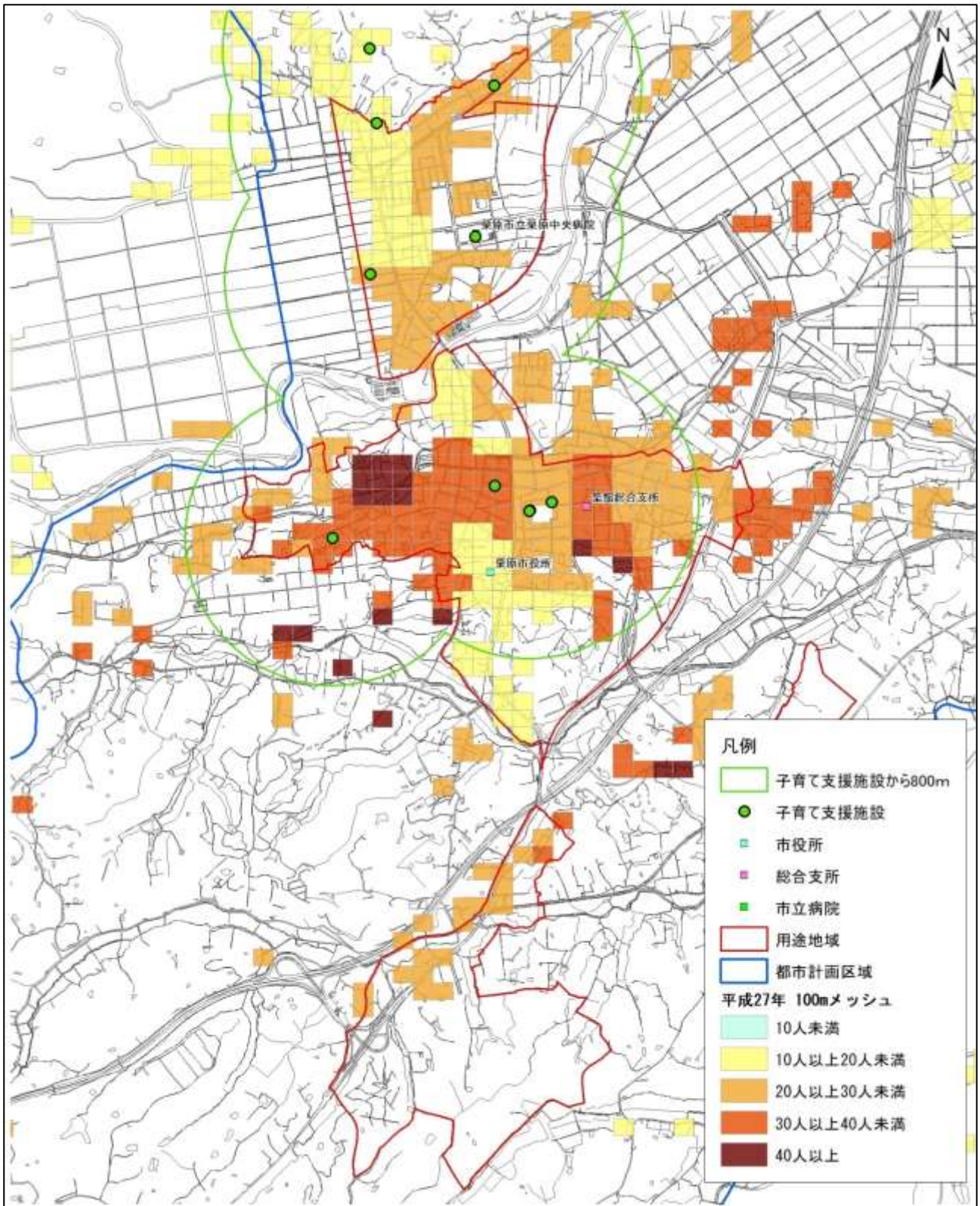


図 子育て支援施設 用途地域（築館地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

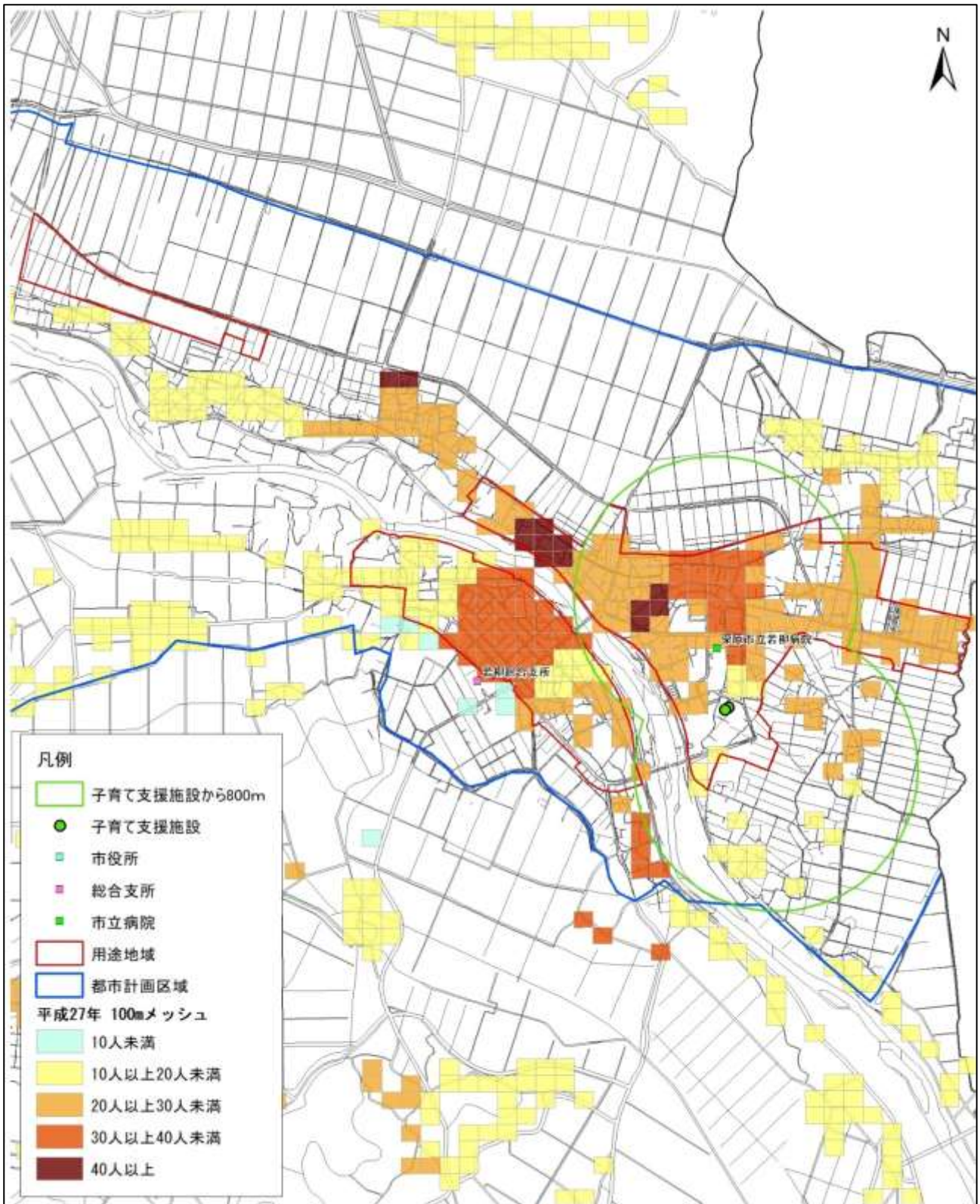


図 子育て支援施設 用途地域（若柳地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

・子育て支援施設 人口カバー率（用途地域）  
平成 27 年（2015 年）：8,715 人（67.5%）

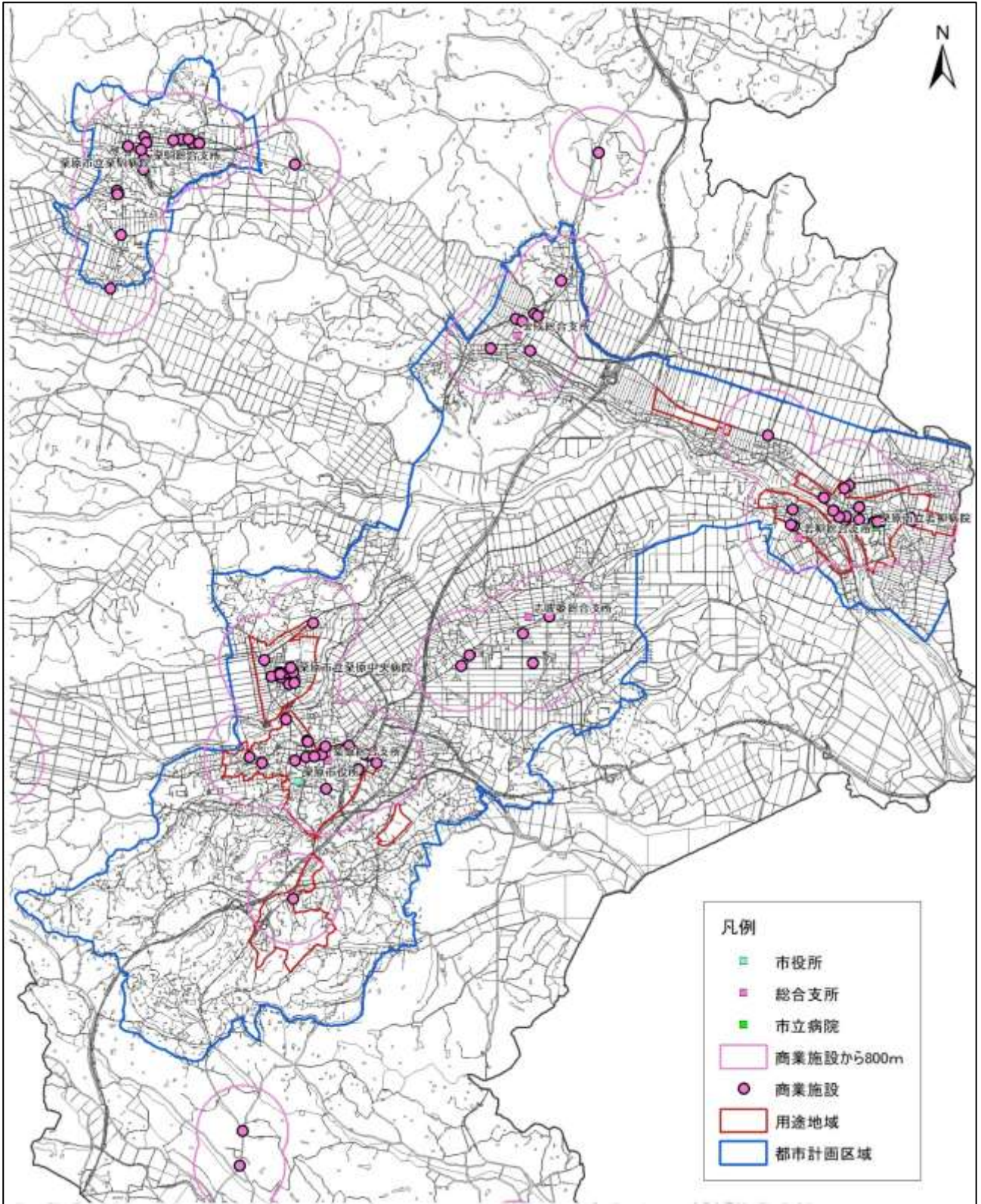


図 商業施設（都市計画区域）

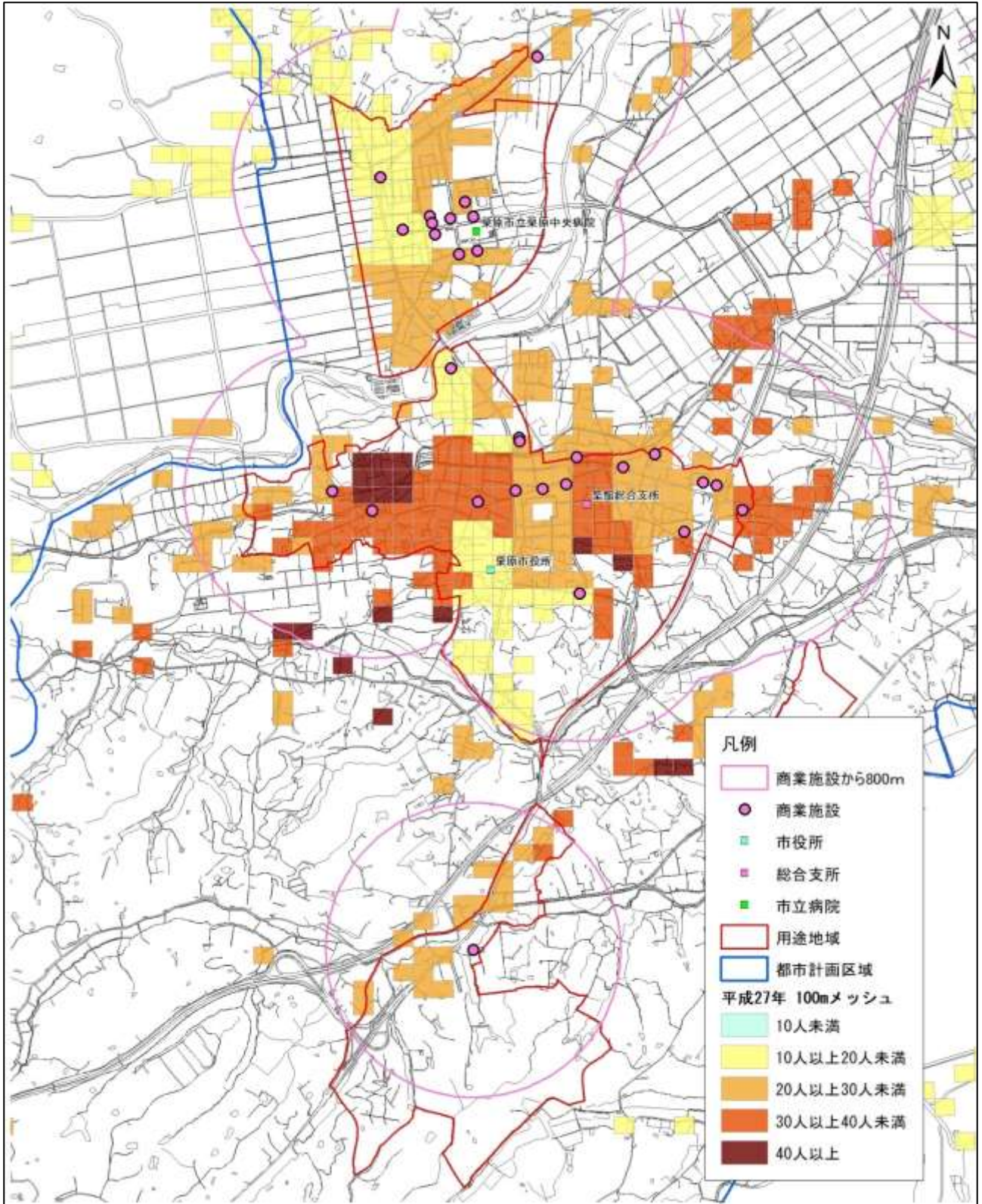


図 商業施設 用途地域（築館地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

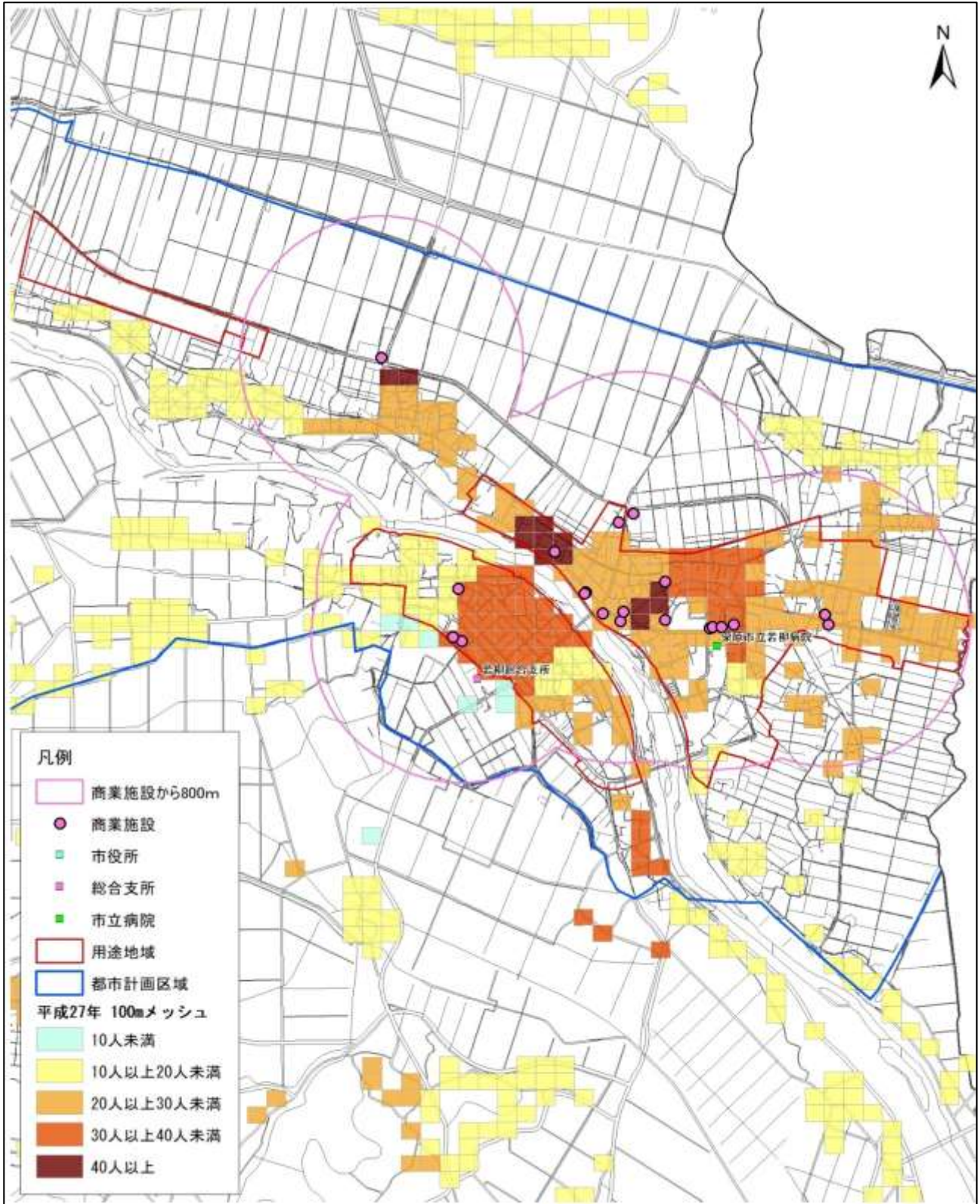


図 商業施設 用途地域（若柳地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

・商業施設 人口カバー率（用途地域）  
平成 27 年（2015 年）：12,737 人（98.7%）



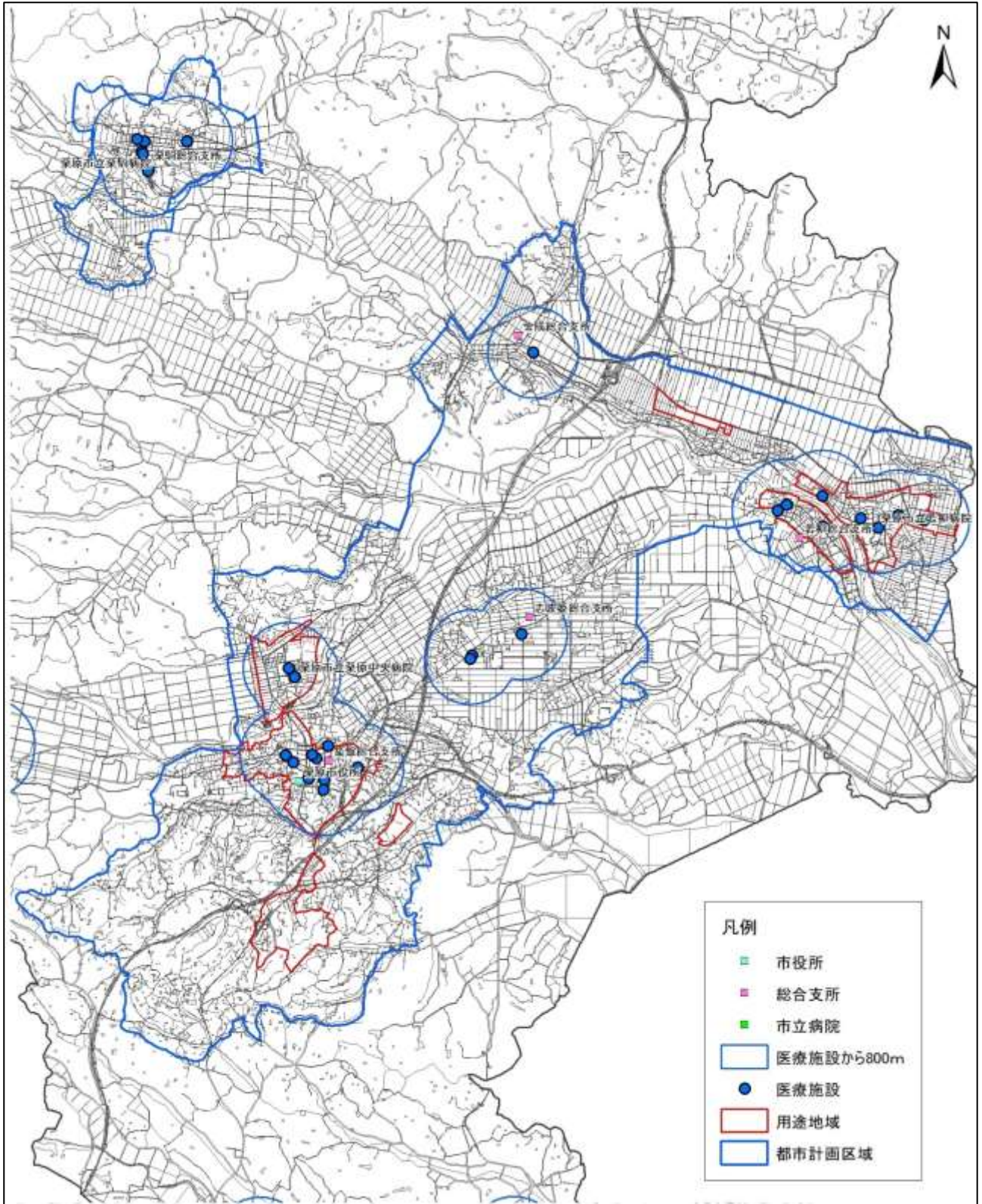


図 医療施設（都市計画区域）

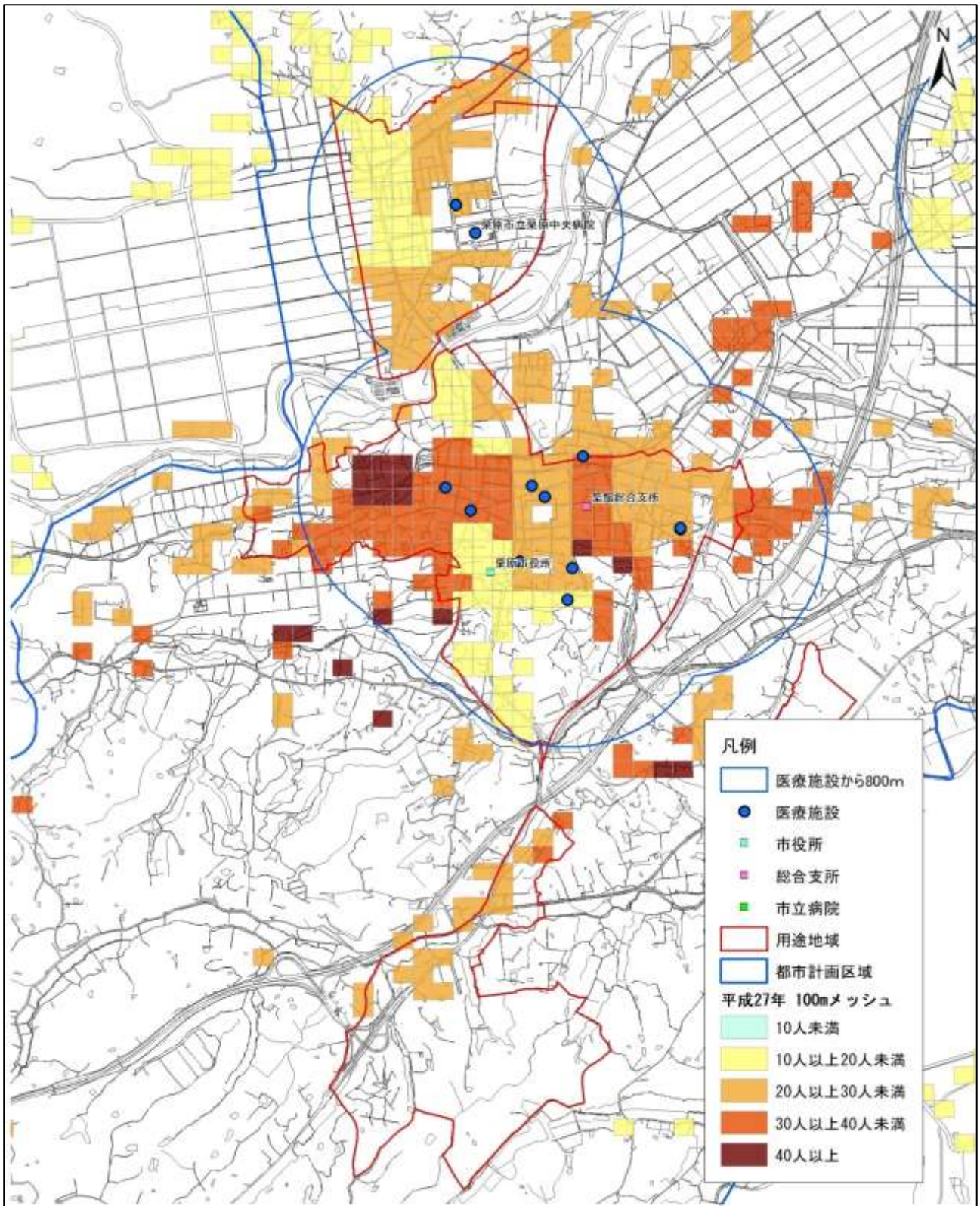


図 医療施設 用途地域（築館地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

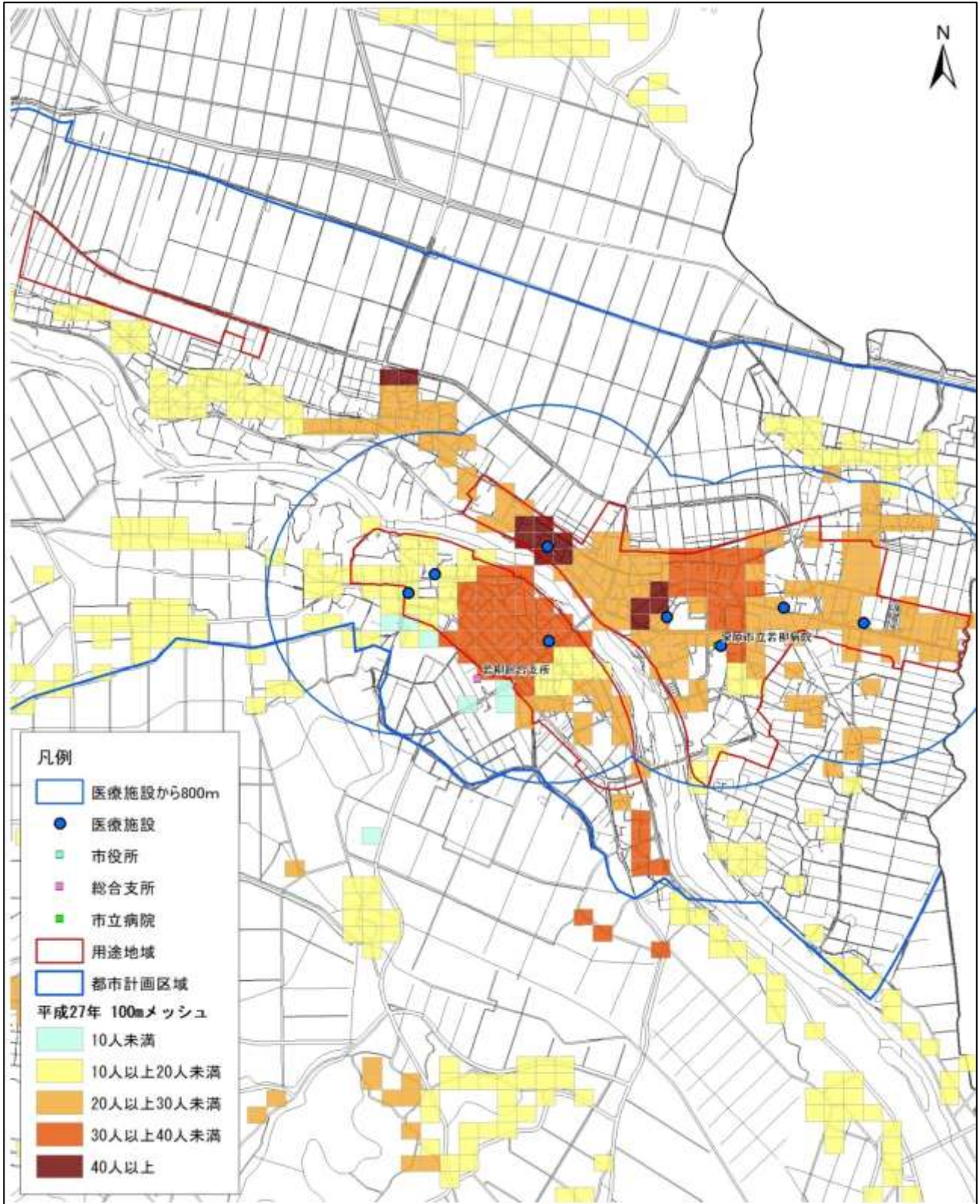


図 医療施設 用途地域（若柳地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

・医療施設 人口カバー率（用途地域）  
平成 27 年（2015 年）：12,103 人 (93.8%)

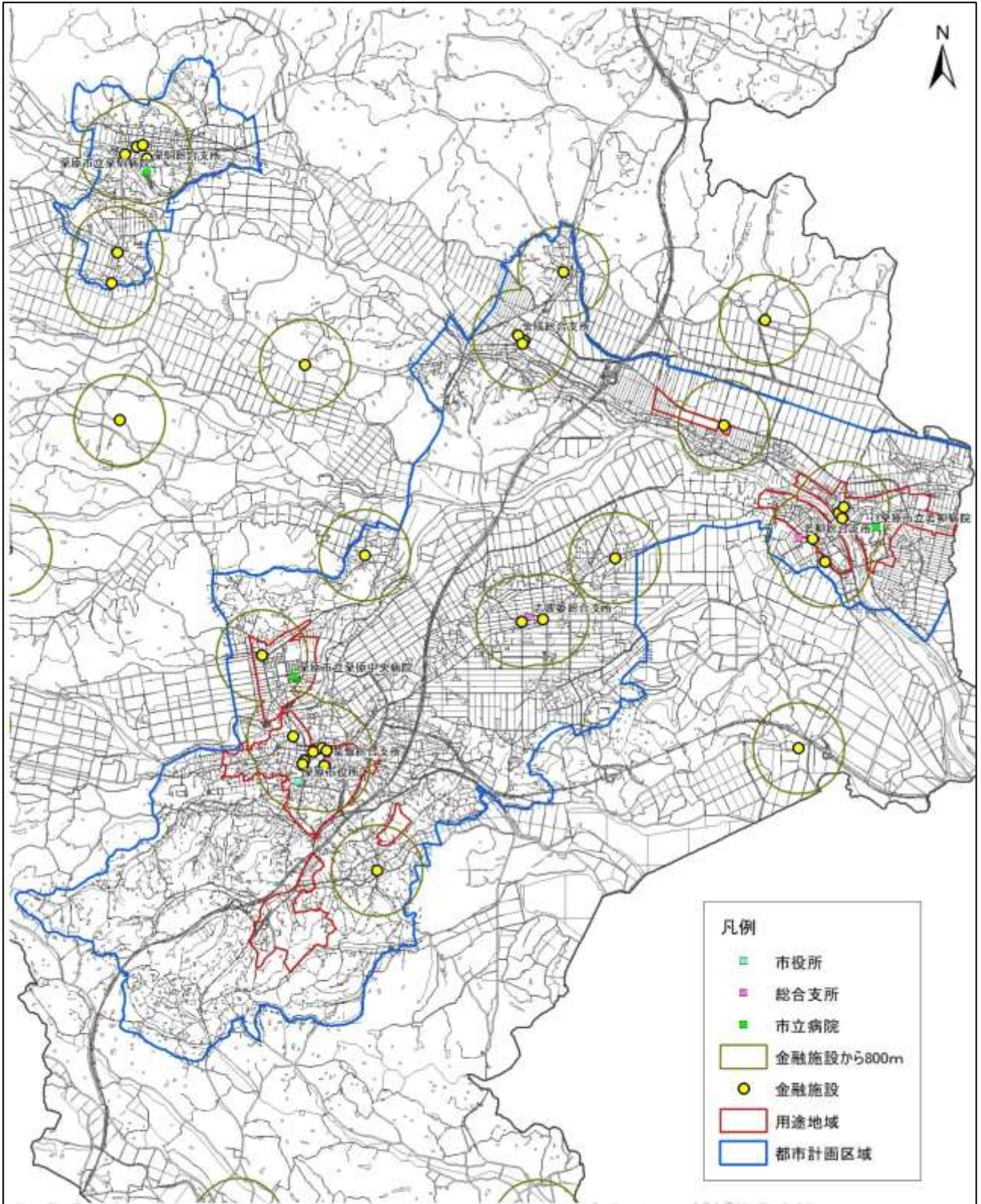


図 金融施設（都市計画区域）

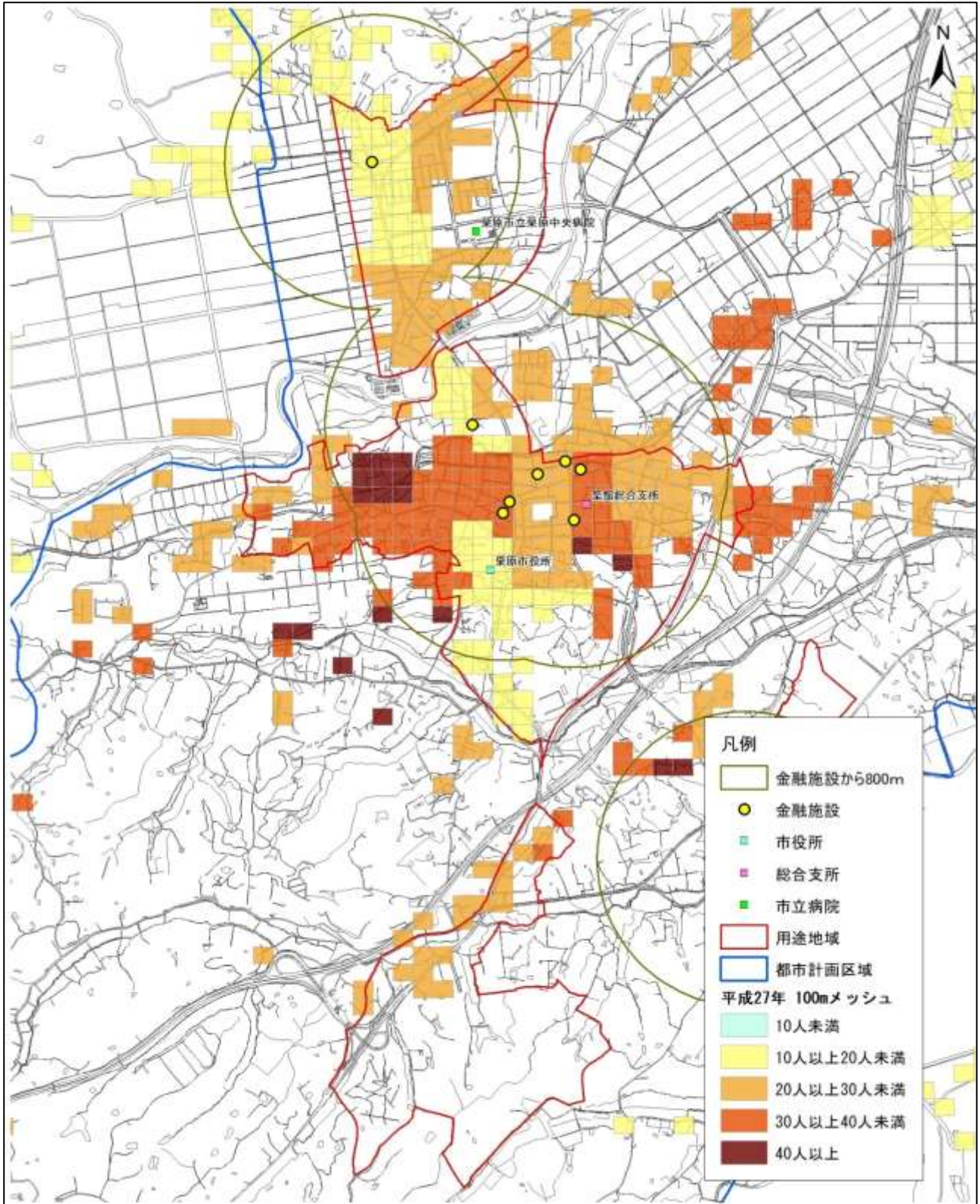


図 金融施設 用途地域（築館地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

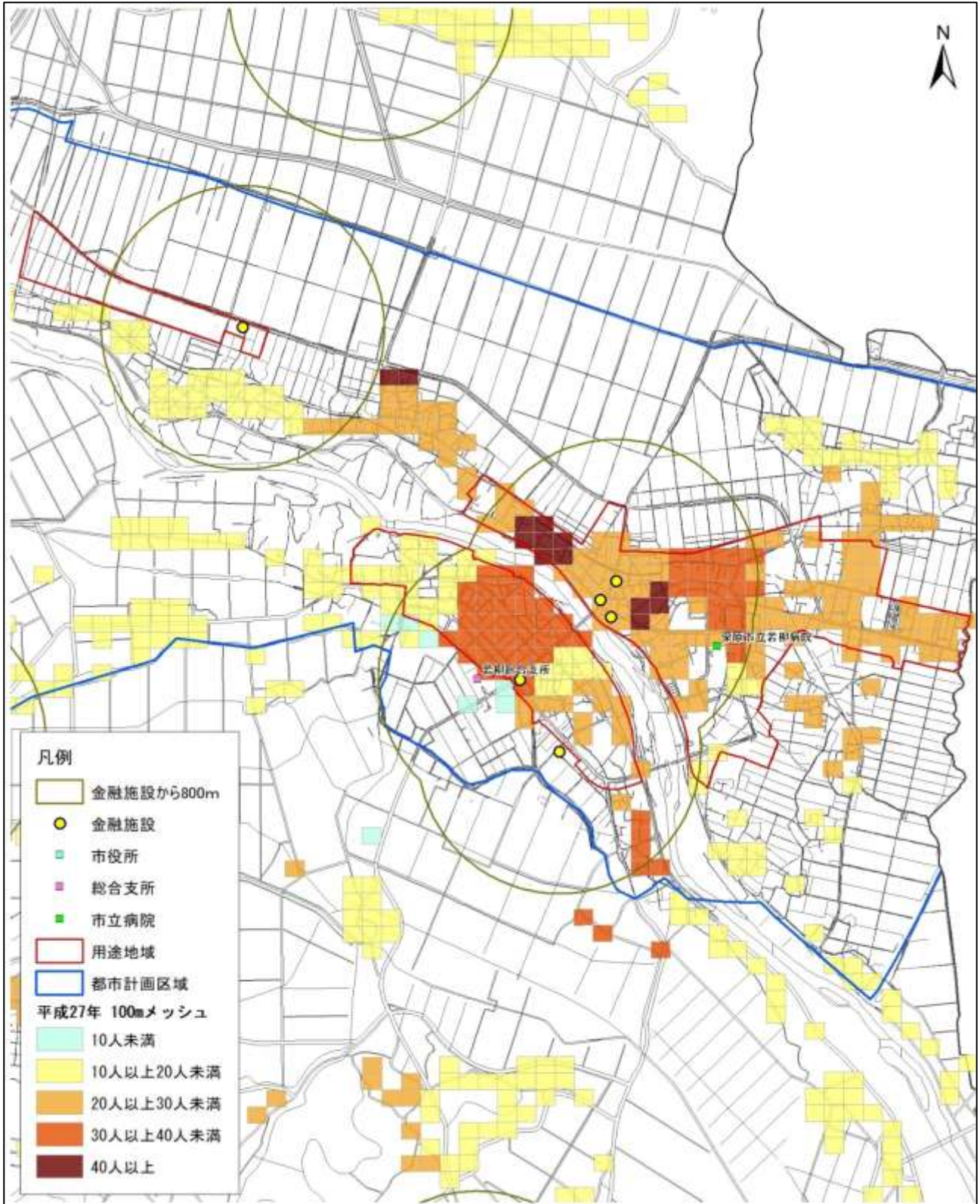


図 金融施設 用途地域 (若柳地域)

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」(バージョン 2.1) より作成

・金融施設 人口カバー率 (用途地域)  
平成 27 年 (2015 年) : 10,417 人 (80.7%)

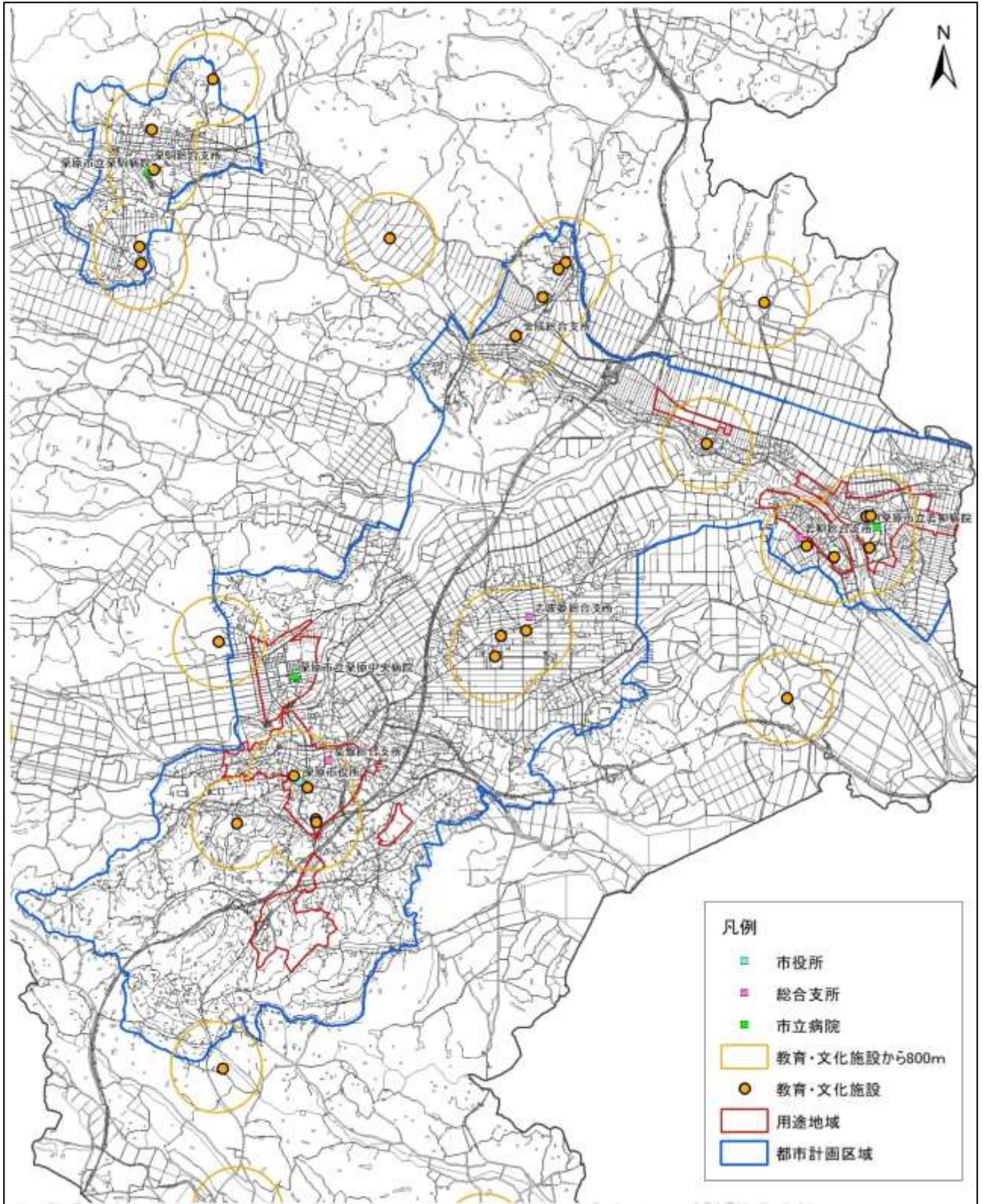


図 教育・文化施設（都市計画区域）

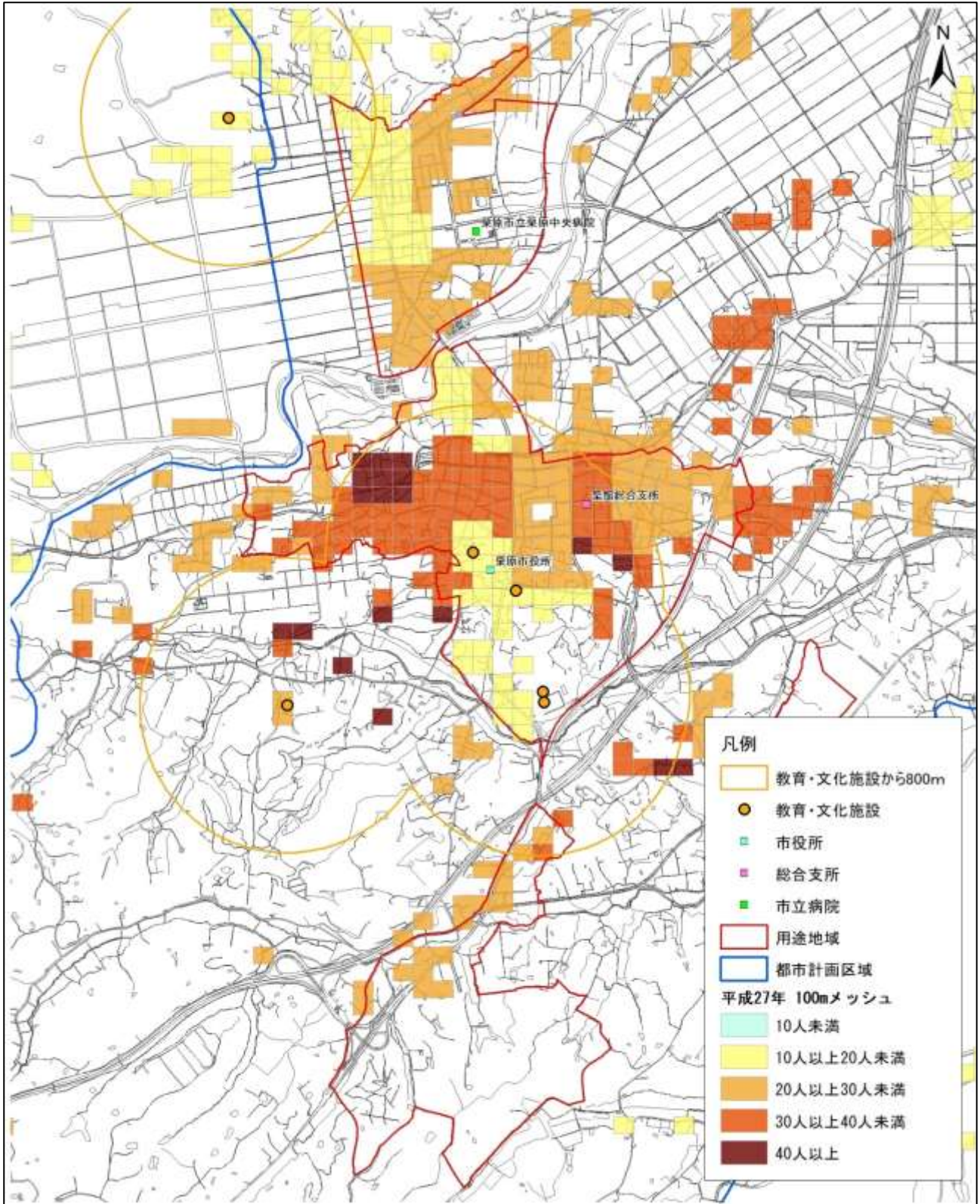


図 教育・文化施設 用途地域（築館地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成



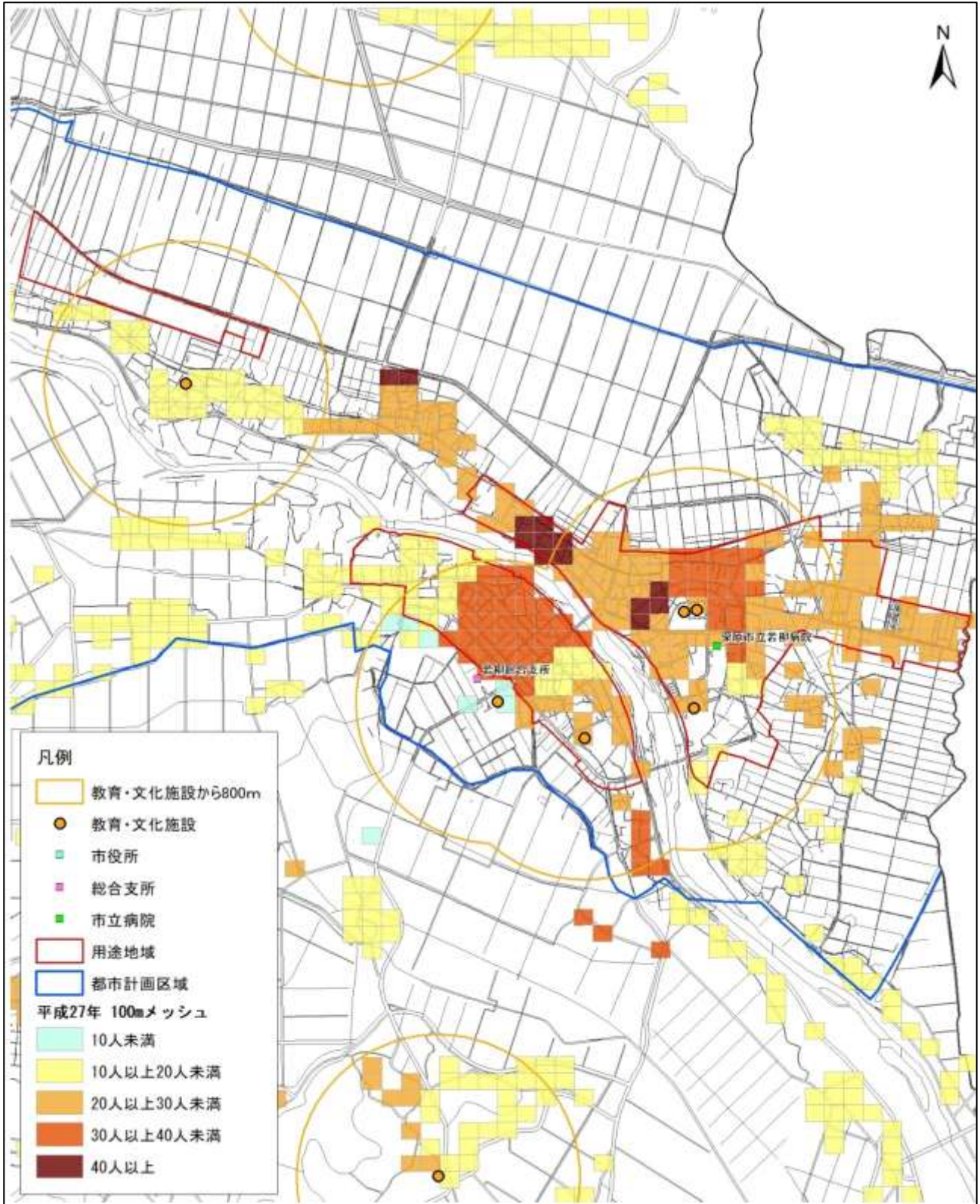


図 教育・文化施設 用途地域（若柳地域）

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）より作成

・教育・文化施設 人口カバー率(用途地域)  
平成 27 年 (2015 年) : 8,837 人 (68.5%)

## 2. 上位・関連計画等の把握

### 2. 1 第2次栗原市総合計画

策定年	平成29年2月
計画人口	令和8年：59,100人
将来像	<p>I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち</p> <p>II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち</p> <p>III 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち</p> <p>IV 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち</p> <p>V 市民がまちづくりを楽しめるまち</p>
基本方針	<p>I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち</p> <p>1. 美しい景観を守り、豊かな自然と共生した多様な暮らしを満喫できる生活環境を形成します</p> <p>①自然と共生した生活環境の創造と資源循環型地域社会を目指します。</p> <p>②地域の生活基盤の向上と、都市機能が集積された市の中核機能地域を形成し、魅力ある田園都市を目指します。</p> <p>③豊かに暮らせる田園都市としての魅力を高め、人口流出抑制と都市等からの移住・定住を促進します。</p> <p>IV 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち</p> <p>1. 持続可能な農林業の育成と栗原ブランドの確立に取り組みます</p> <p>①将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成を図ります。</p> <p>②効率的で安定的な農林業の実現に向け、生産基盤等の強化を図ります。</p> <p>③意欲のある生産者に対し、生産から加工、流通・販売まで対応できる体制づくりを支援するとともに、広く認められる栗原ブランドの確立を目指します。</p> <p>2. 産業育成と企業誘致による産業拠点形成を形成します</p> <p>①優れた高速交通体系など、地の利を生かした企業誘致を進めるとともに、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。</p> <p>②市内での創業・起業を支援するとともに、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組みます。</p> <p>③空き店舗の活用促進など、新たな事業展開や新規参入を目指す事業者等による、賑わいのある商店街づくりを支援します。</p>
土地利用構想	<p>■土地利用構想の施策</p> <p>〔1〕豊かな自然環境の保全と生活空間としての活用</p> <p>・栗駒山、伊豆沼・内沼と蕪栗沼・周辺水田に代表される美しい自然の保全と活用のバランスが取れた計画的な土地利用を推進。</p> <p>〔2〕農業振興と田園風景の保全</p> <p>・田園風景の保全、基幹産業である農業の生産基盤強化を図るため、優良な農地を確保・整備。</p> <p>〔3〕商工業の振興に向けた基盤整備</p> <p>・親しみやすく魅力的な商業地形成への支援、2つの工業団地を最大限に活用した産業集積拠点の形成を目指す。</p> <p>〔4〕田園都市としての質的向上に向けた新たな中核機能地域の形成</p> <p>・高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を新たに中核機能地域として位置付け。将来的な市民ニーズへの対応や、交流人口の増加を図る。</p> <p>〔5〕災害に強いまちづくりの推進</p> <p>・防災基盤の強化、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用を図る。</p>

## 2. 2 第2次栗原市国土利用計画

策定年	平成29年3月
市土利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①豊かな自然環境の保全と生活空間としての活用</li> <li>②農業振興と田園風景の保全</li> <li>③商工業の振興に向けた基盤整備</li> <li>④田園都市としての質的向上に向けた新たな中核機能地域の形成</li> <li>⑤災害に強いまちづくりの推進</li> </ul>
利用区別の市土利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤を強化し、低コスト・高生産性農業の実現に向けた農地の確保と整備を図る</li> <li>・農地は、緑豊かな景観をつくりだし、潤いのある空間としても貴重な財産であることから、今後も美しい田園景観を維持するよう自然環境に配慮した農業の推進を図る</li> </ul> </li> <li>②森林 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然の共生を念頭に置き、多面的機能を発揮できるよう、その確保と整備を図り、また、貴重な動植物が生息・生育する森林については、適正な維持・管理を図る</li> </ul> </li> <li>③原野等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原野は、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る</li> <li>・その他の原野及び採草放牧地は、地域の自然環境に与える影響に配慮し、適正な利用を図る</li> </ul> </li> <li>④水面・河川・水路 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水面は、水質の浄化、水資源の確保、自然環境の保全に努める</li> <li>・河川・水路は、市民の生命・安全確保、農地の生産性向上のため改良・整備を促進する</li> </ul> </li> <li>⑤道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般道路は、市土の有効利用を図るための重要な役割を果たすものであるため、市内外と有機的・効率的に結びつく高速交通体系を基軸とした整備を推進し、これらと連絡する地域の幹線道路及び生活道路の整備を推進するため、必要な用地の確保を図る</li> <li>・農道及び林道は、農林業の生産性向上と農地や森林の適正な管理を図るため、自然環境の保全に十分配慮しながら、必要な措置を講じる</li> <li>・道路整備は、交通安全施設等の整備を推進し、安全で円滑な交通の確保に配慮する</li> </ul> </li> <li>⑥宅地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地は、人口減少社会に対応した若者の定住促進、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化を踏まえ、地域特性に配慮した居住水準と安全で快適な居住環境を目標とし、環境との共生に配慮するとともに、生活関連施設の計画的整備を図り、必要な用地の確保を図る</li> <li>・住宅地の整備に際しては、低・未利用地や空き家の有効活用を優先し、美しい景観を守り、環境との共生に配慮しながら、必要な用地の確保を図る</li> <li>・工業用地は、自然環境保全等に配慮し、雇用機会の確保、産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向等に対応し、工業団地等の適正な利用と必要な措置を講じる</li> <li>・その他の宅地（事務所・店舗等）は、現存する居住環境、市街地の商業の活性化に配慮しつつ、経済のソフト化、サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る</li> </ul> </li> <li>⑦その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共公益施設の用地は、市民生活上の重要性と国際化、高度情報化、少子高齢化等による市民ニーズの多様化を踏まえ、環境保全に配慮しながら必要な用地の確保を図る</li> </ul> </li> </ul>
地域区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山村地域</li> <li>・中山間地域</li> <li>・平地地域</li> <li>・中核機能地域</li> </ul>

## 2. 3 栗原市都市計画マスタープラン

策定年	平成21年3月（令和4年2月改定）
都市づくりの基本目標	〔1〕 中心地や各地域が利便性の高い公共交通で結ばれた田園都市構造の形成 〔2〕 豊かな自然環境と歴史文化の保全と活用 〔3〕 商工業の振興に向けた基盤整備 〔4〕 新たな中核機能地域の形成 〔5〕 災害に強いまちづくりの推進
都市づくりのテーマ	自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 くりはら
将来都市構造	<p>1. 基本ゾーニング</p> <p>【中核機能ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など高速交通網の結節点となる東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を位置づけ</li> <li>・ 新たな交流や賑わい、産業発展を創出する都市機能が集積した中核機能ゾーンを形成</li> </ul> <p>2. 都市拠点</p> <p>(1) 市街地都市拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途地域をもつ築館地域及び若柳地域の中心地を位置づけ</li> <li>・ 各地域の中心市街地に商店街や業務施設・行政施設等の都市機能が集積する都市拠点を形成</li> <li>・ 公共交通等で利用可能な市民生活に必要な都市機能の適正な誘導</li> </ul> <p>(2) 中核生活拠点</p> <p>①生活創造拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の暮らしの安全と質の向上に寄与する広場・公園機能、多世代多地域交流機能、子育て支援機能、防災機能等が充実した拠点の形成</li> </ul> <p>②商業観光拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の良い交通環境を活かし、本市の雇用の創出に寄与する産業振興機能、休憩施設機能、情報発信機能、交通アクセス機能等が充実した拠点の形成</li> </ul> <p>③移住・交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の玄関口としてふさわしい宿泊機能や飲食機能、魅力ある交流の場や、交流を契機とした移住を促進する住環境が充実した拠点の形成</li> </ul> <p>(3) 都市生活拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栗駒地域、金成地域の中心地を位置づけ</li> <li>・ 商業・業務・総合支所等の施設のほか、市立病院や工業団地など、豊かな都市生活に必要な機能が確保された生活拠点の形成</li> </ul> <p>(4) 地域生活拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高清水地域、一迫地域、瀬峰地域、鶯沢地域、花山地域の中心地を位置づけ</li> <li>・ 商業・業務・総合支所等の施設の集積と地域個性を活かした交流、コミュニティの活性化を図る場となる生活拠点の形成</li> <li>・ 地域住民が事業者や各種団体と協力・役割分担して生活機能の集約等を行うことによる、地域課題の解決や地域生活の利便性の維持・向上、住み慣れた地域に住み続けられる地域づくり</li> </ul>

## 2. 4 栗原市公共施設等総合管理計画

策定年	平成29年3月（令和4年3月改訂）
現状・課題	<p><b>【施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有する公共施設は一人当たり7.3㎡と県内でも高い保有水準にある。</li> <li>・施設の老朽化が進んでおり、近い将来一斉に更新時期を迎えるおそれがある。</li> <li>・市町村合併前に多くの施設が建設されてきた背景や利用者ニーズの変化や人口減少で、公共施設の利用率の低下が懸念される。</li> </ul> <p><b>【財政】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、税収減や社会保障関係費の増大が見込まれ、厳しい財政状況が予想される。</li> <li>・普通建設事業費への予算配分は一層厳しさを増すことが予想される。</li> <li>・現在保有する公共施設等を保有し続け、更新していくことは非常に困難であり、試算では約半数の施設の更新ができなくなる可能性がある。</li> </ul> <p><b>【人口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の人口は、令和2年（2020年）64,637人から令和37年（2055年）37,637人になり、42%減少すると見込まれ、施設利用者の需要量の減少が予想される。</li> </ul>
基本方針	<p><b>基本方針1【施設保有量の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来の人口規模や需要に見合った公共施設の最適化を通じて、第2次栗原市総合計画の将来像の実現に貢献するため、安全・安心で市民ニーズに合った公共施設の提供と健全な財政の両立を目指し、公共建築物の保有量を令和37年度（2055年度）までに約30万㎡（約50%）削減することを数値目標とする。</li> <li>○保有量の削減については、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを抑制するなかで、公共施設の役割に留意し施設保有量の縮減を図る。</li> <li>○公共建築物の更新にあたっては、必要な施設のみを更新することを基本とし、市民ニーズや周辺の類似施設の状況などを踏まえた施設規模の適正化を図る。</li> <li>○同じ用途の施設が近隣に重複している場合や利用率の低い施設などは、利用実態を考慮した上で施設の統廃合、再配置、転用などを検討する。</li> </ul> <p><b>基本方針2【維持管理の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共建築物は、不具合等の情報を常に把握するため、施設管理者による定期的な目視点検や劣化状況の把握等、日常的、定期的な公共施設の点検管理を行う。</li> <li>○維持管理、修繕・更新などは、不具合が発生してから修繕を行う事後保全から、不具合を未然に防止するために計画を立てて保全を行う予防保全への転換を進め、建物や設備の長寿命化を図るとともに、トータルコストの縮減・平準化を目指す。</li> <li>○予防保全では、推奨された周期で更新及び修繕を行う「計画的保全」とともに、早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を行う「状態監視保全」を検討する。</li> </ul> <p><b>基本方針3【施設運営の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者制度などの導入、民間事業者や地域住民との連携など、民間活力の活用を視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持・向上を図る。</li> <li>○用途廃止や統合などにより余剰となる施設及び土地などが生じる際は、民間などへの売却の可能性を検討する。</li> </ul>

## 2.5 栗原市地域公共交通網形成計画

策定年	平成29年3月															
公共交通の課題	<p>課題①：広い市域において、旧町村拠点や中心部、公共交通の潜在需要等を踏まえ、需要と供給のバランス見直しが必要</p> <p>課題②：交通弱者の買物・通院・通学等における目的地と外出パターンに見合った利便性の高い交通の確保が必要</p> <p>課題③：交通事業者の現状を踏まえ、車両や運行方法、路線の見直し等、運行の効率化が必要</p>															
基本理念	<p><b>安全で快適に移動できる質の高い暮らしのまち「くらしたい栗原」の実現</b></p> <p>多様な暮らしを満喫できる生活環境の形成を目指し、広い市内を安全で快適に移動できる交通環境を整備</p>															
基本方針・目標	<p><b>基本方針1：中核機能地域の形成を支える交通体系の構築</b></p> <p>・最上位計画と整合を図り、中核機能地域の形成を支える交通体系を構築します。</p> <p><b>基本方針2：各地区の行動特性に対応した効率的な交通サービスの提供</b></p> <p>・多様な交通モードを結び、各地域の行動特性に対応した効率的な交通サービスを提供します。</p> <p><b>基本方針3：地域間連携・賑わいを創出する拠点づくり</b></p> <p>・各地区に「待合い」「乗り継ぎ」等の機能を併せ持った「交通拠点」を位置づけ、地域間連携・賑わいを創出する拠点づくりを行います。</p> <p><b>基本方針4：誰でも迷わず・使える交通環境の構築基本目標</b></p> <p>・市民や観光客など、公共交通を利用する人なら誰でも迷わず・使える交通環境を構築します。</p> <p><b>基本方針5：みんなとともに「育て・創る」交通まちづくりの推進基本目標</b></p> <p>・様々な主体と協働・連携し、みんなとともに「育て・創る」交通まちづくりを推進します。</p> <p><b>【具体施策の概要】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>概要</th> <th>施策メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域公共交通網再編事業</td> <td>都市を支える持続可能な交通体系の構築に向け、地域内外及び広域への移動ニーズに対応したバス路線網を形成するとともに、拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の再編事業を実施します。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域路線（市外往来路線）バスの再編</li> <li>○市内連携路線（地域間路線）バスの再編</li> <li>○地域内路線バスの再編</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地域拠点環境整備事業</td> <td>地域間連携、賑わいを創出することを目的に、地域拠点の環境整備事業を実施します。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域路線上の主要な交通拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心拠点</li> <li>・一次拠点</li> </ul> </li> <li>○地区内拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次拠点</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>公共交通利用促進事業</td> <td>栗原市民や観光客など、市内を訪れた方が利用しやすいように、公共交通の利用促進事業を実施します。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供ツールの作成</li> <li>○ラッピングバスの運行</li> <li>○バスバック等の企画商品化</li> <li>○バスの乗り方教室</li> <li>○モビリティマネジメントの実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>環境改善事業</td> <td>持続可能で誰もが利用しやすい公共交通を目指し、車両等のバリアフリー化を事業者と協議の上、推進します。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低床バスの導入</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	概要	施策メニュー	地域公共交通網再編事業	都市を支える持続可能な交通体系の構築に向け、地域内外及び広域への移動ニーズに対応したバス路線網を形成するとともに、拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の再編事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域路線（市外往来路線）バスの再編</li> <li>○市内連携路線（地域間路線）バスの再編</li> <li>○地域内路線バスの再編</li> </ul>	地域拠点環境整備事業	地域間連携、賑わいを創出することを目的に、地域拠点の環境整備事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域路線上の主要な交通拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心拠点</li> <li>・一次拠点</li> </ul> </li> <li>○地区内拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次拠点</li> </ul> </li> </ul>	公共交通利用促進事業	栗原市民や観光客など、市内を訪れた方が利用しやすいように、公共交通の利用促進事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供ツールの作成</li> <li>○ラッピングバスの運行</li> <li>○バスバック等の企画商品化</li> <li>○バスの乗り方教室</li> <li>○モビリティマネジメントの実施</li> </ul>	環境改善事業	持続可能で誰もが利用しやすい公共交通を目指し、車両等のバリアフリー化を事業者と協議の上、推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低床バスの導入</li> </ul> </li> </ul>
事業名	概要	施策メニュー														
地域公共交通網再編事業	都市を支える持続可能な交通体系の構築に向け、地域内外及び広域への移動ニーズに対応したバス路線網を形成するとともに、拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の再編事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域路線（市外往来路線）バスの再編</li> <li>○市内連携路線（地域間路線）バスの再編</li> <li>○地域内路線バスの再編</li> </ul>														
地域拠点環境整備事業	地域間連携、賑わいを創出することを目的に、地域拠点の環境整備事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域路線上の主要な交通拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心拠点</li> <li>・一次拠点</li> </ul> </li> <li>○地区内拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次拠点</li> </ul> </li> </ul>														
公共交通利用促進事業	栗原市民や観光客など、市内を訪れた方が利用しやすいように、公共交通の利用促進事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供ツールの作成</li> <li>○ラッピングバスの運行</li> <li>○バスバック等の企画商品化</li> <li>○バスの乗り方教室</li> <li>○モビリティマネジメントの実施</li> </ul>														
環境改善事業	持続可能で誰もが利用しやすい公共交通を目指し、車両等のバリアフリー化を事業者と協議の上、推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低床バスの導入</li> </ul> </li> </ul>														

## 2.6 栗原市中核機能地域の整備の基本構想

策定年	平成31年3月
対象エリア	<p>東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域は、国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など高速交通網の結節点となるエリアであり、新たな交流や賑わいを創出する「中核機能地域」と位置づけ、コンセプトや導入機能、土地利用等を検討し、今後の整備の方向性を示すことを目的に策定する。</p>  <p style="text-align: center;">図 対象エリア</p>
中核機能地域形成の基本的な考え方	中核機能地域＝10地区がつながり、ALL栗原を牽引する中心地域
中核機能地域における拠点の創出	<p><b>拠点1 生活創造拠点：</b>栗原中央病院や生活施設、公的施設などの都市機能が集約する地域として、市民生活の質を高める拠点とします。</p> <p><b>拠点2 商業観光拠点：</b>みやぎ県北高速幹線道路と国道4号築館バイパス交差点周辺を、交通の要衝であることを活かした、商業や観光の活性化を図る拠点とします。</p> <p><b>拠点3 移住・交流拠点：</b>市の玄関口であるくりこま高原駅周辺を、移住の促進や市民と来訪者が交流を楽しむ拠点とします。</p>
生活創造拠点	<p><b>【拠点整備方針】</b> 中核機能地域における既設の都市機能を補完し、市民の暮らしの安全の維持向上と、「多地域と多世代の交流」をテーマにした暮らしの質の向上のために『生活創造拠点』を形成します。</p> <p><b>【導入機能】</b> ・広場・公園機能    ・多世代多地域交流機能    ・子育て支援機能    ・防災機能 等</p>
商業観光拠点	<p><b>【拠点整備方針】</b> 将来的なポテンシャルを活かし、産業振興に向けた『商業観光拠点』として位置づけ、観光や商業の活性化、雇用の創出の拠点としての役割を担っていきます。</p> <p><b>【導入機能】</b> ・産業振興機能    ・休憩施設機能    ・情報発信機能    ・交通アクセス機能 等</p>
移住・交流拠点	<p><b>【拠点整備方針】</b> 元々の地区の特性と豊かな景観を活かし、市の玄関口として宿泊機能や飲食機能を高め、来訪者が少しでも長く滞在したくなる魅力ある交流の場の創出と、交流を契機とした移住を促進する住環境を創出します。</p> <p><b>【導入機能】</b> ・交流促進機能    ・宿泊・飲食機能    ・居住機能 等</p>

## 2. 7 立地適正化計画におけるまちづくりの方針の整理

都市計画・まちづくり等に関する上位・関連計画等より、本市の立地適正化計画におけるまちづくり方針を整理します。

### (1) 社会動向に関する方針

項目	まちづくりの方針	出典
定住促進 雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵まれた自然に包まれた豊かに暮らせる住環境整備、子育て世代の定住の促進</li> <li>・空き家等の遊休資産の活用</li> <li>・若い世代の転出の抑制と移住・定住促進策の積極的な取り組み</li> <li>・企業誘致の促進や地元企業への持続的な経営支援による雇用拡大</li> </ul>	2次総計

### (2) 土地利用

項目	まちづくりの方針	出典
中核機能地域	・くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を新たに中核機能地域と位置付け、新たな交流や賑わいの拠点として整備	2次総計 中核構想
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、生活、商業業務機能や公共公益的な機能の集積</li> <li>・市民の都市活動や観光・交流活動の中心となる土地利用の展開</li> <li>・暮らしの質の向上のための生活創造拠点の形成</li> <li>・観光や商業の活性化、雇用の創出のための商業観光拠点の形成</li> <li>・宿泊機能や飲食機能を高め、魅力ある交流の場を創出し、移住を促進する移住・交流拠点の形成</li> </ul>	都市マス 中核構想
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向け住宅の供給、防災・防犯や子育て世代にも優しい住宅地づくり</li> <li>・住宅地内の空き家・空き地の有効活用</li> </ul>	都市マス
商業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗等の利活用の促進</li> <li>・出店や販路拡大などの取り組み支援</li> </ul>	2次総計
	・店舗や業務機能の適正な誘導、都市機能が集積した歩いて暮らせる商業業務地の再生	都市マス
集落地	・地域活性化を図るため、市民が主体となり地域づくりを推進していく仕組みを構築	2次総計
	・地域生活の利便性の維持・向上	都市マス

出典名

2次総計：第2次栗原市総合計画

中核構想：栗原市中核機能地域の整備の基本構想

都市マス：栗原市都市計画マスタープラン



### (3) 都市施設等

項目	まちづくりの方針	出典
道路	・新たな東北縦貫自動車道のインターチェンジの設置の促進	都市マス
公園	・住宅系市街地における生活に身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の適正な配置 ・公園が不足している地区への新規の公園整備の推進	都市マス
下水道	・「公共下水道事業」「合併処理浄化槽事業」による生活環境の向上	都市マス
医療福祉施設	・市立病院と市内外医療機関との診療機能の分担による、医療体制の充実 ・地域の医療機関との連携、協力体制及び基幹病院との連携強化 ・地域包括支援センターの機能強化	2次総計
	・医療サービスの向上に向けた地域医療体制の充実	都市マス
教育・子育て支援施設	・子育て世代の交流や相談機能を集約した子育て支援センターの充実 ・老朽化した社会教育施設の計画的な改修、地域に開かれた学習環境の整備 ・安心して子育てができる環境整備	2次総計
	・小中学校等の適正規模・配置の動向を見据えた施設や機能の維持 ・各地域の中心地への高齢者、子育て支援等の福祉施設の配置	都市マス
その他の施設	・文化施設の歴史文化資源の集積や情報を発信する拠点として有効活用	都市マス

### (4) 公共交通

項目	まちづくりの方針	出典
ネットワーク	・行政・事業者・市民の協働連携による公共交通ネットワークの再構築	2次総計
	・拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の形成 ・中核機能地域の形成を支える交通体系の構築 ・各地区の行動特性に対応した効率的な交通サービスの提供	都市マス 地域交通
	・地域内路線バスの予約型乗合交通への転換 ・再編された地域公共交通の修正・改善	地域交通 都市マス

出典名

2次総計：第2次栗原市総合計画

都市マス：栗原市都市計画マスタープラン

地域交通：栗原市地域公共交通網形成計画

## (5) 防災

項目	まちづくりの方針	出典
施設整備	・防災基盤や社会資本の整備、食料や資材の備蓄による地域防災機能の向上	2次総計
	・被害の軽減や市民の安全・安心確保に必要な地域防災機能の向上 ・公共施設、道路、橋梁、斜面などの防災点検や耐震改修	都市マス

## (6) 財政

項目	まちづくりの方針	出典
市有財産	・市有財産の有効活用の推進、歳出削減による効率的な財政運営	2次総計
	・効率的・効果的な公共施設等の管理運営	公共施設
	・公共施設等の削減による更新費用の抑制、財政負担の軽減・平準化	
	・将来の人口減少の見込みを踏まえた施設の削減	
	・公共建築物の保有量を令和47年度（2055年度）までに50%程度削減することを目標	

出典名  
2次総計：第2次栗原市総合計画  
都市マス：栗原市都市計画マスタープラン  
公共施設：栗原市公共施設等管理計画

### 3. 将来見通し

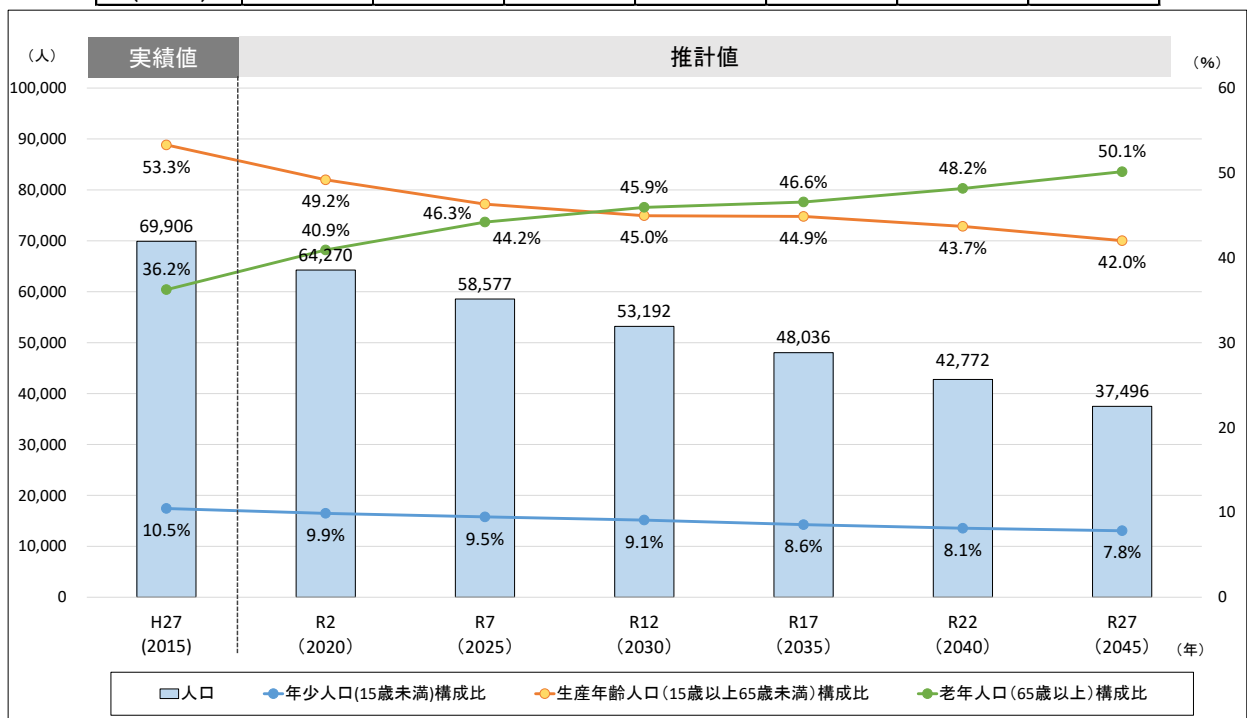
#### 3. 1 将来人口の見通し

##### (1) 国立社会保障・人口問題研究所による推計値

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」では、本市の人口は令和22年（2040年）に、約43,000人まで減少すると推計されています。

図表 総人口と年齢3区分別人口の将来見通し

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		総人口 (人)
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	
平成27年 (2015)	7,310	10.5%	37,259	53.3%	25,337	36.2%	69,906
令和2年 (2020)	6,356	9.9%	31,612	49.2%	26,302	40.9%	64,270
令和7年 (2025)	5,545	9.5%	27,137	46.3%	25,895	44.2%	58,577
令和12年 (2030)	4,839	9.1%	23,915	45.0%	24,438	45.9%	53,192
令和17年 (2035)	4,110	8.6%	21,555	44.9%	22,371	46.6%	48,036
令和22年 (2040)	3,477	8.1%	18,693	43.7%	20,602	48.2%	42,772
令和27年 (2045)	2,939	7.8%	15,755	42.0%	18,802	50.1%	37,496



出典：日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）

## (2) 第2次栗原市総合計画による人口の将来展望

「第2次栗原市総合計画の後期基本計画（令和3年12月）」において、令和47年（2065年）に31,002人を目指すと設定しており、その過程となる令和22年（2040年）では47,318人を目指すとしています。

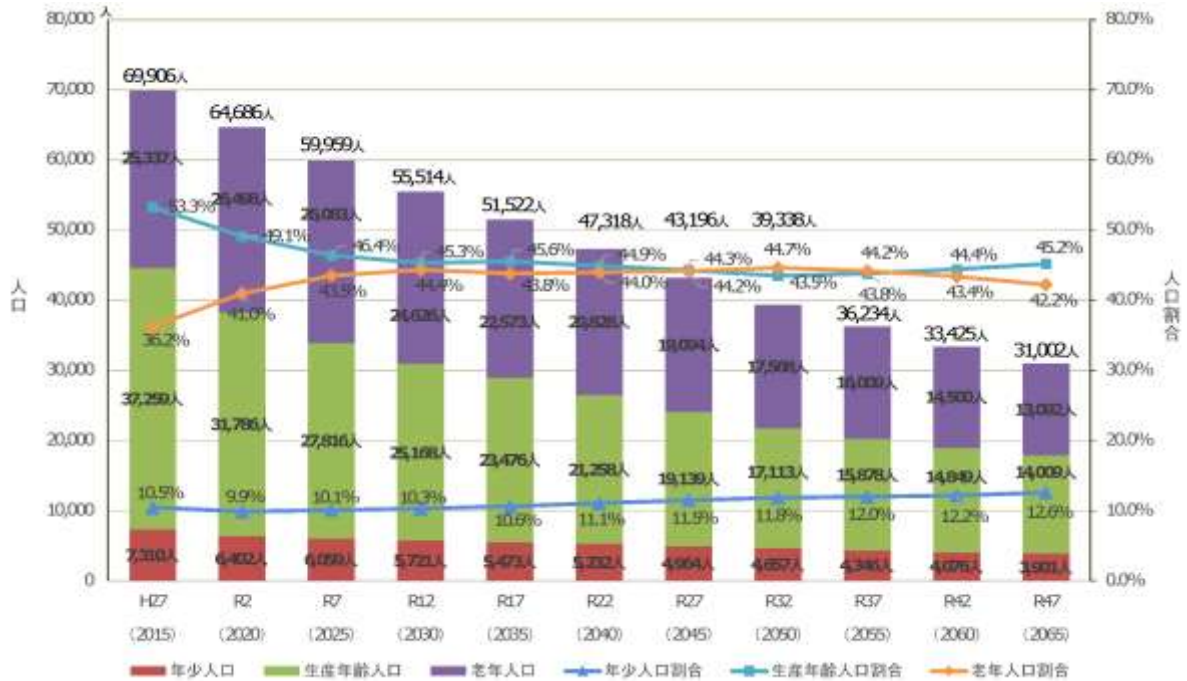


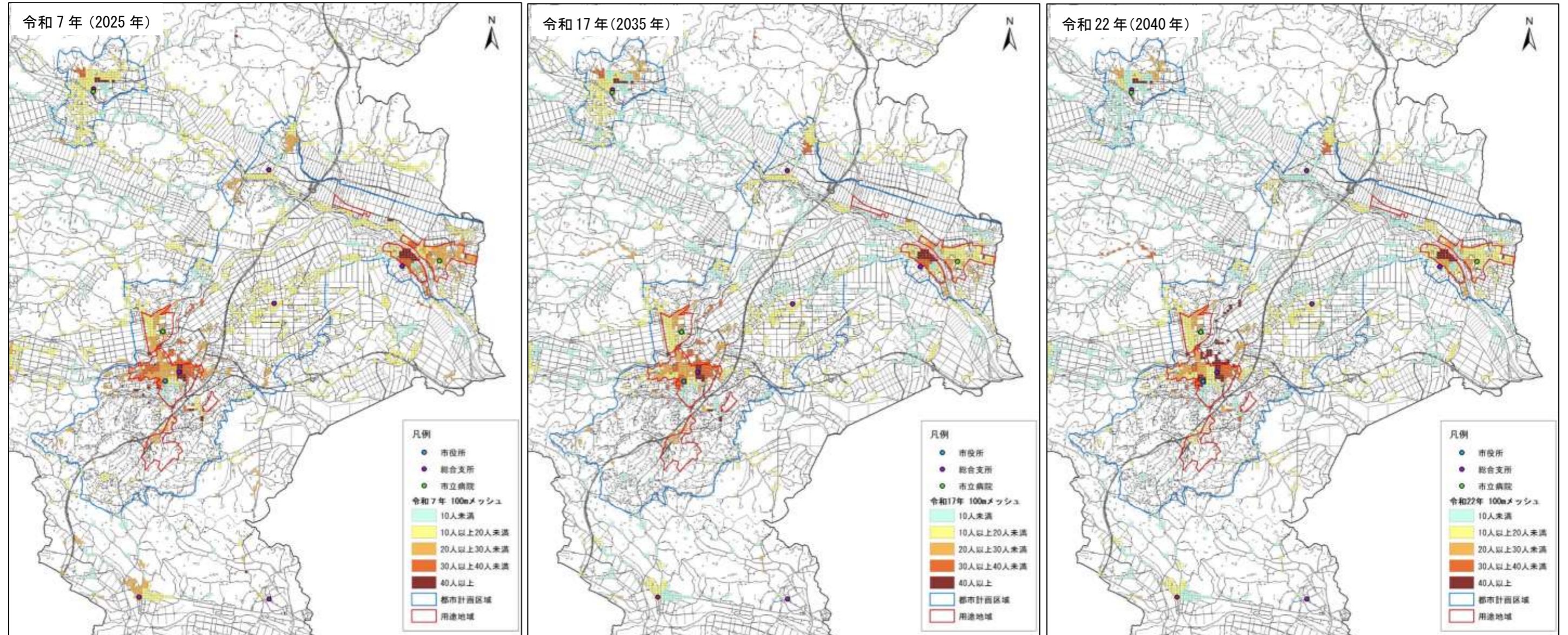
図 「第2次栗原市総合計画（後期基本計画）」における人口の将来展望

出典：第2次栗原市総合計画（後期基本計画）

### 3.2 地域別の将来人口の比較

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」推計結果を基に、地域の人口動向を視覚的に展開します。

#### (1) 栗原市都市計画区域周辺の将来人口の比較



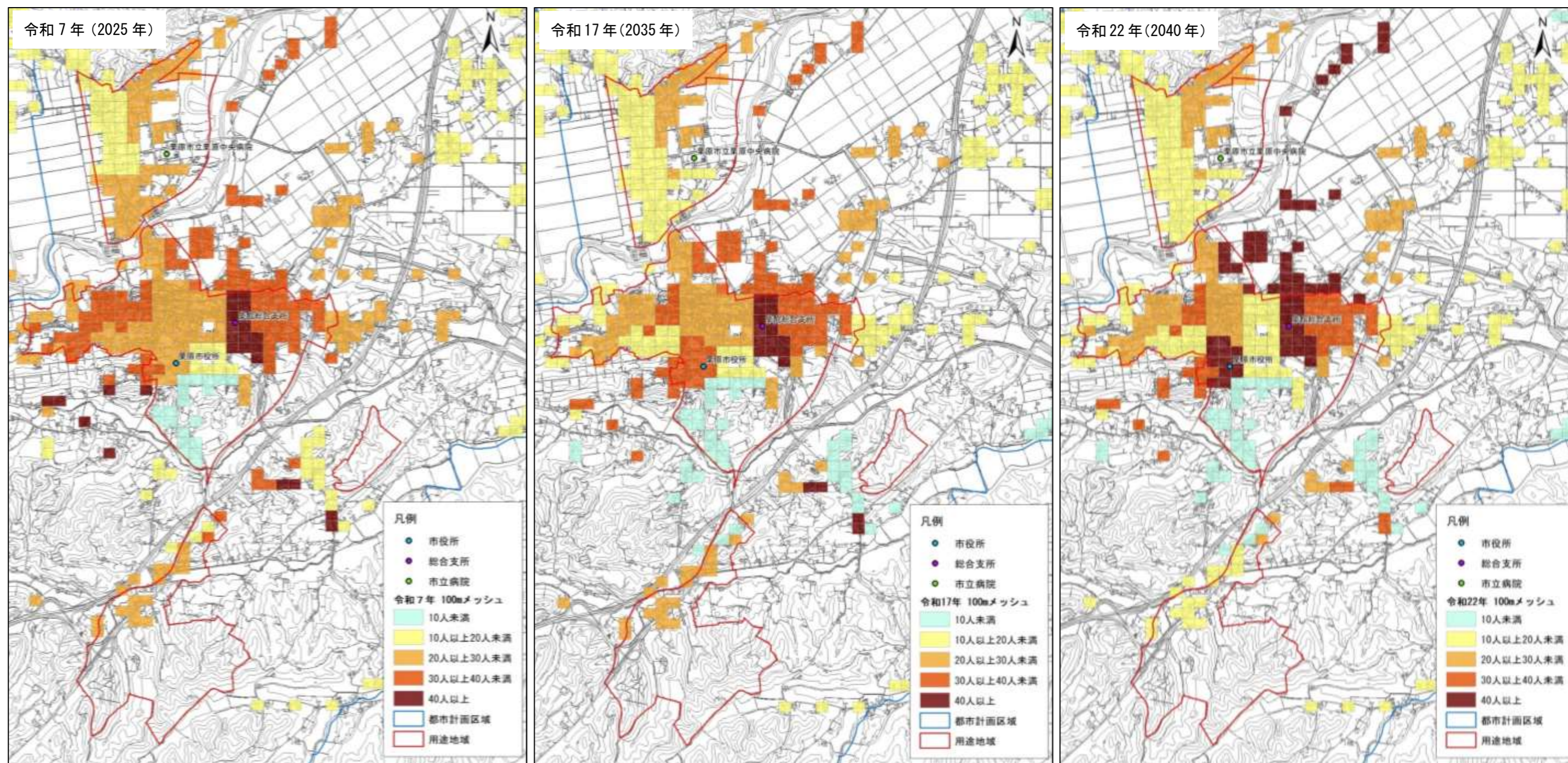
出展：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」（バージョン 2.1）

図 100m メッシュ人口密度（令和7～22年（2025～2040年））（栗原市都市計画区域周辺）

#### 【100mメッシュ人口密度の推移に関する考察】

- ・都市計画区域全域を広域的に確認すると、減少傾向であることがうかがえる。
- ・用途地域内では、一部維持または増加しているエリアもあるが、減少傾向であるエリアも多い。

(2) 築館地域 用途地域周辺の将来人口の比較



出展：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」(バージョン 2.1)

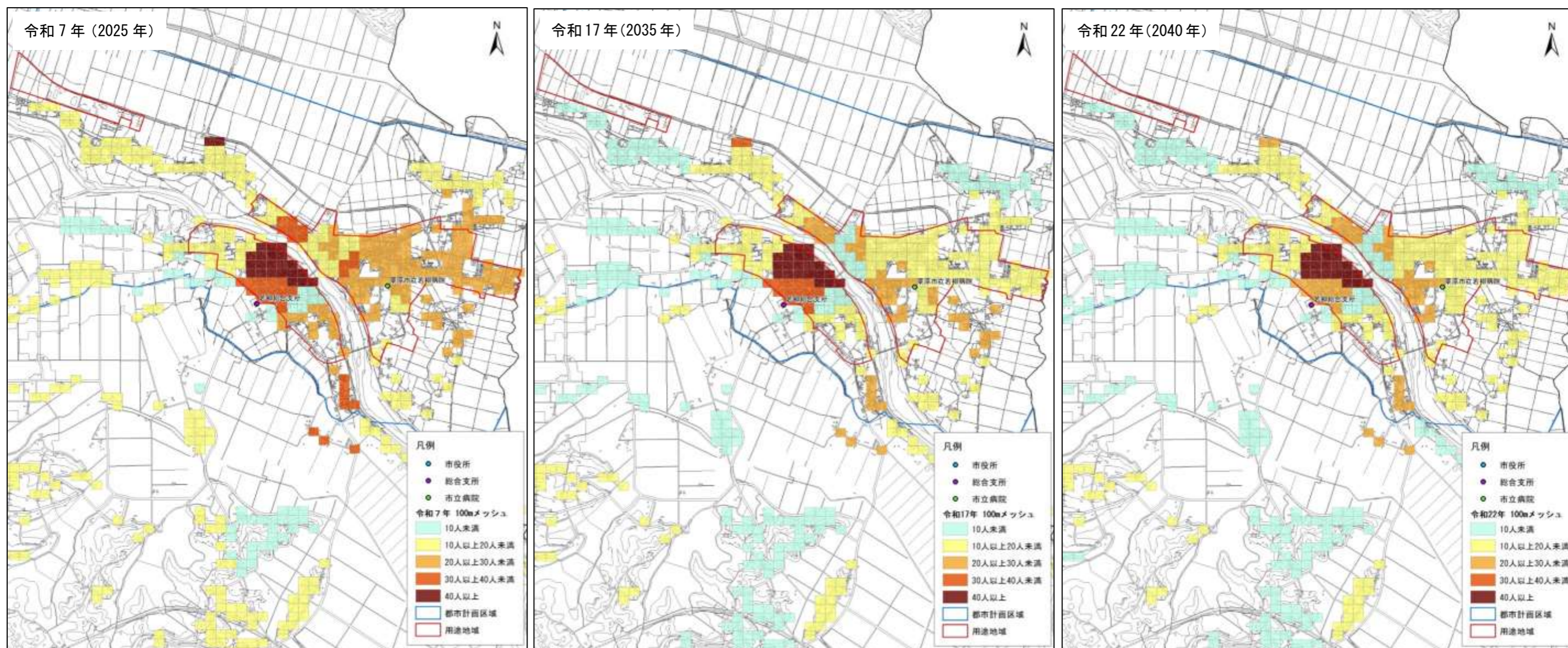
図 100m メッシュ人口密度 (令和 7～22 年 (2025～2040 年)) (築館地域用途地域周辺)

【100m メッシュ人口密度の推移に関する考察】

- ・ 築館地域 (迫川の南エリア) について、現況と比較して、栗原市役所周辺や築館総合支所から東側及び北側では増加している。一方で、国道 4 号の西側では減少傾向となっている。  
 (※将来推計人口は直近 2 回の国勢調査における小地域毎の人口増減を基に算出しており、将来推計人口が増加すると想定されているエリアは、小地域※における直近 2 回の国勢調査にて人口が増加する地域である。  
 また、築館総合支所北側の北側は 1 つの小地域となっており、全体として将来推計人口が増加している地域として表現される)
- ・ 築館宮野地区について、栗原市立栗原中央病院より南側のエリアは、減少傾向となっており、その他のエリアは維持している。

※小地域：市区町村よりも小さい単位である町丁・字等の範囲のこと

(3) 若柳地域 用途地域周辺の将来人口の比較



出展：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」(バージョン 2.1)

図 100m メッシュ人口密度 (令和 7~22 年 (2025~2040 年)) (若柳地域用途地域周辺)

【100m メッシュ人口密度の推移に関する考察】

- ・若柳川北地区について、全体的に減少傾向となっている。
- ・若柳川南地区について、現況と比較すると、地区中央を走る県道若柳花泉線の西側は令和 7 年 (2025 年) にかけて増加傾向であるが、令和 22 年 (2040 年) に微減している。
- ・県道若柳花泉線の東側は令和 17 年 (2035 年) にかけて減少している。

# 第3章 まちづくりの課題整理

## 1. まちづくりの課題整理

### 1. 1 分野別の課題の整理

本市におけるまちづくりの課題を分野別に整理します。

#### (1) 社会動向

(市の現況、上位・関連計画の方針等)

- 本市の人口は減少を続けており、年少人口は減少し、高齢化率は増加しています。
- 人口は用途地域内の住宅地を中心に集積していますが、用途地域内人口も将来、減少していくものと見込まれます。
- 対策を講じることなく現状のまま推移した場合、今後大幅に人口が減少すると予想され、さらなる少子高齢化が進行すると見込まれます。
- 子育て世代を中心とした定住を促進する方針が位置づけられています。
- 集落地においては、市民が主体となり地域づくりを推進していく仕組みを構築する方針が位置づけられています。



【社会動向に係る課題の抽出】
<b>■人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・用途地域内への適正な居住の誘導により市街地における人口密度を維持し、市街地のスポンジ化を抑制していく必要があります。</li><li>・少子高齢化社会を見据え、高齢者や子育て世代の暮らしを支援するまちづくりを進めていく必要があります。</li></ul>
<b>■集落地の生活環境の維持</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・農地保全や農業振興の施策との整合を図り、集落地における既存の生活環境、地域コミュニティの維持に努めていく必要があります。</li></ul>



## (2) 都市機能施設（土地利用・都市施設等）

（市の現況、上位・関連計画の方針等）

- 本市の都市機能施設の分布状況を見ると、用途地域内では築館地域、若柳地域ともに概ねサービス圏域内に居住人口が集約されています。
- 中核機能地域には、医療機能、子育て支援機能、商業業務機能や公共公益的な機能を集積する方針が位置づけられています。
- 医療施設は、地域の医療機関との連携、診療機能の分担による医療体制の充実の方向性が位置づけられています。
- 教育・子育て支援施設は、小中学校等の機能維持の方向性が位置づけられています。
- 店舗や業務機能の適正な誘導が位置づけられています。



【都市機能施設に係る課題の抽出】
<b>■市街地における都市機能施設の利便性の維持</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・将来、用途地域内の人口も減少すると見込まれることから、一定の人口密度に支えられてきた生活サービスの提供が困難になることが懸念されます。</li><li>・居住者・利用者の動向やニーズを踏まえ、生活を支えるために必要な都市機能を適正に配置・誘導していく必要があります。</li></ul>
<b>■中核機能地域を中心とした都市機能の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・介護福祉施設については、将来的に高齢化率が増加することを踏まえて、施設規模の過不足も含めた分析を行い、施設や福祉サービスを充実させていく必要があります。</li><li>・子育て支援施設については、今後の年少人口の減少を考慮すると、現状の施設数、施設規模の存続が困難となることも想定されることから、施設規模の見直し等を検討していく必要があります。</li><li>・スーパーマーケット等の商業施設は、用途地域内を中心に広く分布しており、サービス水準の維持が求められます。郊外型店舗の新規出店により、市街地内の商業施設の立地に偏りが発生することも想定されることから、今後の人口動向を見極め、適切に機能誘導を図っていく必要があります。</li><li>・医療施設については、高齢化率の増加が続くことにより、将来、施設に対する需要がさらに高まると予測されます。医療施設は都市機能として重要な施設であることを踏まえ、施設規模も含めた分析を行い、適切に機能誘導を図っていく必要があります。</li><li>・教育・文化施設については、施設の安全性を確保するとともに、需要に応じた施設規模の見直しや複合化、整備手法等を検討し、早急かつ適切に対応する必要があります。</li></ul>
<b>■集落地に必要な施設の維持</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・各地域の田園集落においては、農業を支える人々の定住に必要な都市機能を維持していく必要があります。</li></ul>

### (3) 公共交通

(市の現況、上位・関連計画の方針等)

- 東北新幹線のくりこま高原駅の利用者数は横ばいから減少傾向となっています。
- バス交通は大崎市や一関市の隣接市を結ぶ広域路線と市内の地区を結ぶ市内連携路線、各地区内を運行する地域内路線の3種類の路線が運行されています。
- バス停の人口カバー率は5割となっています。
- 行政・事業者・市民の協働連携による公共交通ネットワークの再構築を目指す方向性が位置づけられています。
- 中核機能地域にはバスターミナルなどの交通アクセス機能を整備する方針が位置づけられています。
- 再編された地域公共交通を修正・改善していく方針が位置づけられています。



【公共交通に係る課題の抽出】
<b>■公共交通網の維持・確保と公共交通ネットワークの再構築</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・将来的な高齢化の進展を踏まえ、今後も、高齢者を中心とする市民の日常生活の移動手段となる公共交通を維持する必要があります。</li><li>・市街地及び鉄道駅と、病院などの主要な都市機能施設、周辺集落地を効率的にネットワークする公共交通網を形成する必要があります。</li></ul>
<b>■地域公共交通の運行の維持</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・広域路線、市内連携路線、地域内路線が連携し、各地域の移動を支える地域公共交通の運行を今後も継続していく必要があります。</li></ul>

## (4) 防災

(市の現況、上位・関連計画の方針等)

- 迫川流域の築館地域及び若柳地域の用途地域内に洪水浸水想定区域（想定最大規模）※が指定されています。
- 防災基盤や社会資本の整備、安全・安心確保に必要な地域防災機能の向上を目指す方向性が位置づけられています。



【都市の安全性に係る課題の抽出】
<b>■災害リスクを軽減する市街地づくり</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 迫川の氾濫による浸水として、若柳地域や志波姫地域を中心に洪水浸水想定区域に該当しており、特に若柳地域の用途地域はほぼ全域が区域に含まれているため、災害リスクを軽減する市街地づくりを検討していく必要があります。</li><li>・ この地域には総合支所、病院、小中学校、幼稚園、保育所をはじめとする多種多数の都市機能施設が既に立地しており、住宅も数多く分布し、多くの市民が居住しています。</li><li>・ 防災上危険性のある区域に含まれる地域において、居住のあり方について検討していく必要があります。</li><li>・ 洪水浸水想定区域に該当している地域については、ハザードマップによる想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水等に対する防災対策と避難誘導対策が十分に行われることを前提に、人口の状況や既存施設の立地状況等を踏まえ、居住や都市機能の誘導を検討していく必要があります。</li></ul>

※洪水浸水想定区域（想定最大規模）：

宮城県が作成した1000年に1度程度の降雨量を上回る規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域

## (5) 財政

(市の現況、上位・関連計画の方針等)

- 本市の歳出額は減少傾向にあります。
- 市有財産の有効活用の推進、歳出削減による効率的な財政運営の方針が位置づけられています。
- 人口減少の見込みを踏まえた施設の削減、保有量の削減を目指す方向性が位置づけられています。



【財政状況に係る課題の抽出】
<b>■公共サービスの維持と財政の健全化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 将来的にも扶助費の増加が想定されることから、都市機能を担う公共施設と都市インフラの再整備や老朽化への的確な対応が求められます。</li><li>・ 将来の都市経営を持続可能なものとするためには、進行する人口減少・少子高齢化社会においても財政の健全性を維持し、安定した財政運営を継続していく必要があります。</li></ul>

## 1. 2 解決すべき課題の抽出

これまでの現況分析、上位・関連計画等の把握及び課題の整理を踏まえ、本計画において解決すべき課題を整理します。

	現況・上位関連計画の方針	主な課題	立地適正化計画において解決すべき課題の抽出
社会動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口は減少傾向</li> <li>年少人口も減少</li> <li>高齢化率は増加</li> <li>集落地は地域づくり推進の仕組みを目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地のスポンジ化の抑制</li> <li>高齢者や子育て世代の暮らしを支援するまちづくり</li> </ul> </li> <li>■集落地の生活環境の維持               <ul style="list-style-type: none"> <li>集落地における既存の生活環境、地域コミュニティの維持</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【課題①】</b> 市街地の空洞化の抑制と少子高齢化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の人口密度の低下の抑制</li> <li>市街地の均衡ある土地利用の誘導</li> <li>更なる高齢化の進行へ対応する、高齢者の暮らしやすさの向上</li> <li>既成市街地の災害リスクの軽減</li> </ul> <p><b>【課題②】</b> 市街地の生活サービス機能の充実と公共交通の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の中心地に立地する都市機能の維持と集約化</li> <li>中核機能地域を中心とした都市機能、交通結節機能の充実</li> <li>高齢者の移動手段となる公共交通サービスの確保、利用促進</li> <li>中心地と周辺集落を機能的に結ぶネットワークの確保</li> </ul>
都市機能施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域内ではサービス圏域内に居住人口集約</li> <li>中核機能地域に医療機能、子育て支援機能、商業業務機能や公共公益的な機能を集積する方針</li> <li>医療施設は地域医療機関と連携</li> <li>店舗や業務機能の適正な誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市街地における都市機能施設の利便性の維持               <ul style="list-style-type: none"> <li>生活を支える都市機能を適正に配置・誘導</li> </ul> </li> <li>■中核機能地域を中心とした都市機能の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉施設や福祉サービスの充実</li> <li>子育て支援施設の規模の見直し等の検討</li> <li>商業施設のサービス水準の維持</li> <li>医療施設の適切な機能誘導</li> <li>教育文化施設の施設規模の見直しや複合化の検討</li> </ul> </li> <li>■集落地に必要な施設の維持               <ul style="list-style-type: none"> <li>集落地の定住に必要な都市機能の維持</li> </ul> </li> </ul>	
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>くりこま高原駅利用者数は横ばいから減少傾向</li> <li>バス交通は3種類の路線が運行</li> <li>バス停の人口カバー率は5割</li> <li>地域公共交通の改善方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共交通網の維持・確保と公共交通ネットワークの再構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の日常生活の移動手段となる公共交通の維持</li> <li>効率的にネットワークする公共交通網の形成</li> </ul> </li> <li>■地域公共交通の運行の維持               <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の移動を支える地域公共交通の運行の継続</li> </ul> </li> </ul>	
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>若柳地域を中心に用途地域内では洪水浸水想定区域が指定</li> <li>地域防災機能の向上を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害リスクを軽減する市街地づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>防災上危険性のある区域に含まれるエリアの居住のあり方の検討</li> <li>防災対策と避難誘導対策を踏まえた居住や都市機能の誘導</li> </ul> </li> </ul>	
財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>歳出額は平成27年度から増加</li> <li>市有財産の有効活用、歳出削減による効率的な財政運営の方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共サービスの維持と財政の健全化               <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設と都市インフラの再整備や老朽化への的確な対応</li> <li>財政の健全性の維持</li> </ul> </li> </ul>	

# 第4章 まちづくりの基本方針

## 1. まちづくりの基本方針

### 1. 1 都市づくりのテーマ（将来都市像）

将来都市像は、栗原市都市計画マスタープランが描く将来都市像『自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 くりはら』を立地適正化計画でも継承し、この将来都市像のもと、立地適正化計画におけるまちづくりの課題の解決に取り組んでいきます。

【都市づくりのテーマ（将来都市像）】

**自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 くりはら**

### 1. 2 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針

現状及び将来見通しに基づく課題への対応や、上位計画における基本目標の実現などの観点から、本立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針を以下のとおり設定します。

#### 課題1 市街地の空洞化の抑制と少子高齢化への対応

- 市街地の人口密度の低下の抑制
- 市街地の均衡ある土地利用の誘導
- 更なる高齢化の進行へ対応する、高齢者の暮らしやすさの向上
- 既成市街地の災害リスクの軽減



#### まちづくりの基本方針1 高齢者と子育て世代にとって暮らしやすい居住環境づくり

- ・高齢者が日常生活において、健康づくりや生きがいづくりなど、充実した生活を過ごすことができ、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる環境づくりを目指します。
- ・子育て世代を中心とした若年層が、市内に居住することに魅力を感じ、豊かな生活環境の中で子育てすることができる環境づくりを目指します。

## 課題2 市街地の生活サービス機能の充実と公共交通の維持

- 市の中心地に立地する都市機能の維持と集約化
- 中核機能地域を中心とした都市機能、交通結節機能の充実
- 高齢者の移動手段となる公共交通サービスの確保、利用促進
- 中心地と周辺集落を機能的に結ぶネットワークの確保



## まちづくりの基本方針2 すべての市民が利用しやすい新たな生活拠点づくり

- ・公共交通などのネットワークの充実により、すべての市民が利用しやすく、市外からの利用者の流入も期待される新たな拠点の形成を目指します。
- ・新たな交流や賑わい、産業発展を創出する都市機能が集積した中核機能ゾーンの形成を目指します。

## 2. 将来都市構造

将来都市構造は、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を踏まえ、土地利用方針や拠点間の連携方針など、本市が目指す将来都市構造を示すものです。

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域であり、本計画における将来都市構造は、栗原市都市計画マスタープランが目指す都市構造を踏まえ、公共交通ネットワークにより中心拠点、地域拠点が連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワークによる将来都市構造を目指します。

### (1) 立地適正化計画における基本ゾーニングの方針

基本ゾーニングは、本市の都市計画区域を「市街地ゾーン」「中核機能ゾーン」「田園共生ゾーン」に区分して定めるものとします。

#### ①市街地ゾーン

- ・ 築館地域、若柳地域の市街地（用途地域内）を位置づけます。
- ・ 公共交通や生活に必要な機能の利便性、居住に適した市街地環境の向上を図ります。
- ・ 適正な人口密度を維持し、機能集約型市街地の実現を目指します。
- ・ 用途地域内において、居住の誘導に適さないエリアを考慮し、居住誘導区域を定めます。

【参考】栗原市都市計画マスタープランにおける基本ゾーニング

##### ○市街地ゾーン

- ・ 築館地域及び若柳地域の用途地域が指定されている地域を位置づけます。住居・商業・工業等の土地利用と地域生活及び都市活動に必要な機能が適正かつ効率的に配置された「機能集約型市街地」の実現を目指します。

#### ②中核機能ゾーン

- ・ 東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの一帯の地域を位置づけます。
- ・ 医療、生活、商業業務機能や公共公益的な機能の集積を図るとともに、市民の都市活動や市内外における観光・交流活動の中心となる土地利用の展開を図ります。
- ・ 築館宮野地区の用途地域内において、居住の誘導に適さないエリアを考慮し、居住誘導区域を定めます。

【参考】栗原市都市計画マスタープランにおける基本ゾーニング

##### ○中核機能ゾーン

- ・ 国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など高速交通網の結節点となる東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を位置づけます。
- ・ 市民にとって新たな中心地域として、新たな交流や賑わい、産業発展を創出する都市機能が集積した中核機能ゾーンの形成を目指します。

### ③田園共生ゾーン

- ・市街地ゾーンの周辺に広がる平地、中山間地を位置づけます。
- ・本市の基幹産業である農業と、田園地帯に点在する集落居住地が共存するエリアを形成します。
- ・優良な農地と、田園地域に共存する集落の居住環境の維持保全に努めます。
- ・農地や自然環境、地域資源を保全することを基本とし、観光等従事者の居住を除いて、居住誘導区域や既存集落地などへ誘導するエリアとします。

**【参考】 栗原市都市計画マスタープランにおける基本ゾーニング**

○平地ゾーン

- ・広大で肥沃な田園地帯やラムサール条約湿地「伊豆沼・内沼」等を有していることから、良好な自然・農地の環境保全を推進します。
- ・高速交通の利便性の高い地域であることから、良好な交通条件を活かした工業団地の形成など、新たな土地利用展開も需要に応じて適切に誘導していきます。

○中山間ゾーン

- ・農業が盛んな地域であることから、農地等の保全と生産基盤の整備を促進します。農地等と共存して形成されている各地区の中心地や集落地は、道路等の交通アクセス及び地域間連携の強化を図るなど、豊かでゆとりある快適な住環境の充実を目指します。

## (2) 立地適正化計画における拠点配置の方針

拠点配置は、本市における都市計画区域内の居住人口や都市機能の集積を考慮し、「中心拠点」「生活創造拠点」「商業観光拠点」「移住・交流拠点」「地域拠点」に区分して定めるものとします。

### ①中心拠点

- ・築館地域及び若柳地域の中心地を位置づけます。
- ・店舗や業務機能の適正な誘導を図るとともに、それらの都市機能が集積した歩いて暮らせる商業業務地の再生を図ります。

**【参考】 栗原市都市計画マスタープランにおける都市拠点**

○市街地都市拠点

- ・用途地域をもつ築館地域並びに若柳地域の中心地を位置づけます。各地域の中心市街地を形成し、商店街や業務施設・行政施設等の都市機能が集積する都市拠点を形成します。
- ・既存の都市機能を維持・活用するとともに、公共交通等で利用可能な市民生活に必要な都市機能の適正な誘導を図ります。

### ②生活創造拠点（栗原中央病院周辺）

- ・築館地域の宮野地区周辺を位置づけます。
- ・市民の暮らしの安全と質の向上に寄与する広場・公園機能、多世代多地域交流機能、子育て支援機能、防災機能等が充実した拠点の形成を図ります。

**【参考】 栗原市都市計画マスタープランにおける都市拠点**

○生活創造拠点

- ・既設の都市機能を補完し、市民の暮らしの安全の維持向上と、暮らしの質の向上に寄与する広場・公園機能、多世代多地域交流機能、子育て支援機能、防災機能等が充実した拠点の形成を図ります。



### ③商業観光拠点（みやぎ県北高速幹線道路と国道4号築館バイパス交差点周辺）

- ・みやぎ県北高速幹線道路と国道4号築館バイパスの交差点周辺を位置づけます。
- ・周辺の良好な交通環境を活かし、本市の雇用の創出に寄与する産業振興機能、休憩施設機能、情報発信機能、交通アクセス機能等が充実した拠点の形成を図ります。

【参考】栗原市都市計画マスタープランにおける都市拠点

#### ○商業観光拠点

- ・周辺の良好な交通環境など将来的なポテンシャルを活かし、本市の雇用の創出に寄与する産業振興機能、休憩施設機能、交通アクセス機能等が充実した拠点の形成を図ります。

### ④移住・交流拠点（東北新幹線くりこま高原駅周辺）

- ・くりこま高原駅周辺を位置づけます。
- ・市の玄関口としてふさわしい宿泊機能や飲食機能とともに、魅力ある交流の場や移住のための受け皿が充実した拠点の形成を図ります。

【参考】栗原市都市計画マスタープランにおける都市拠点

#### ○移住・交流拠点

- ・市の玄関口としてふさわしい宿泊機能や飲食機能を高め、来訪者が少しでも長く滞在したくなる魅力ある交流の場や、交流を契機とした移住を促進する住環境が充実した拠点の形成を図ります。

### ⑤地域拠点

- ・栗駒地域、金成地域の中心地を位置づけます。
- ・集落居住地の中心には日常の生活に必要な生活サービス施設の維持、集約化を図ります。

【参考】栗原市都市計画マスタープランにおける都市拠点

#### ○都市生活拠点

- ・平地ゾーン、中山間ゾーンに位置し都市計画区域を有する栗駒地域、金成地域の中心地を位置づけます。
- ・生活に密着した商業・業務・総合支所等の施設のほか、地域医療の中心となる市立病院、市民の雇用の場となる工業団地など、豊かな都市生活に必要な機能が確保された生活拠点の形成を図ります。

### (3) 公共交通ネットワークの位置づけ

#### ①鉄道

- ・市民の生活の移動手段
- ・市外にもネットワークする広域的な交通手段

#### ②バス交通

- ・中心拠点と生活拠点や主要な都市機能施設を連絡するネットワーク形成
- ・主要集落（地域拠点）から中心拠点、生活拠点などへのアクセス機能

#### 【参考】栗原市都市計画マスタープランにおける公共交通ネットワーク

##### ○鉄道

- ・JR 東北新幹線は、広域的な都市活動と交流を促進する公共交通の軸として位置づけます。東北新幹線くりこま高原駅周辺には、新幹線利用の利便性・アクセス性、他の交通機関との結節機能の向上を図るための駐車場等の確保や駅周辺の道路整備、各種都市施設の充実を図ります。
- ・JR 東北本線は、周辺都市への通勤通学、買い物などの生活を支える公共交通の軸として位置づけます。瀬峰駅、石越駅（登米市）、有壁駅は、鉄道とバス、タクシーなどとの乗り換えがスムーズに行えるよう駅前広場などの各種施設の充実に努めます。

##### ○バス交通

- ・市民の日常生活を支える持続可能な交通体系の構築に向け、地域内外及び広域への移動需要に対応したバス路線網を形成するとともに、拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の形成を図ります。
- ・広域、市内連携、地域内の路線が有機的に連携した路線を形成するため、ダイヤの調整等を随時行うとともに、再編された地域公共交通についても、修正・改善を図ります。
- ・バス交通は市民に最も身近な公共交通であることから、その利便性の維持向上を図ります。



### 3. 課題解決のための施策・誘導方針

立地適正化計画における課題の解決及びまちづくり方針を進めていくための施策・誘導の方針を以下のとおり設定します。

#### まちづくりの基本方針1 高齢者と子育て世代にとって暮らしやすい居住環境づくり

- ・高齢者が日常生活において、健康づくりや生きがいづくりなど、充実した生活を過ごすことができ、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる環境づくりを目指します。
- ・子育て世代を中心とした若年層が、市内に居住することに魅力を感じ、豊かな生活環境の中で子育てすることができる環境づくりを目指します。



#### 施策・誘導方針① 多世代が快適に暮らせる生活環境づくり

##### ○子育て世代を中心とした移住・定住促進

- ・人口流出の抑制や子育て世代の移住定住を促進するため、子育て世代などの若い世代が、通勤や買い物などに困ることなく、快適に生活できる環境を整備します。
- ・地域公共交通の維持充実を図り、市内各地域の連携促進を図ります。



##### ○高齢者の暮らしやすさの向上

- ・築館地域、若柳地域の市街地においては、生活に必要な各種都市機能やサービス施設が集積する中心拠点が形成されており、これらの機能・施設が立地する利便性を活かした“歩いて暮らせる”街なかの居住地を形成します。
- ・中心拠点の築館地域、若柳地域の中心地と地域拠点の栗駒地域、金成地域の中心地を効率的に結ぶ公共交通ネットワークの充実により、高齢者の移動手段を支えます。



## まちづくりの基本方針2 すべての市民が利用しやすい新たな生活拠点づくり

- ・公共交通などのネットワークの充実により、すべての市民が利用しやすく、市外からの利用者の流入も期待される新たな拠点の形成を目指します。
- ・新たな交流や賑わい、産業発展を創出する都市機能が集積した中核機能ゾーンの形成を目指します。



### 施策・誘導方針② 新たな交流や賑わいを生み出す拠点形成

#### ○生活施設、公的施設などの都市機能の集積による、市民生活の質の向上に寄与する拠点の形成

- ・生活創造拠点は、多世代交流機能や子育て支援機能など、快適な住環境や地域の交流の創出につながる都市機能の充実を図ります。



#### ○自動車専用道路や国道が結節する良好な交通環境を活かした、地域の産業振興に向けた商業観光拠点の形成

- ・商業観光拠点は、整備が進められている東北縦貫自動車道（仮称）栗原 IC、みやぎ県北高速幹線道路の周辺に、産業振興機能、休憩施設機能、情報発信機能、交通アクセス機能など、地域の産業振興、生活利便の向上につながる都市機能の充実を図ります。
- ・国道4号築館バイパス、国道398号など、恵まれた交通条件を活かすとともに、公共交通ネットワークの充実により、すべての市民が利用しやすい環境づくりを図ります。



#### ○移住の促進や市民と来訪者が交流を楽しむ拠点の形成

- ・移住・交流拠点のくりこま高原駅周辺では、地域の特性と豊かな景観を活かし、市の玄関口として駅周辺施設やオープンスペースを回遊でき、栗原市内各地の情報を発信できる環境を整備します。
- ・通勤や買い物などに困ることなく、農村のライフスタイルを楽しめる空間を形成します。



# 第5章 居住誘導区域の設定

## 1. 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口の維持を図りながら居住地の密度を高め、市街地、居住地としての機能を維持、向上させつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うことを目的とした地域です。

本計画における居住誘導区域の対象地域は、用途地域が指定されている築館地域、若柳地域の市街地とし、人口密度の動向や都市機能の立地状況、河川の氾濫などの災害想定区域等を勘案して区域を定めます。

また、居住誘導区域を定めないそのほかの地域拠点周辺については、市民の日常生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能が充実した拠点の形成を目指し、居住と都市機能の適正な誘導を図ります。

### 【居住誘導区域の設定の基本的な考え方】

- ・用途地域（用途地域のうち工業地域及び工業専用地域を除く）が指定されている区域  
※ただし、周囲を住居系用途に囲まれた小規模な工業地域については、既に住宅が建築されている状況が見受けられるため、居住誘導区域に含むことを検討する
- ・都市機能や居住地が集積している地域
- ・周辺地域からの公共交通によるアクセスが容易であり、都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・災害危険区域等の深刻な被害が発生する恐れのある箇所は、危険度の予測等をもとに区域の設定を検討

## 2. 居住誘導区域の設定

### 2.1 区域設定の流れ

本市における居住誘導区域の設定には、用途地域内 100mメッシュを用いて、以下に定める条件に該当するメッシュを加除し、用途地域の中から、居住誘導区域を設定する条件を満たすメッシュを抽出していくものとします。

また、居住誘導区域を設定する条件を満たすメッシュのうち、区域境界のフリンジに位置するメッシュについては、道路や水路、指定区域の境界など現況の地形地物、土地利用区分を考慮して居住誘導区域を確定させるものとします。

抽出条件の内容については資料編の「2. 居住誘導区域の設定」に記載します。

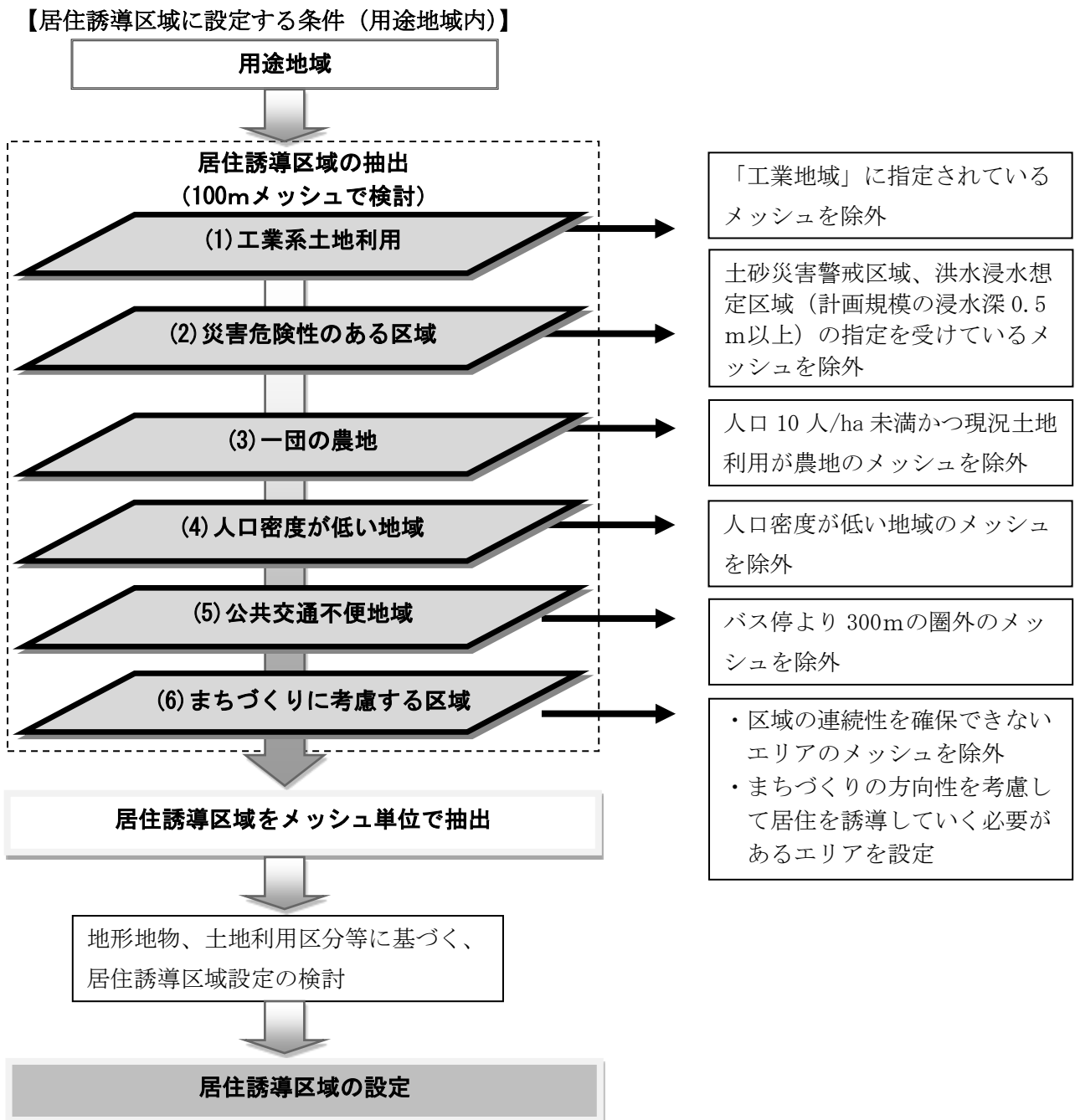


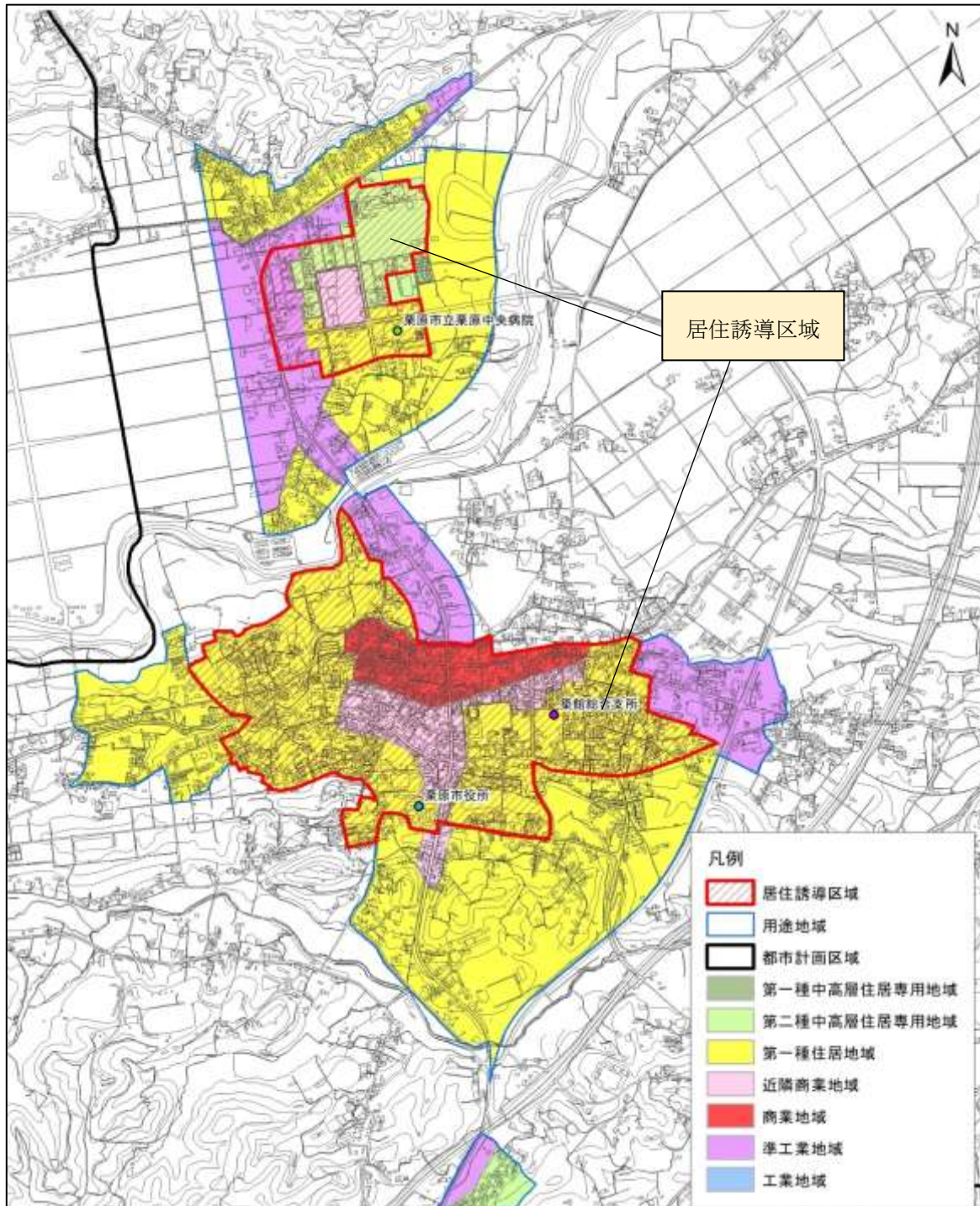
図 居住誘導区域の設定の流れ

## 2. 2 居住誘導区域の設定

前頁の検討を踏まえて抽出された居住誘導区域の設定の条件を満たすメッシュについて、区域境界のフリンジに位置するメッシュの土地利用状況を確認し（資料編 P35～47）、居住誘導区域を設定します。

設定にあたっては、道路や水路、指定区域の境界など現況の地形地物、土地利用区分を考慮して定めるものとします。

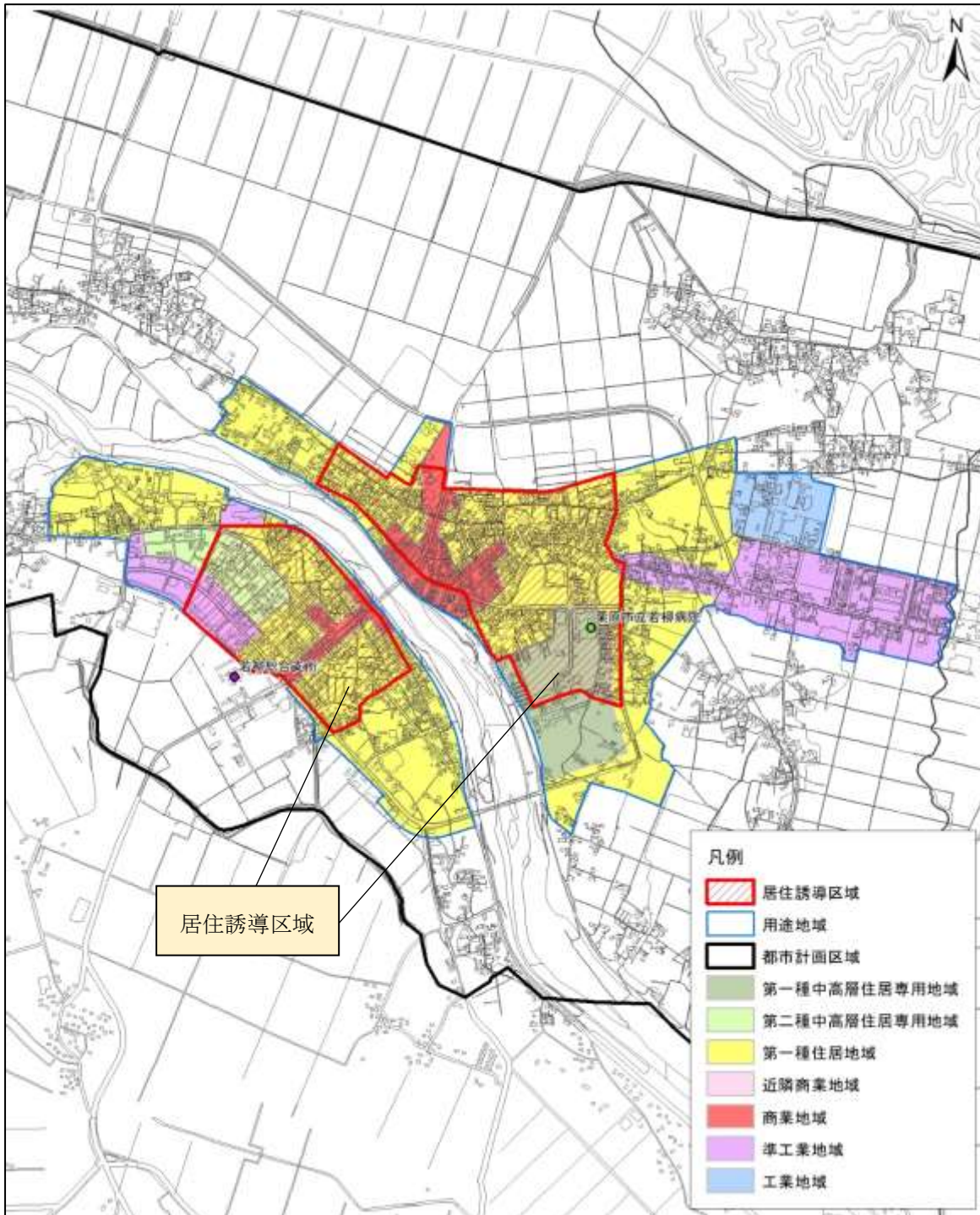
(築館地域)





若柳地域は想定最大規模の洪水浸水想定区域でみると浸水エリアは大部分が該当していますが、計画規模の洪水浸水想定区域では浸水エリアが小さくなっており（資料編：P55）、安全性は比較的担保されています。安全を確保するため、迫川の治水対策に加えて、防災訓練や避難経路の周知といったソフト対策等を講じていきます。

(若柳地域)



# 第6章 都市機能誘導区域の設定

---

## 1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

---

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業などの生活サービス施設の立地を図り、市全体が持続するために必要な拠点を形成するために居住誘導区域内に設定する区域です。

都市機能誘導区域の位置は、商業・業務施設などの都市機能が充実しているエリアが想定されます。また、公共交通による周辺地域からのアクセスしやすい区域で、徒歩や自転車でも容易に移動できる範囲に定めることが想定されています。

### 【都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方】

- ・ 居住誘導区域内に設定
- ・ 都市の拠点となるべき区域
- ・ 商業業務等が集積する地域で、これらの都市機能が一定程度充足している区域
- ・ 周辺地域からの公共交通アクセスの利便性が高い区域

## 2. 都市機能誘導区域の設定

### 2.1 区域設定の流れ

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に定められるものであり、公共施設、生活サービス施設などの都市機能を都市の拠点に誘導し、集約させることにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです。

都市機能誘導区域の設定にあたり、区域設定の要件や留意点等は、次のとおり考えられます。

《区域設定等の考え方》

- 都市の拠点となるべき区域
  - ・業務、商業などが集積する地域
  - ・都市機能が一定程度充実している区域
  - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 など
- 徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲
- 医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて、居住を誘導することが望ましい区域

上記の考え方を踏まえ、本市における都市機能誘導区域は、立地適正化計画で目指す将来の都市の骨格構造で位置づけた「中心拠点」に設定することとします。

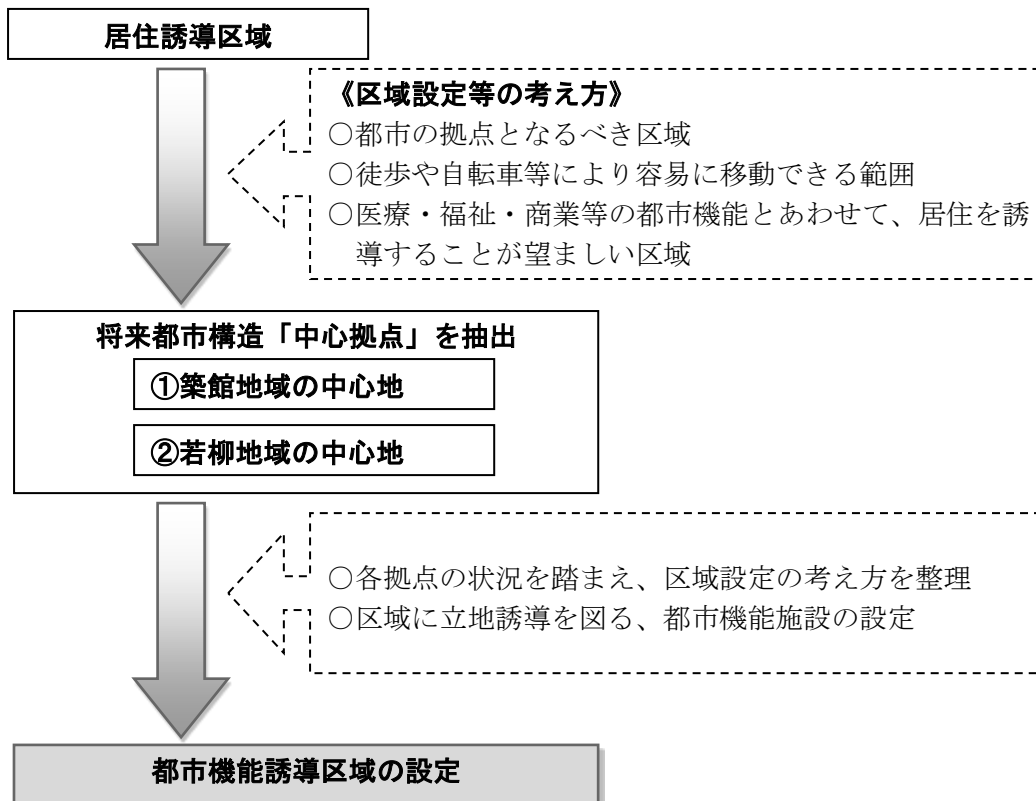


図 都市機能誘導区域の設定の流れ

## 2. 2 都市機能誘導区域の設定

### (1) 築館地域の区域設定の考え方

将来の都市の骨格構造における「中心拠点」として位置づけた築館地域の中心部を都市機能誘導区域に設定します。

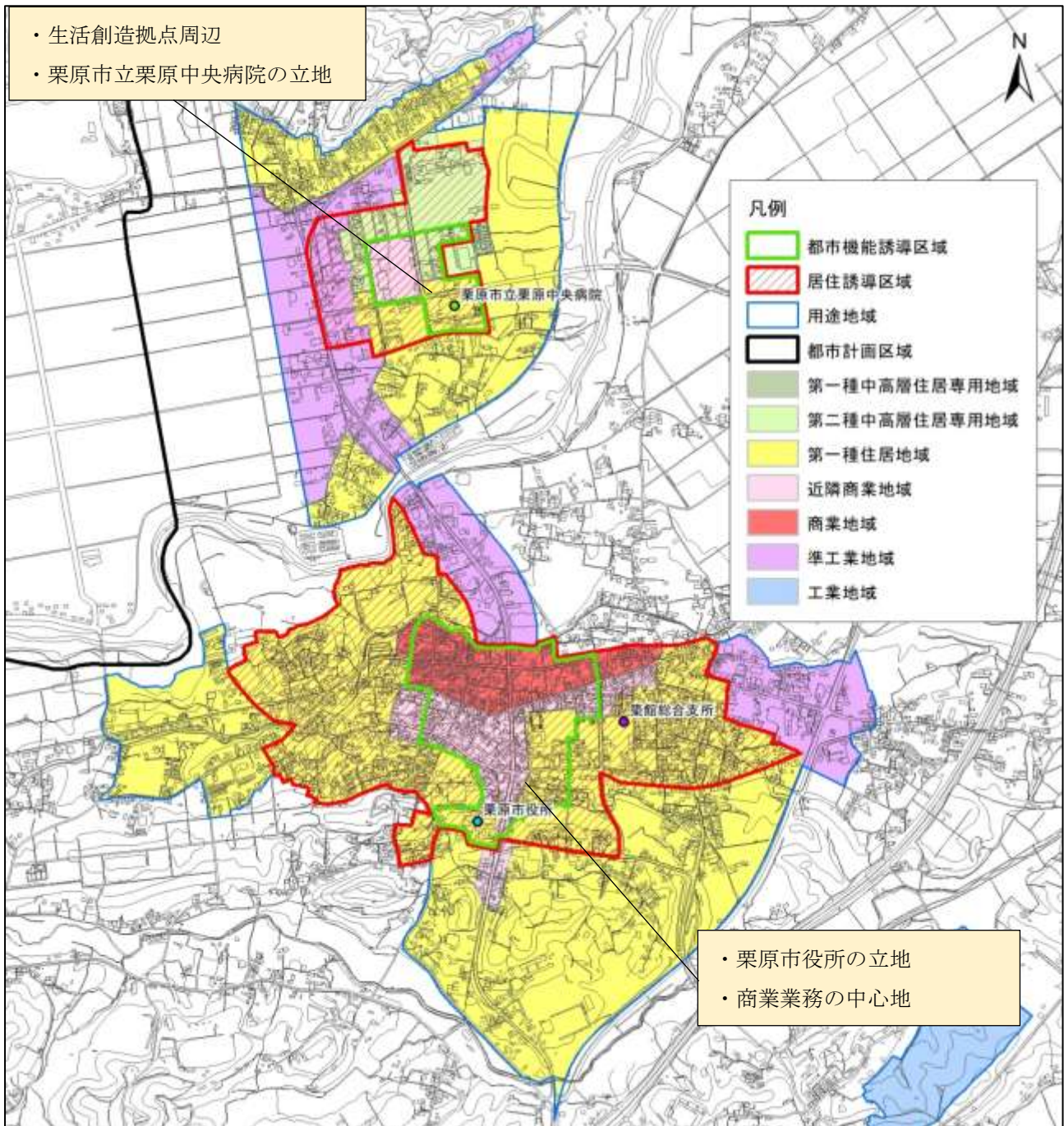
都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方と想定される誘導施設は次のとおりとします。

#### 【築館地域の区域設定の考え方】

- ・本市の商業業務の中心地である商業地域、近隣商業地域を中心に区域に設定する。
- ・宮野地区の生活創造拠点周辺に医療機能など都市機能を集積していく観点から区域に設定する。

#### 【想定される誘導施設】

○行政機能 ○介護・福祉機能 ○子育て機能 ○商業機能 ○医療機能



## (2) 若柳地域の区域設定の考え方

将来の都市の骨格構造における「中心拠点」として位置づけた若柳地域の中心部を都市機能誘導区域に設定します。

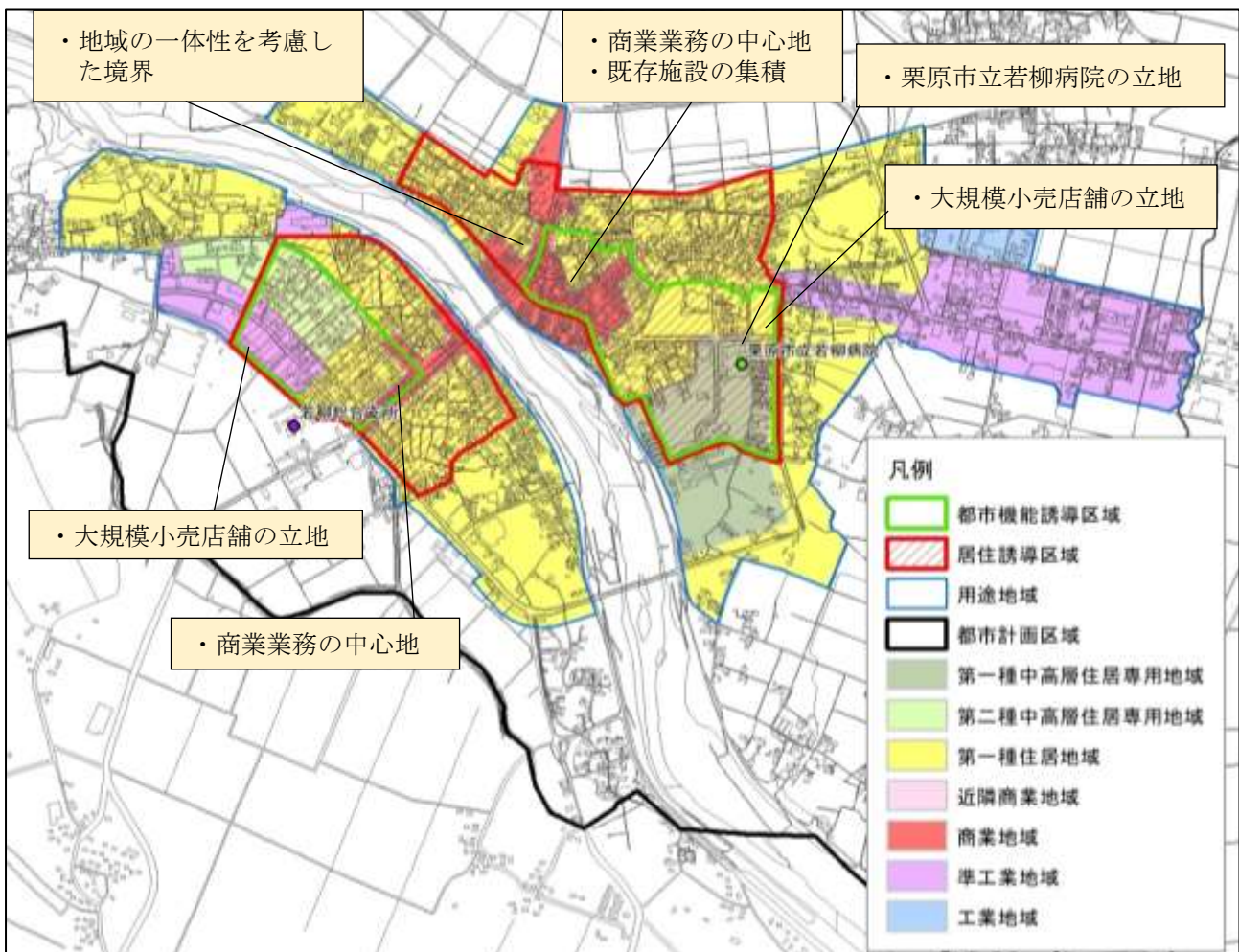
都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方と想定される誘導施設は次のとおりとします。

### 【若柳地域の区域設定の考え方】

- ・地域の商業の中心地である商業地域を中心に区域を設定する。
- ・既存施設の立地を考慮するとともに、栗原市立若柳病院を含むように区域を設定する。

### 【想定される誘導施設】

○介護・福祉機能    ○子育て機能    ○商業機能    ○医療機能



#### ■居住誘導区域 全域

面積：251.4ha（用途地域 826ha に対する構成比：30.4%）

カバー人口（H27）：7,892 人

カバー人口（R22）：7,313 人

#### ■都市機能誘導区域 全域

面積：90.8ha（用途地域 826ha に対する構成比：11.0%）

（居住誘導区域 251.4ha に対する構成比：36.1%）

### 3. 誘導施設

#### 3.1 誘導すべき機能（誘導施設）の設定の考え方

誘導施設とは、生活利便性の向上を図るために維持・誘導を目指していく施設のことであり、都市機能誘導区域ごとに定めるものです。

本計画では、以下のフローに示す内容に該当する施設を誘導施設として設定します。

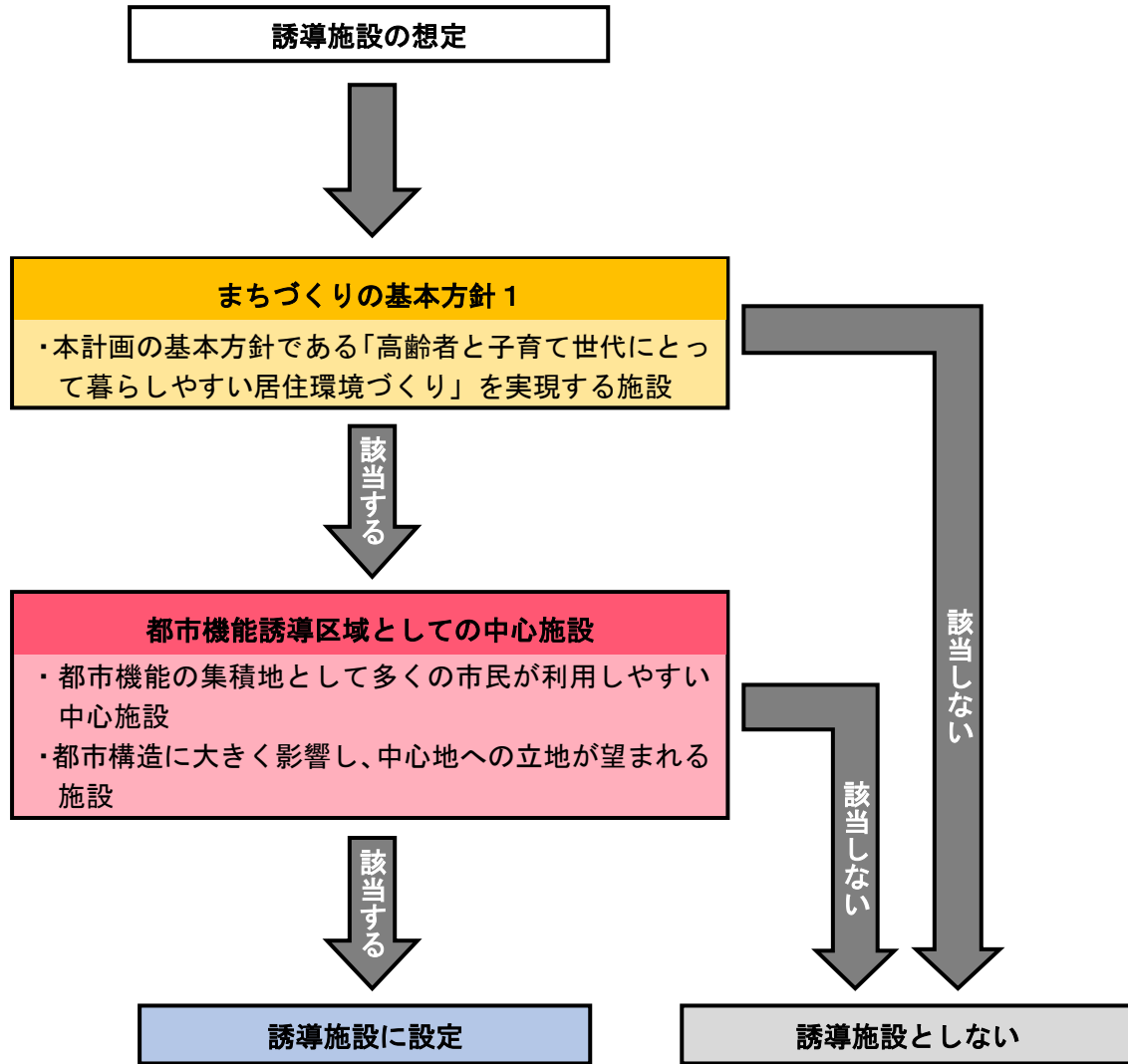


図 誘導施設の設定の流れ

### 3. 2 誘導すべき機能（誘導施設）の整備方針の検討

誘導施設は一般的には、行政、介護・福祉、子育て支援、商業、医療、金融、教育・文化といった機能を有する施設が考えられます。

#### <誘導施設の考え方>

都市機能誘導区域へ立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、誘導施設）は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設という観点から、

- ・病院・診療所の医療施設、デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
  - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
  - ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
  - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- などを定めることが考えられる。

出典：国土交通省都市計画運用指針

また、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）」において、地方中核都市クラスの都市の拠点類型ごとに想定される機能イメージを次のとおり示しており、これらを参照し、本市における誘導すべき都市機能を独自に設定します。

表 拠点類型ごとに想定される機能イメージ（地方中核都市クラスの都市）

機能分類	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中核的な行政機能</li> <li>例. 市役所庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> <li>例. 市役所総合支所、福祉事務所など各地域事務所</li> </ul>
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例. 相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>例. 食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能</li> <li>例. 病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けられることができる機能</li> <li>例. 診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>例. 銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>例. 郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例. 学校施設、文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>例. 図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

都市機能誘導区域における既存施設の分布状況は以下のとおりとなっています。

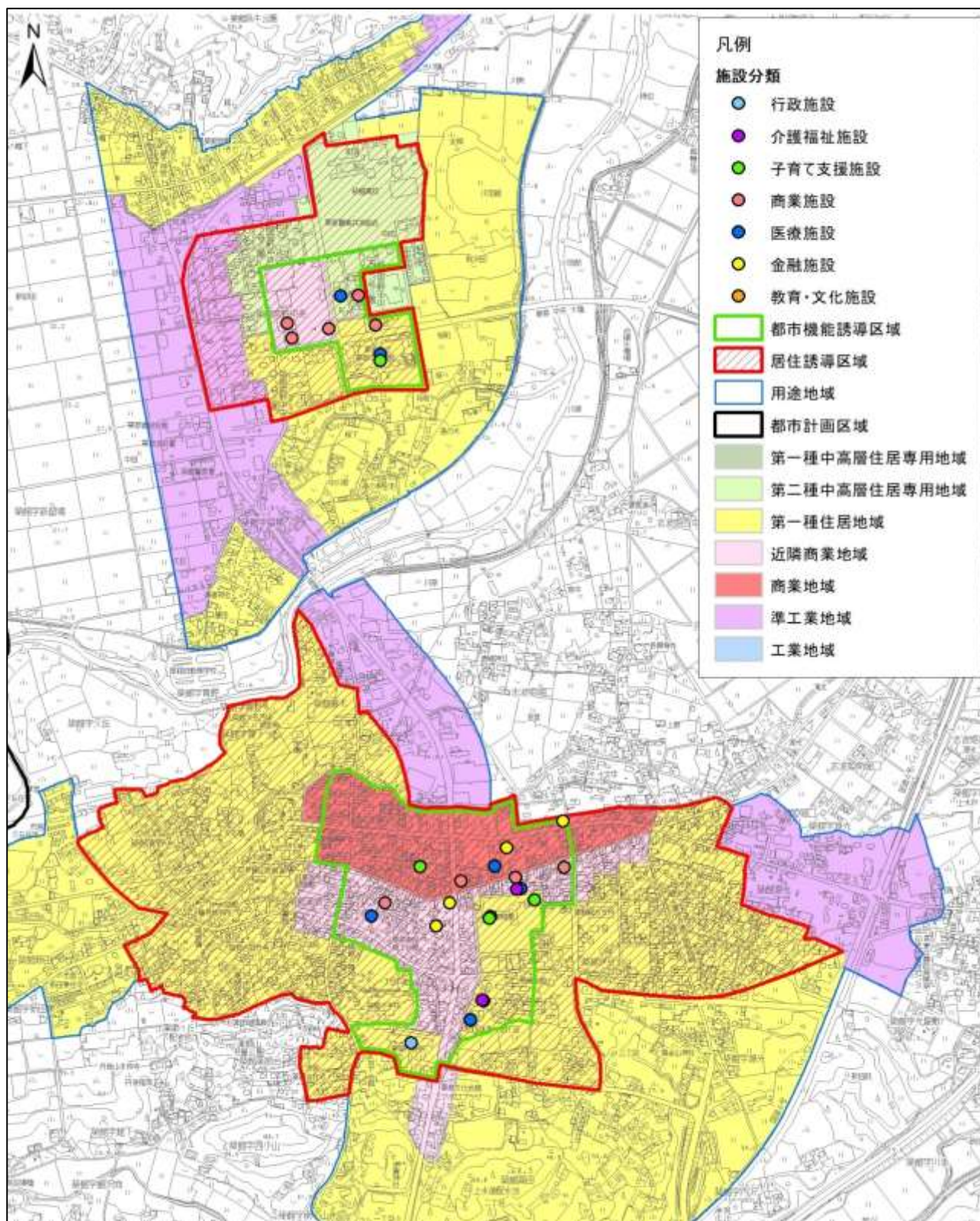


図 都市機能誘導区域内の既存施設の分布状況（築館）



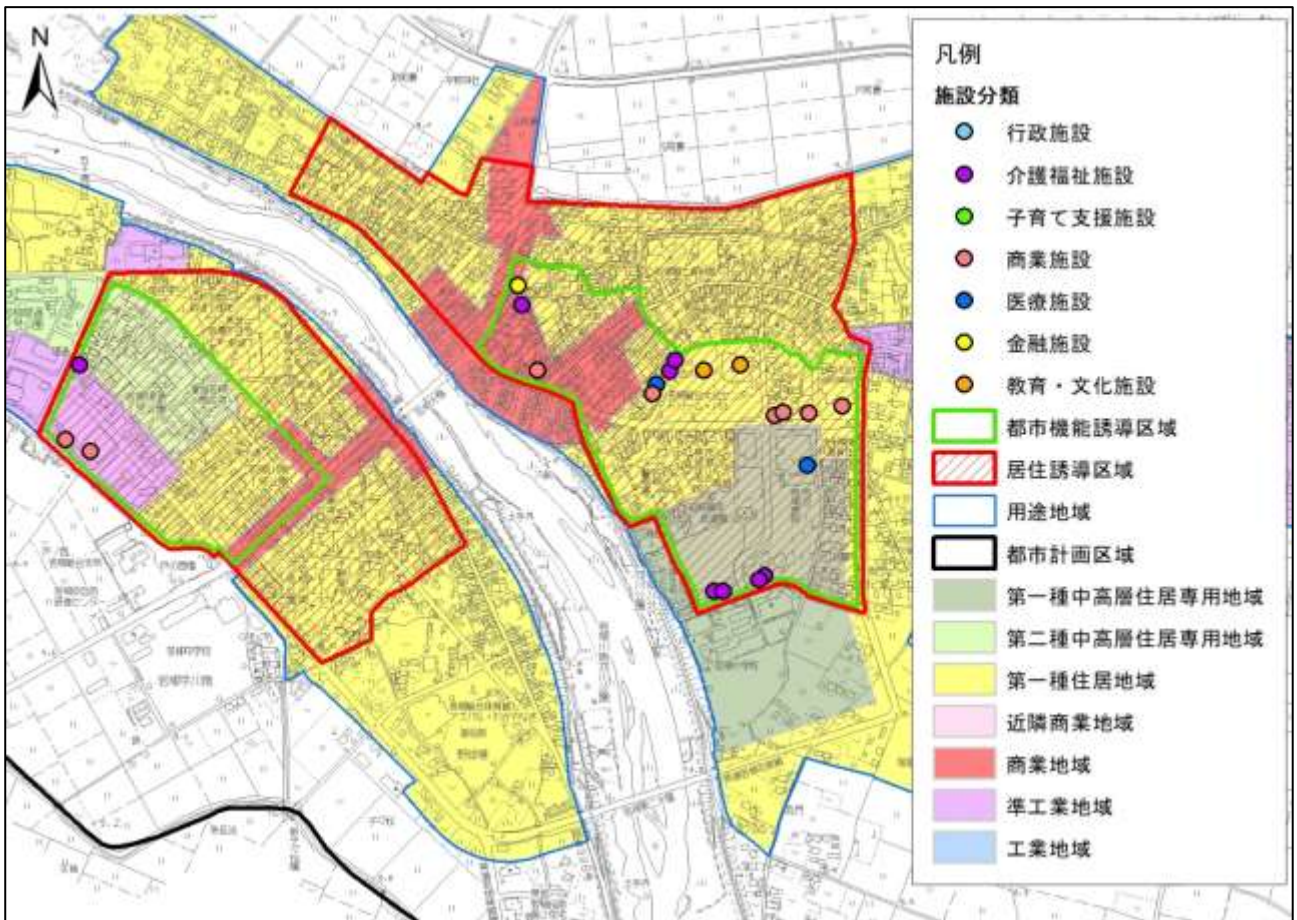


図 都市機能誘導区域内の既存施設の分布状況（若柳）

本市における誘導すべき機能（誘導施設）の整備方針を次のとおり分類します。

機能分類	整備（誘導）の方針	誘導施設の想定
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所庁舎は、現在の機能を恒久的に維持していく。</li> </ul>	《行政が主体》 ○市役所庁舎
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。</li> <li>公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。</li> <li>医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。</li> </ul>	《行政が主体》 ○地域包括支援センター ○福祉相談窓口 《民間施設を誘導》 ○高齢者向けコミュニティサロン ○デイサービス施設
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。</li> <li>公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。</li> <li>認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。</li> </ul>	《行政が主体》 ○保育施設 ○子育て支援センター 《民間施設を誘導》 ○子育て支援施設 ○一時預かり託児施設
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生活利便性や来訪者へのサービス、市内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。</li> <li>市民の生活の中心となる生活拠点において、拠点の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。</li> </ul>	《民間施設を誘導》 ○大型商業施設 ○日常生活に必要な商業施設 ○日常生活に必要な小規模な店舗 ○観光・来訪者向け店舗
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の健康維持等に必要な施設である栗原市立栗原中央病院、栗原市立若柳病院、民間の診療所を誘導施設として維持する。</li> </ul>	《行政が主体》 ○病院 《民間施設を誘導》 ○診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方銀行、信用金庫、農協などの金融機関が市街地内に立地し、市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めていく。</li> </ul>	(本計画における誘導施設に設定しない)
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等の教育施設は、地域のコミュニティ拠点や災害時の避難所としての機能を有している施設であり、現存する施設の維持に努めていく。</li> </ul>	(本計画における誘導施設に設定しない)

### 3.3 誘導施設の設定

前項までに整理した誘導施設の設定に基づき、「高齢者と子育て世代の居住環境向上を実現する施設」及び「都市の主要部としてふさわしい施設」を誘導施設として設定します。

#### ●まちづくりの基本方針1

- ・高齢者と子育て世代にとって暮らしやすい居住環境を実現する施設

#### ●都市機能誘導区域としての中心施設

- ・都市機能の集積地として多くの市民が利用しやすい中心施設
- ・都市構造に大きく影響し、立地適正化計画エリア外での立地を抑制する施設

機能分類		高齢者と子育て世代の居住環境向上を実現する施設	都市の主要部としてふさわしい施設	誘導施設	備考
行政機能	市役所庁舎	—	○	—	
介護・福祉機能	地域包括支援センター	○	—	—	
	福祉相談窓口	○	—	—	
	高齢者向けコミュニティサロン	○	—	—	
	デイサービス施設	○	—	—	
子育て機能	認定こども園	○	—	—	
	子育て支援センター	○	—	—	
	幼稚園、保育所等	○	—	—	
	一時預かり託児施設	○	—	—	
商業機能	大型商業施設	○	○	○	店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※1</sup>
	日常生活に必要な商業施設	○	—	—	
	日常生活に必要な小規模な店舗	○	—	—	
	観光・来訪者向け店舗	—	—	—	
医療機能	病院	○	○	○	病床数 90 床以上 <sup>※2</sup>
	診療所	○	—	—	
金融機能	—	—	—	—	
教育・文化機能	—	—	—	—	

※1 店舗面積は、大規模小売店舗立地法第2条の定義に基づいており、主にスーパーマーケットやデパートなどが該当する

※2 市立病院の病床数 栗原中央病院：284床（結核病床を除く）〔令和3年8月(2021年8月)〕  
 若柳病院：90床〔令和3年4月(2021年4月)〕  
 栗駒病院：45床〔令和3年4月(2021年4月)〕

# 第7章 誘導施策

## 1. 居住誘導区域内に居住を誘導するために講ずべき施策

居住誘導区域への居住や住宅の立地が促進されるよう、身近な拠点への都市機能の維持・確保や交通利便性の向上などの誘導施策を行います。

誘導施設への利便性・アクセス性を確保しつつ、居住誘導及び市全域からの利便性の高い交通ネットワークの構築のため、国や市の各種施策・事業を計画的かつ段階的に展開していきます。

表 想定される施策

	事業名
国の支援を受けて市が実施する施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・優良建築物等整備事業</li><li>・住宅市街地総合整備事業</li><li>・スマートウェルネス住宅等推進事業</li><li>・空き家再生等推進事業 等</li></ul>
市が独自に実施する施策 (※)	<ul style="list-style-type: none"><li>・若者定住促進助成事業</li><li>・住まいる栗原ホームサーチ事業（空き家バンク制度）</li><li>・空き家リフォーム助成事業</li><li>・交流・移住推進事業</li><li>・ビジネスチャレンジサポート事業</li></ul>

※市が独自に講じる施策の内容は、上位・関連計画との整合を図りつつ、引き続き検討するものとする。

## 2. 都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策

都市機能誘導区域への施設の立地誘導は、誘導すべき機能（誘導施設）の整備方針を踏まえて、誘導すべき機能ごとに国や市が行うまちづくりの施策・事業を活用します。

### 2. 1 法に基づく施策

#### (1) 都市機能誘導施設の届け出制度

都市再生特別措置法に基づく届け出制度により、都市機能誘導区域外における誘導施設の開発等の動きを把握します。

これにより、都市機能誘導区域内への都市機能誘導施設の立地の維持と誘導を図ります。

#### (2) 都市計画制度の活用

都市における土地利用コントロールを適切なものとするために、引き続き都市計画制度の適正な運用を図り、無秩序な市街地の拡散を抑制します。

必要に応じて、都市機能誘導施設の立地を誘導するために地区計画等の都市計画制度を活用し、コンパクトなまちづくりの維持と推進を図ります。

### 2. 2 都市機能の維持・誘導をするための施策

都市機能誘導区域において、想定される都市機能の維持・誘導に関する施策は以下のとおりです。

#### (1) 介護・福祉機能

##### 【支援施策・事業】

- 都市構造再編集中支援事業
- 都市再生整備計画事業
- スマートウェルネス住宅等推進事業
- バリアフリー環境整備促進事業

#### (2) 子育て機能

##### 【支援施策・事業】

- 都市構造再編集中支援事業
- 都市再生整備計画事業

#### (3) 商業機能

##### 【支援施策・事業】

- ビジネスチャレンジサポート事業
- 中小企業等支援事業

#### (4) 医療機能

##### 【支援施策・事業】

- 都市構造再編集中支援事業
- 都市再生整備計画事業
- 医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

### 2. 3 公共交通の利便性やサービスの向上

コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる将来都市構造を実現するため、「栗原市地域公共交通網形成計画」に掲げる事業との整合を図り、持続可能な交通体系の構築、公共交通の利便性向上に向けた事業・施策を展開します。

#### (1) 地域公共交通網再編事業

都市を支える持続可能な交通体系の構築に向け、地域内外及び広域への移動ニーズに対応したバス路線網を形成するとともに、拠点間を公共交通で結ぶ公共交通網の再編事業を実施します。

##### 【支援施策・事業】

- 広域路線バスの再編
- 市内連携路線バスの再編
- 地域内路線バスの再編

#### (2) 地域拠点環境整備事業

地域間連携、賑わいを創出することを目的に、地域拠点の環境整備事業を実施します。

##### 【支援施策・事業】

- 広域路線上の主要な交通拠点の整備
  - ・中心拠点
  - ・一次拠点
- 地区内拠点の整備
  - ・二次拠点

### 2. 4 中心市街地の活性化によるにぎわいの創出と魅力の向上

本市の中心地の賑わいを創出し、若者などの移住・定住を促進するため、中心市街地の活性化や、賑わい創出に必要な都市機能の維持・向上、誘導を推進します。

##### 【支援施策・事業】

- 交流（子育て支援・教育文化・コミュニティ・健康増進・生活サービス等）機能の整備
- 商業系都市機能の誘致
- 商業活性化に向けての起業・創業支援の充実・強化

## 2. 5 市有不動産の有効活用施策

誘導施設の誘導にあたっては、区域内の公有地や公共施設の再編等で生まれる低・未利用地の有効活用を検討します。

都市機能施設を誘導する際は、栗原市公共施設等総合管理計画による公共施設の適正配置や余剰地の有効活用等について連携・調整を図り、公共施設の統廃合で生じた余剰施設、空き地の活用について検討します。

## 第8章 防災指針の検討

近年特に水災害において頻発・激甚化の傾向を見せていることから、本章では居住誘導区域における迫川の洪水浸水想定区域(計画規模※及び想定最大規模※)等についてのリスク分析を行い、区域内の安全なまちづくりを推進するための検討を行います。

※洪水浸水想定区域(計画規模)：

宮城県が作成した数10年～数100年に1度程度の規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域

迫川では、築館地域で50年に1度程度、若柳地域で100年に1度程度の規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域

※洪水浸水想定区域(想定最大規模)：

宮城県が作成した1000年に1度程度の降雨量を上回る規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域



# 1. 居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

## 1. 1 居住誘導区域等の災害ハザード情報等の収集、整理

居住誘導区域等の災害ハザード情報等から読み取れる内容について、次のとおりまとめます。

項目	築館地域（居住誘導区域）		若柳地域（居住誘導区域）	
	迫川の南エリア 市役所及び県栗原合同庁舎を含む区域	迫川の北エリア 大型商業施設及び栗原市立栗原中央病院を含む宮野地区	迫川の南エリア 国道 398 号沿道、若柳総合支所北側周辺	迫川の北エリア 栗原市立若柳病院及び郵便局、金融機関などを含む
(1) 洪水浸水想定区域（計画規模）	洪水浸水想定区域外である	主に 0.5m未満の浸水深となっている	一部に 0.5m未満の浸水深が指定されている	エリア南部を除き、洪水浸水想定区域外である
(2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模）	洪水浸水想定区域外である	全体的に浸水が想定され、3m未満の浸水深に達する区域がある	全体的に最大 3m未満の浸水深が想定されている	全体的に最大 3m未満の浸水深が想定されている
(3)※ 浸水継続時間	洪水浸水想定区域外である	一部低地を除き最大 24 時間となっている	国道 398 号沿いに最大 72 時間の区域がある	若柳総合文化センター北側及び栗原市立若柳病院南側に最大 72 時間の区域がある
(4)※ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	該当区域なし	該当区域なし	該当区域なし	迫川左岸の若柳大橋周辺に河岸浸食が想定される区域がある
(5)※ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	該当区域なし	該当区域なし	迫川右岸・左岸とも若柳大橋下流部に氾濫流が想定される区域がある	
(6) 標高	ほぼ 30mを超える区域となっている	栗原市立栗原中央病院及び区画整理地周辺は 20m前後であるが、迫川に近い東側では 18m前後の区域もある	ほぼ 9mから 10mの範囲となっている	若柳大橋周辺では 12m前後であるが、若柳総合文化センター及び栗原市立若柳病院周辺では 10m前後となっている
(7) 土砂災害警戒区域	すべての居住誘導区域で該当区域なし			

※ (3)～(5) は洪水浸水想定区域（想定最大規模）における結果である

## 1. 2 地区ごとの防災上の課題の整理

前頁の結果から、被害が大きい想定最大規模の降雨量に考慮した防災上の課題を次のとおり整理します。

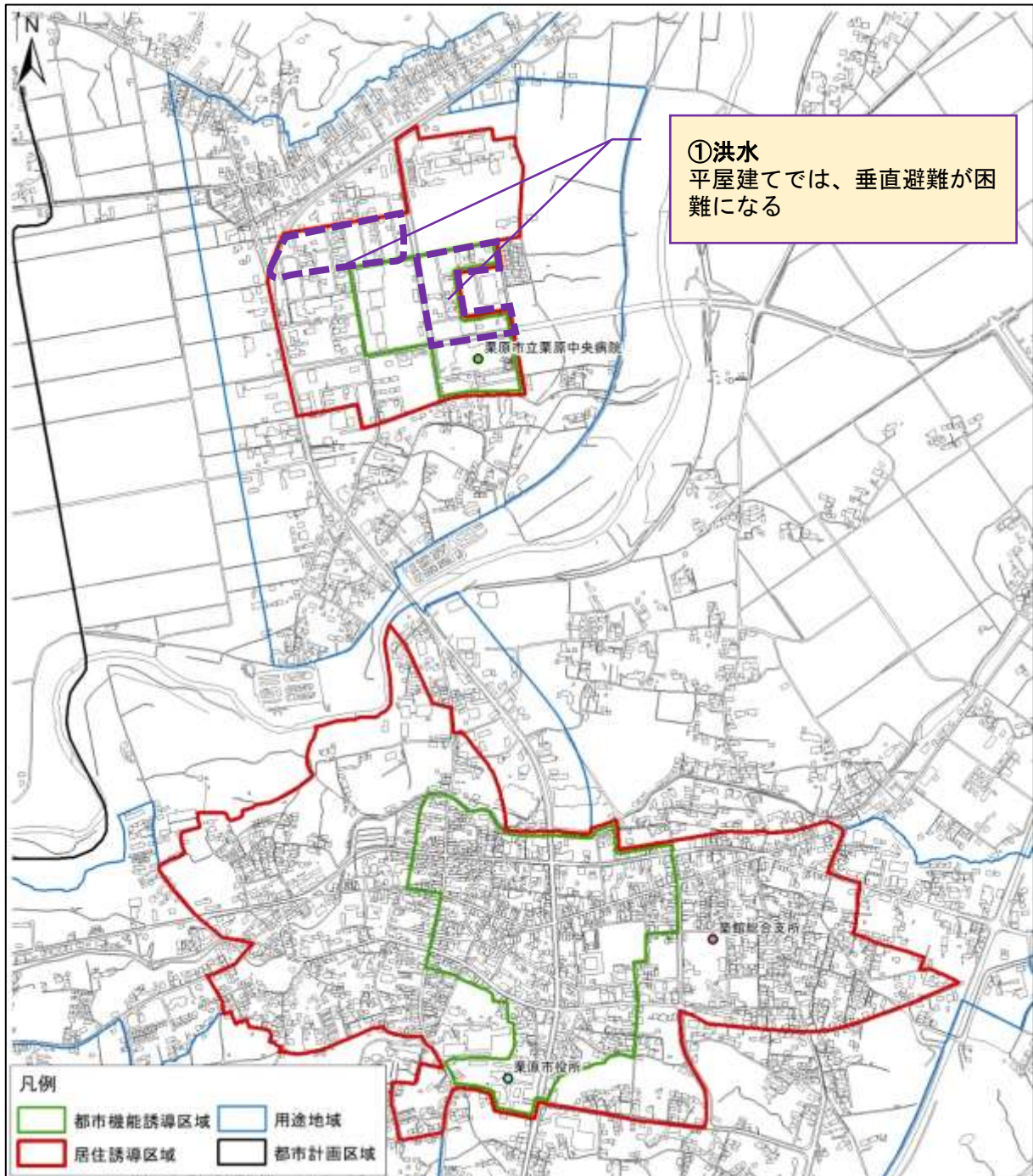


図 防災上の課題（築館地域）洪水浸水想定区域（想定最大規模）

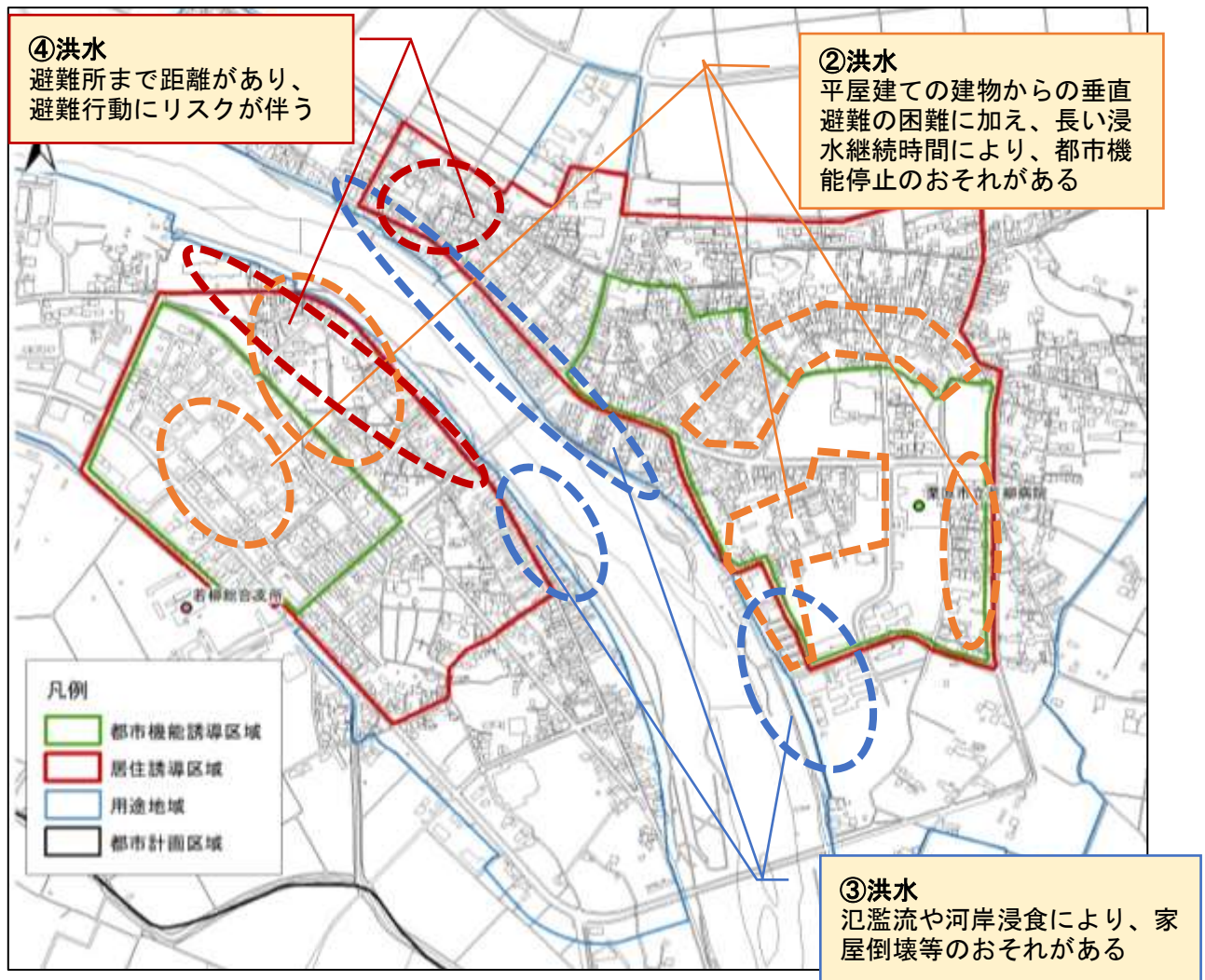


図 防災上の課題（若柳地域）洪水浸水想定区域（想定最大規模）

表 防災上の課題

災害	地域	No	課題
洪水	築館	①	建物が立地しているエリアに想定最大規模の洪水浸水想定区域が指定されており、浸水の状況によっては垂直避難が困難になることも考えられる。
		②	垂直避難が困難になることに加え、浸水継続時間が 72 時間以上となる箇所がみられ、住民の生活や都市機能に影響を及ぼす可能性がある。
	若柳	③	氾濫流や河岸浸食により、家屋倒壊等のおそれがある。
		④	避難所まで距離があり、避難行動にリスクが伴う。

## 2. 防災まちづくりの将来像、取組方針

### 2.1 防災まちづくりの将来像

課題で示しているとおり、築館地域宮野地区、及び若柳地域において洪水による浸水が想定されています。そのため、本計画における防災まちづくりにおいては、各種の対策による災害リスクの低減を図ることにより、地域住民と安全・安心な社会を構築することを目的とします。

### 2.2 取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、各地区の取組方針を以下のとおりとし、災害リスクの低減や回避に努めます。

地区	災害	課題	方針
A	洪水	平屋建てでは垂直避難が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水深を考慮した階層の建築を促す。</li> <li>・ <u>迫川の河川改修</u></li> </ul>
B	洪水	平屋建てでは垂直避難が困難、都市機能停止のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水深を考慮した階層の建築を促すとともに、災害時における水が引くまでの間、最低限の生活レベルが保証される対策を講じる。</li> </ul>
C	洪水	平屋建てでは垂直避難が困難、都市機能停止のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水深を考慮した階層の建築を促すとともに、災害時における水が引くまでの間、最低限の生活レベルが保証される対策を講じる。</li> </ul>
D	洪水	家屋倒壊等のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報の周知</li> </ul>
E	洪水	家屋倒壊等のおそれ、都市機能停止のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に備えた河川水位等の監視の強化を図るとともに、災害時における水が引くまでの間、最低限の生活レベルが保証される対策を講じる。</li> </ul>
F	洪水	避難行動にリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難計画を強化する。</li> </ul>

※下線部分はハード事業

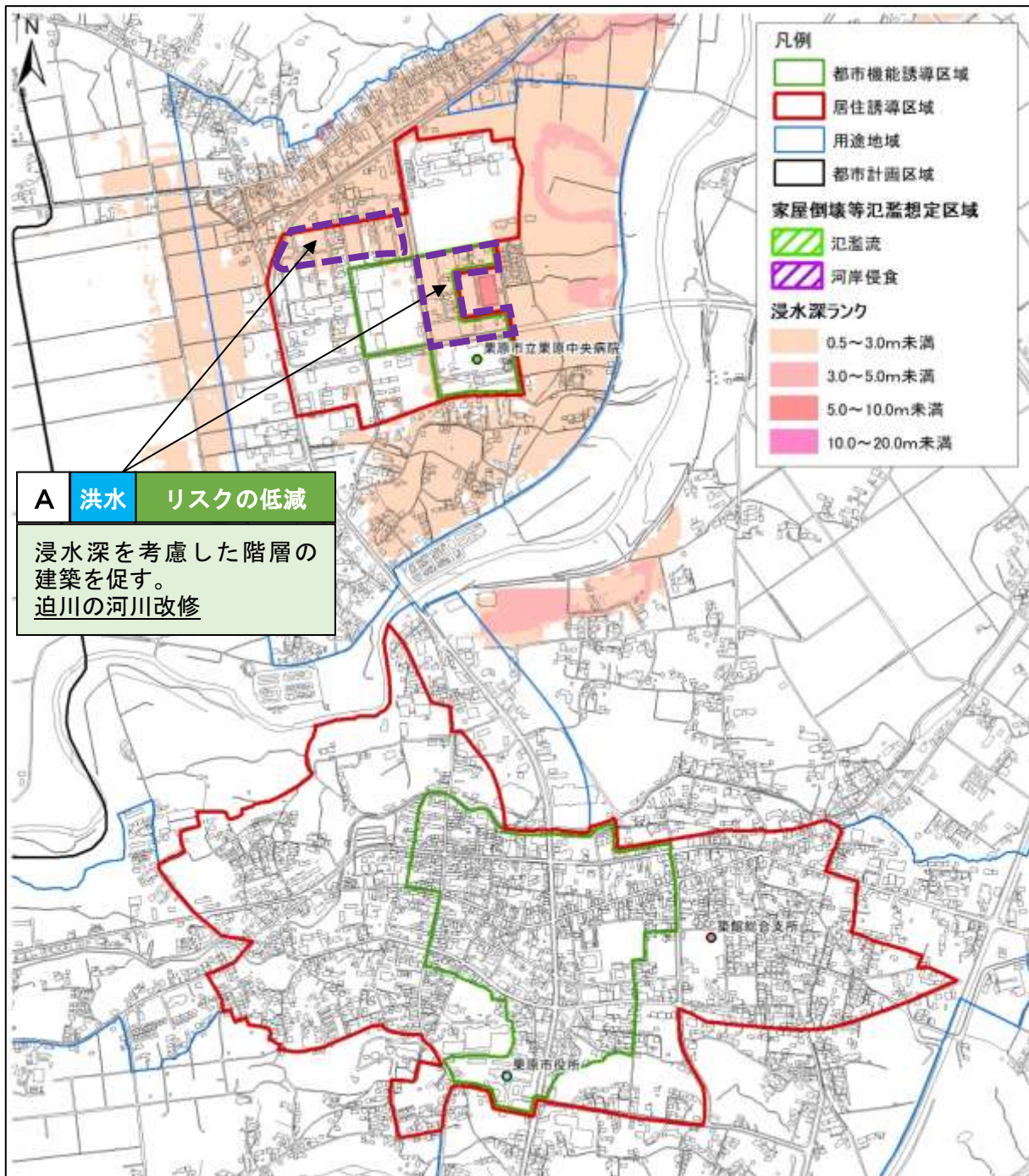


図 取組方針（築館地域）洪水浸水想定区域（想定最大規模）

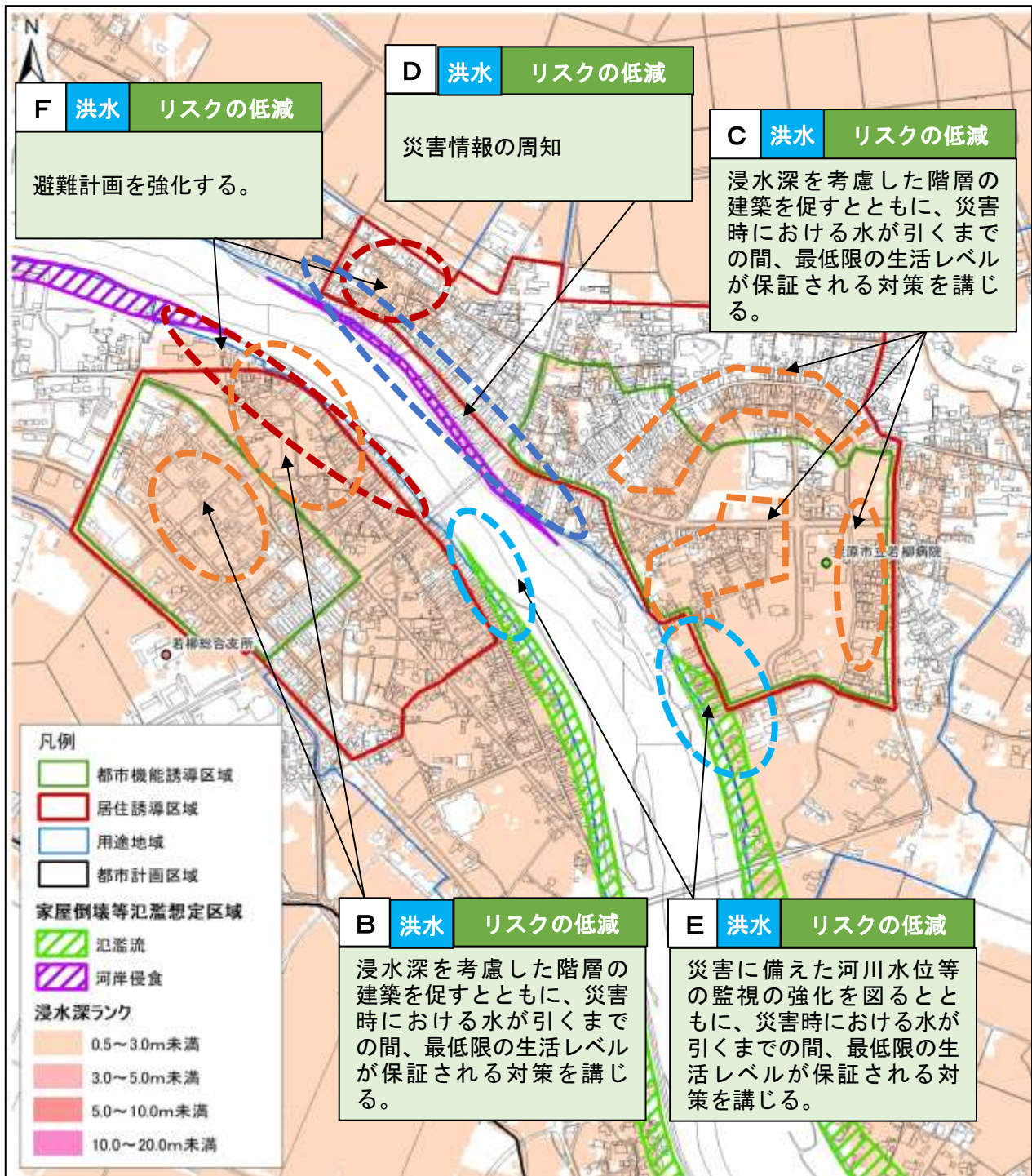


図 取組方針（若柳地域）洪水浸水想定区域（想定最大規模）

### 3. 具体的な取組、スケジュール、目標値

#### 3. 1 防災に関する具体的な取組とスケジュール

取組方針に基づく具体的な取り組みとスケジュールを次のとおり設定します。

地区	方針	具体的な取組	実施時期		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
A	・浸水深を考慮した階層の建築を促す。	・洪水に対する安全な建築物の情報提供	→		
	・ <u>迫川の河川改修</u>	・ <u>迫川（築館工区）改修事業</u>	→	→	→
B	・浸水深を考慮した階層の建築を促すとともに、災害時における水が引くまでの間、最低限の生活レベルが保証される対策を講じる。	・洪水に対する安全な建築物の情報提供 ・備蓄等の災害対応方策の周知	→		
C	・浸水深を考慮した階層の建築を促すとともに、災害時における水が引くまでの間、最低限の生活レベルが保証される対策を講じる。	・洪水に対する安全な建築物の情報提供 ・備蓄等の災害対応方策の周知	→		
D	・災害情報の周知	・災害時の危険情報の早期発信 ・ハザードマップの周知による災害危険性の認識向上	→		
E	・災害に備えた河川水位等の監視の強化を図るとともに、災害時における水が引くまでの間、最低限の生活レベルが保証される対策を講じる。	・災害時の危険情報の早期発信 ・ハザードマップの周知による災害危険性の認識向上 ・備蓄等の災害対応方策の周知	→		
F	・避難計画を強化する。	・浸水時にも利用可能な避難路のネットワークの設定 ・避難行動判定フローによる事前避難の啓発	→		

※下線部分はハード事業

### 3. 2 目標値

本計画における防災指針の目標値を次のとおり設定します。

指標	定義	基準値	目標値
避難訓練の実施	市が実施する避難訓練の回数	年 1 回	年 1 回開催 の継続
ハザードマップの更新	市内河川の洪水浸水想定区域が見直された都度ハザードマップを更新	平成 29 年度作成	ウェブ版：見直しの都度更新 紙版：数年で更新
避難確保計画が策定されている要配慮者利用施設数※	要配慮者利用施設の避難確保計画が作成されている施設の割合	92.6% 令和 2 年度末 (2020 年度末)	100.0% 令和 24 年度末 (2042 年度末)
防災指導員の養成	防災指導員が複数人いる自主防災組織率	66.0% 令和 2 年度末 (2020 年度末)	100.0% 令和 8 年度末 (2026 年度末)

※社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設



# 第9章 実現化方策及び評価・見直し等の方針

## 1. 実現化方策の検討

### 1. 1 法に基づく届出制度

#### (1) 居住誘導区域外で行う建築等の行為

居住誘導区域外の区域では、都市再生特別措置法（第 88 条）に基づく届出制度により、住宅開発等に係る動きを把握します。

#### 【届出の対象とする行為】

##### ◆ 開発行為

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの

##### ◆ 建築行為

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合。
- ② 建築物を改装し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

#### 開発行為

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの

(例 1) **届出必要**

3 戸以上の開発行為



(例 2) **届出必要**

1,300 m<sup>2</sup>

1 戸の開発行為



#### 建築等行為

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改装し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

(例 1) **届出必要**

3 戸以上の建築行為



(例 2) **届出不要**

1 戸の建築行為



#### 【届出の時期】

- 開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行う。

#### 【届出に対する対応】

- 届出をした者に対して、必要な場合には当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行う。

## (2) 都市機能誘導区域外で行う建築等の行為

都市機能誘導区域外の区域では、都市再生特別措置法（第 108 条）に基づく届出制度により、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握します。

### 【届出の対象とする行為】

#### ◆開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

#### ◆開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

### 【届出の時期】

- 開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行う。

### 【届出に対する対応】

- 届出をした者に対して、必要な場合には税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行う。

## 2. 目標値の設定

本計画の進捗と達成状況を評価・管理するため、計画の目標値を次のとおり設定します。

指標については、都市機能や居住環境の維持・向上を図る観点から、居住誘導区域内の人口、都市機能誘導区域内の介護福祉施設、子育て支援施設の施設数を設定します。

また、公共交通の利用促進、利用しやすさの向上を図る観点から、市内のバス利用者数を設定します。

表 計画の目標値

目標指標	基準値		目標値 〔令和24年（2042年）〕
①居住誘導区域内の人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口</li> <li>〔平成27年（2015年）現況〕 約7,900人</li> <li>〔令和22年（2040年）推計〕 約7,300人</li> </ul>	➡	（現状以上または維持）  <ul style="list-style-type: none"> <li>●人口 7,900人以上</li> </ul>
<p>&lt;都市づくりの効果&gt;</p> <p>まちなか居住が進み、多様な世代の市民が定住することにより人口密度が保たれ、まちの中心拠点が維持されます。</p>			
②都市機能区域内の介護福祉施設、子育て支援施設の施設数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市機能誘導区域内</li> <li>〔令和3年（2021年）〕</li> <li>・介護福祉施設：10件</li> <li>・子育て支援施設：5件</li> </ul>	➡	（それぞれ1件以上の立地）  <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市機能誘導区域内</li> <li>・介護福祉施設：11件以上</li> <li>・子育て支援施設：6件以上</li> </ul>
<p>&lt;都市づくりの効果&gt;</p> <p>都市機能誘導区域内に介護福祉施設、子育て支援施設の立地が進むことにより、高齢者や子育て世代等の豊かな生活環境の確保が期待されます。</p>			
③市内バス路線の全路線の年間利用者数（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バス年間利用者数</li> <li>〔平成27年度（2015年度）〕 約38.2万人</li> </ul>	➡	（現状維持）
<p>&lt;都市づくりの効果&gt;</p> <p>居住誘導区域内外の生活拠点が公共交通により結ばれることにより、誰もが気軽に利用できる移動手段が確保され、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現が期待されます。</p>			

※「栗原市地域公共交通網形成計画」における目標値

### 3. 計画の評価・見直し

立地適正化計画は、まちづくりに関する上位・関連計画等との整合を図りつつ、概ね5年ごとに本計画に定められた施策・事業の実施状況及び目標値の達成状況を検証するとともに、検証結果に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行っていくものとします。また、必要に応じて都市再生協議会等の外部委員会による評価・検証も行うこととします。

具体的には、PDCAサイクルの考え方にに基づき、適切な進行管理を行いつつ、目標値の達成を目指していくものです。

図 PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

